

林業 安全衛生 資料集

 四十万労働基準監督署



(R 6.6)

資料目次

■ 令和5年における労働災害発生状況及び令和5年死亡災害発生状況	1
■ STOP!熱中症 クールワークキャンペーン	3
■ 事例でわかる職場のリスクアセスメント	5
■ エイジフレンドリーガイドライン	17
■ 「令和6年度エイジフレンドリー補助金」のご案内	19
■ チェーンソーを用いた伐木作業安全マニュアルのポイント	23
■ チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン	27
■ 林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のための ガイドライン	28
■ 伐木作業等の安全対策の規制が変わります！	29
■ 木材伐出機械等も規制の対象になりました	33
■ 騒音障害防止のためのガイドラインパンフレット	49
■ トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。	57
■ 自動車運転者の「安全確保の徹底」にご協力をお願いします！	63
■ はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！	65
■ 「墜落制止用器具」を確認しましょう！	69
■ STOP!転倒災害	71
■ 転倒予防のために適切な「靴」を選びましょう	73
■ S A F E ワークコンソーシアム	75

令和5年における労働災害発生状況(死亡災害及び休業4日以上の死傷災害) 確定

業種	局署別	高知局(合計)				高知監督署管内				須崎監督署管内				四万十監督署管内				安芸監督署管内			
		5年	4年	増減	5年	4年	増減	5年	4年	増減	5年	4年	増減	5年	4年	増減	5年	4年	増減		
全産業合計	(8) 1259 (7) 2390 -1131 (7) 768 (5) 1421 -653 (1) 171 (1) 284 -113																				
食料品製造業	50 (1) 46 4	23 (1) 26 -3	9	11 -2	14	8	6	4	1	3	0	0	0	3	0	0	3	0	0		
繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業	7 0 7	3 0 0	3	1 0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	1	0	1		
木材・木製品製造業、家具・装備品製造業	(1) 27 16 11	11 6 5 (1)	11	9 2	4	1	3	1	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0		
パルプ、紙、紙製品製造業	(1) 15 19 -4 (1)	9 6 3	5	12 -7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
塗業土石製造業	9 12 -3	5 0 0	4	6 -2	0	0	1	-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業	25 (1) 23 2	21 (1) 19 2	1	3 -2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	1	2	1	0		
一般機械器具製造業	9 18 -9	8 12 -4	0	2 -2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
電気機械器具製造業	2 7 -5	2 7 -5	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
輸送用機械器具製造業	(1) 12 8 4 (1)	8 7 1	0	1 0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	2	0	0	2		
造船業	(1) 12 7 5 (1)	8 6 2	1	0 1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	2	0	0	2		
上記以外の製造業	14 31 -17	10 19 -9	1	5 -4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	-3	2	3	-1	2	3		
小計	(3) 170 (2) 180 -10 (2)	100 (2) 107 -7 (1)	33 48	-15 21	15	6	6	16	15	6	16	10	6	0	0	0	0	0	0		
鉱業	2 3 -1	1 1 0	1	2 -1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
土木工事業	(1) 81 (1) 80 1 (1)	39 31 8	15	18 -3	11	(1) 17	-6	16	14	2											
建築工事業	55 (1) 106 -51	36 (1) 47 -11	9	11 -2	5	35	-30	5	13	-8											
鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	9 44 -35	7 8 -1	0	2 -2	1	30	-29	1	4	-3											
木造家屋建築工事業	19 17 2	14 9 5	3	3 0	2	0	2	0	2	0				5	5	5	5	5	5		
上記以外の建築工事業	27 (1) 45 -18	15 (1) 30 -15	6	6 0	2	5	5	-3	4	4				0	0	0	0	0	0		
その他建設業	18 21 -3	9 13 -4	2	1 1	1	6	3	3	3	3				1	4	3	3	3	3		
小計	(1) 154 (2) 207 -53 (1) 84 (1)	91 -7 26	30 -4	4 22 (1)	55	-33	22	31	-9												
運輸交通業	(2) 84 (1) 109 -25 (2) 62 (1)	77 -15	12	13 -1	2	11	-9	8	8	0											
道路貨物運送業	(2) 78 (1) 88 -10 (2) 57 (1)	66 -9	12	11 1	2	3	-1	7	8	-1											
陸上貨物取扱業	0 0 0	0 0 0	0	0 0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0		
港湾運送業	0 1 -1	0 0 0	0	0 1	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0		
小計	(2) 84 (1) 110 -26 (2) 62 (1)	77 -15	12	14 -2	2	2	11	-9	8	8				0	0	0	0	0	0		
木材伐出業	60 (1) 50 10	25 16 9	14 (1) 18 -4	13	6	7	5	2	4	1				1	3	1	3	1	3		
林業	11 16 -5	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0	10	-10	7	5	2				1	4	1	1	1	1		
その他造林業	71 (1) 66 5	25 16 9	14 (1) 28 -14	20	11	9	-1	8	9	-1				2	11	1	1	1	1		
水産業	10 20 -10	0 0 0	0 0 0	0 1 1	17	14 3	9	12	-3	18	10	8			0	0	0	0	0		
商業	(1) 132 (1) 124 8 (1) 88 (1)	88 0	0 17	14 0	3	9	12	-3	18	10	8			0	1	-1	0	1	-1		
金融広告業	10 5 5	8 1 7	0 0	0 0	0	0	2	3	-1	0				0	1	-1	0	1	-1		
保健衛生業	453 1509 -1056	278 919 -641	51 128 -77	57 55	338	-281	67	124	-57												
接客娛樂業	49 60 -11	35 44 -9	4 5	-1	2	3	-1	8	8	0				0	0	0	0	0	0		
清掃業・畜産業	29 31 -2	23 25 -2	1 2	-1	4	1	3	1	3	1				3	1	3	1	3	-2		
ビルメンテナンス業	15 9 6	14 9 5	0 0	0 0	1	0	1	0	0	0				0	0	0	0	0	0		
上記以外の事業	(1) 69 52 17 (1)	50 45 5	6 3	3 3	8	3	5	5	5	5				5	1	4	1	4	1		
小計	(2) 742 (1) 1781 -1039 (2) 482 (1)	1122 -640	79 152 -73	82 360 -278	99	-278	99	-48	99	-48				1	5	-4	5	2	3		
その他	26 23 3	14 7 7	6 9 -3	1 1	5	-4	5	2	3	1				0	0	0	0	0	0		

(1)死傷者数は労働者死傷報告による数で死亡者を含む。(2)()内の数字は死亡者数で運報による。(3)「上記以外の製造業」には、印刷・製本業、化学工業、電気・ガス・水道業、その他の製造業を計上
(4)「上記以外の事業」には、映画・演劇業、通信業、官公署、派遣業、警備業、情報処理サービス業、その他を計上 (5)「その他」には、農業、畜産業を計上

(注)

令和5年死亡災害発生状況

確定



高知労働局

業種別発生状況（死者者数累計及び前年同期比較）

	製造業	建設業	運輸業	林業	水産業	第3次産業	その他	合計
令和5年	3	1	2	0	0	1	1	8
令和4年	2	2	1	1	0	1	0	7
増減	1	-1	1	-1	±0	±0	1	1

番号	署別	発生日時刻	業種	年齢性別	事故の型 起因物	災害のあらまし		
1	須崎	5.1.16 13:20	製造業 (木材・木製品 製造業)	65歳 男	はさまれ・巻き 込まれ その他の木材 加工用機械	製材装置が正常に作動しなくなったため、機械 の下方に立ち入って作動確認を行っていた被災者 が、下降してきた機械の一部に胸部を挟まれた。		
2	高知	5.7.17 08:50	その他 (その他の 事業)	48歳 男	おぼれ 水	遊漁券の確認のため川を歩いて渡っていたとこ ろ、流されて行方不明となった。その後、被災者 は下流で発見されたが、死亡が確認された。		
3	高知	5.7.29 11:55	運輸業 (道路貨物 運送業)	63歳 男	交通事故 (道路) トラック	伐採した原木をトラック(最大積載量10トン)で 運搬中、下り坂の先の丁字路を左折したところ、 トラックが右側に横転した。		
4	高知	5.8.19 04:30	商業 (小売業)	59歳 男	交通事故 (道路) 乗用車	新聞配達のため自転車で道路を走行中、後方か ら来た乗用自動車にはねられた。		
5	高知	5.8.31 17:30	製造業 (パルプ・ 紙製造業)	45歳 男	はさまれ・巻 き込まれ その他の一般 動力機械	紙の原料と水等を攪拌する水槽の天端に上り、 滞留していた原料等を掻き出す作業を行っていた ところ、機械に動力を伝えるプーリー(動力を伝 える回転体)に巻き込まれた。		
6	高知	5.9.18 10:30	運輸業 (道路貨物 運送業)	58歳 男	感電 アーク溶接 装置	生コン車(トラックアジャーティ)の搅拌ドラム を修理するため、ドラム内部でアーク溶接作業を 行っていたところ感電したとみられる。		
7	高知	5.9.26 16:00	製造業 (造船業)	45歳 男	飛来・落下 クレーン	橋形クレーンでH鋼(全長9メートル・重さ1.3 トン)の片側を吊り上げていたところ、可動式テ ントの屋根にH鋼が接触し落下、クレーンを操作 していた被災者が下敷きとなつた。		
8	高知	5.11.22 11:20	建設業 (土木工事 業)	62歳 男	崩壊・倒壊 地山・岩石	下水管を布設するため、ドラグショベルで道路 を掘削中(長さ6.3メートル、幅1.8メートル、 深さ3.3メートル)に、硬い岩が露出したため被 災者が立ち入り手持ちの削岩機で削っていたこと ころ、側面の土砂が崩壊した。		

注：調査中のもの等を含む。

STOP ! 熱中症 クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、
約800人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チューイ カン吉



準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

キャンペーン
実施要項

準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/> 労働衛生管理体制の確立	事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/> 暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/> 作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/> 設備対策の検討	暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/> 休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/> 服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/> 緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/> 教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R 6.2)

キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を隨時把握

地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



環境省
熱中症予防情報
サイト

<input type="checkbox"/> 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
<input type="checkbox"/> 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
<input type="checkbox"/> 服装	準備期間に検討した服装を着用
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/> 暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け労働者は別途調整することに注意
<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
<input type="checkbox"/> プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
<input type="checkbox"/> 作業中の労働者の健康状態の確認	巡回を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
<input type="checkbox"/> 異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中止等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請**

事例でわかる

職場のリスク アセスメント

リスクアセスメントは、職場の潜在的な危険性又は有害性を見つけ出し、これを除去、低減するための手法です。労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針では、「危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置」の実施、いわゆるリスクアセスメント等の実施が明記されていますが、平成18年4月1日以降、その実施が労働安全衛生法第28条の2により努力義務化されました。また、その具体的な進め方については、同条第2項に基づき、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」が示されています。

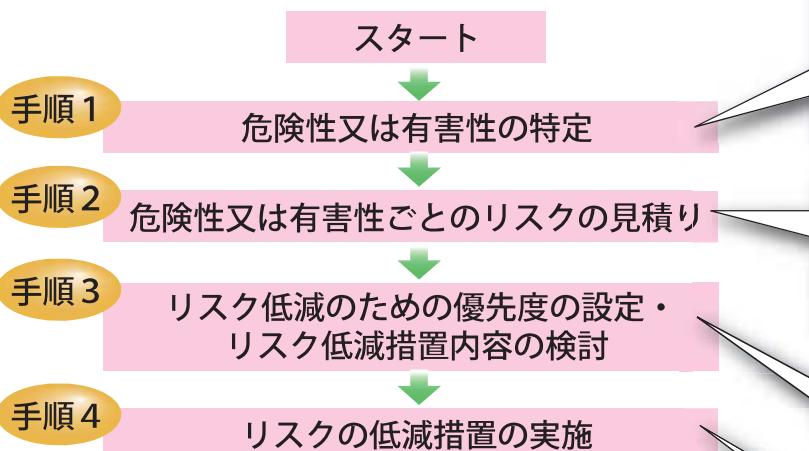
1 なぜリスクアセスメントが必要か

- ① 従来の労働災害防止対策は、発生した労働災害の原因を調査し、類似災害の再発防止対策を確立し、各職場に徹底していくという手法が基本でしたが、災害が発生していない職場であっても作業の潜在的な危険性や有害性は存在しており、これが放置されると、いつかは労働災害が発生する可能性がありました。
- ② 技術の進展等により、多種多様な機械設備や化学物質等が生産現場で用いられるようになり、その危険性や有害性が多様化してきました。



これからの安全衛生対策は、自主的に職場の潜在的な危険性や有害性を見つけ出し、事前に適確な安全衛生対策を講ずることが不可欠であり、これに応えたのが**職場のリスクアセスメント**です。

2 リスクアセスメントの基本的な手順



●実施時期

- ・設備、原材料、作業方法などを新規に採用し、又は変更するなどリスクに変化が生じたとき実施
- ・機械設備等の経年劣化、労働者の入れ替わり等を踏まえ、定期的に実施
- ・既存の設備、作業については計画的に実施

手順1 機械・設備、原材料、作業行動や環境などについて危険性又は有害性を特定します。ここでの危険性又は有害性とは、労働者に負傷や疾病をもたらす物、状況のことで、作業者が接近することにより危険な状態が発生することが想定されるものをいいます。危険性又は有害性は「ハザード」ともいわれます。

手順2 特定したすべての危険性又は有害性についてリスクの見積りを行います。リスクの見積りは、特定された危険性又は有害性によって生ずるおそれのある負傷又は疾病の重篤度と発生可能性の度合の両者の組み合わせで行います。

手順3 危険性又は有害性について、それぞれ見積られたリスクに基づいて優先度を設定します。

手順4 リスクの優先度の設定の結果にしたがい、リスクの除去や低減措置を実施します。

リスク低減措置は、基本的に次の優先順位で検討、合理的に選択した方法を実施します。

- ① 設計や計画の段階における危険な作業の廃止、変更等
- ② インターロックの設置等の工学的対策
- ③ マニュアルの整備等の管理的対策
- ④ 個人用保護具の使用

3 リスクの見積り例

(1)マトリクスを用いた方法

「負傷又は疾病の重篤度」と「発生可能性の度合」をそれぞれ横軸と縦軸とした表（行列：マトリクス）に、あらかじめ重篤度と可能性の度合に応じたリスクの程度を割り付けておき、見積対象となる負傷又は疾病的重篤度に該当する列を選び、次に発生可能性の度合に該当する行を選ぶことにより、リスクを見積もる方法です。

		負傷又は疾病的重篤度			
		致命的	重大	中程度	軽度
負傷又は疾病的発生可能性の度合	極めて高い	5	4	3	
	比較的高い	5	4	3	2
	可能性あり	4	3	2	1
	ほとんどない	4	3	1	1

		優先度	
5~4	高	直ちにリスク低減措置を講ずる必要 措置を講ずるまで作業停止 十分な経営資源を投入する必要	
3~2	中	速やかにリスク低減措置を講ずる必要 措置を講ずるまで作業停止が望ましい 優先的に経営資源投入	
1	低	必要に応じてリスク低減措置を実施	

(2)数値化による加算法

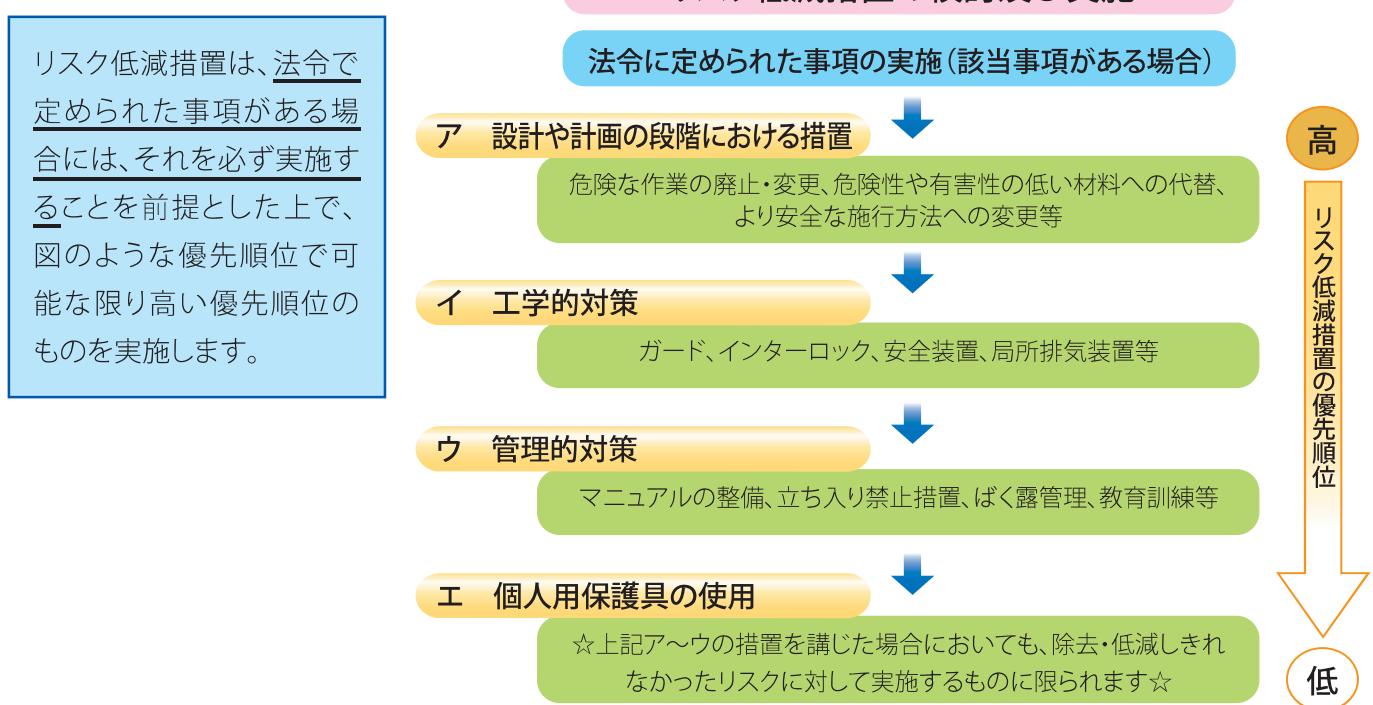
「負傷又は疾病的重篤度」と「発生可能性の度合」を一定の尺度によりそれぞれ数値化し、それらを数値演算（かけ算、足し算等）してリスクを見積もる方法です。

負傷又は疾病的重篤度		負傷又は疾病的発生可能性の度合	
致命的	重大	極めて高い	比較的高い
30点	20点	20点	15点
		7点	7点

「リスク」 = 「重篤度」の数値 + 「発生可能性の度合」の数値

リスク	優先度	
30点以上	高	直ちにリスク低減措置を講ずる必要／措置を講ずるまで作業停止／十分な経営資源を投入する必要
10~29点	中	速やかにリスク低減措置を講ずる必要／措置を講ずるまで作業停止が望ましい／優先的に経営資源投入
10点未満	低	必要に応じてリスク低減措置を実施

4 リスクの低減措置の優先順位



5 リスクアセスメント導入による効果

①職場のリスクが明確になります

職場の潜在的な危険性又は有害性が明らかになり、危険の芽（リスク）を事前に摘むことができます。

②リスクに対する認識を共有できます

リスクアセスメントは現場の作業者の参加を得て、管理監督者とともに進めるので、職場全体の安全衛生のリスクに対する共通の認識を持つことができるようになります。

③安全対策の合理的な優先順位が決定できます

リスクアセスメントの結果を踏まえ、事業者はすべてのリスクを低減させる必要がありますが、リスクの見積り結果等によりその優先順位を決めることができます。

④残留リスクに対して「守るべき決めごと」の理由が明確になります

技術的、時間的、経済的にすぐに適切なリスク低減措置ができない場合、暫定的な管理的措置を講じた上で、対応を作業者の注意に委ねることになります。この場合、リスクアセスメントに作業者が参加していると、なぜ、注意して作業しなければならないかの理由が理解されているので、守るべき決めごとが守られるようになります。

⑤職場全員が参加することにより「危険」に対する感受性が高まります

リスクアセスメントを職場全体で行うため、他の作業者が感じた危険についても情報が得られ、業務経験が浅い作業者も職場に潜在化している危険性又は有害性を感じることができるようになります。

事業場のリスクアセスメント導入事例ーその1

1 導入のねらい

次のような状況を受け、トップの意思表明のもとリスクアセスメントを展開することとなった。

- ① 事業の急拡大に伴い新規採用の若年層に対してノウハウが十分に継承されていない。
- ② 生産増大に伴う新規設備の導入等により労働環境が変化してきている。

2 実施の流れ

- ・リスクアセスメントを含めた OSHMS 導入・展開について
推進計画の策定
↓
- ・リスクアセスメント手法の進め方について研修を開催
↓
- ・各部門によるリスクアセスメントの実施
↓
- ・リスクアセスメント実施結果に対するリスク低減措置の検討
→ 対策によっては、次年度の安全衛生計画へ盛り込む
↓
- ・リスク低減措置の実施（継続中）
(※5 ページに使用したリスク見積り・評価基準、6 ページに
実施したリスク低減措置を掲載しています)



3 実施のポイント

- ① 作業方法の改善の場合は、時として作業者から抵抗を受けるときがあった。特に作業に熟練した作業者からはその傾向が強かった。
このような場合は、改善の意義や効果を十分に説明し、作業者に理解してもらった。
改善後は、安全だけでなく、作業面や品質面でもよい結果につながった。
- ② 恒久的な対策として工学的な対策を実施することが有効であるが、作業性やコスト面を含めて検討する必要があり、どの対策とするか、決定までに苦労した。

4 実施の効果

- ① 作業者の危険性・有害性のポイントを見る眼が養われた
- ② リスクを排除する意識が向上した
- ③ 各作業工程での危険性・有害性のポイントが明らかになった
- ④ リスクアセスメントを通じて、職場内でリスクの排除に関する対話が活発になった
- ⑤ 効果的なリスク低減措置を検討する眼が養われた

5 今後の課題

リスクの見積りのばらつきを少なくするために、リスクアセスメントの実施を重ねるとともに、見積りの判定基準を自社の実状を踏まえ、更にわかりやすいものにする等の工夫をしていきたい。

6 実施内容

6-1 リスクの見積り・評価基準

リスクの見積りは、①危険性・有害性に近づく頻度、②危険性・有害性に近づいた時にけがをする可能性、③けがの程度の3つの要素により加算方式で行った。

① 「危険性・有害性に近づく頻度」基準

近づく頻度	評価点	基 準	
頻繁	4点	頻度	数回／日 頻繁に立ち入ったり接近する
		方法	突然に、不意に、予期せぬ時に、無防備の状態で立ち入ったり接近したりする
時々	2点	頻度	1～2回／日 トラブル・修理・調整等で立ち入ったり・接近する
		方法	一定ルールの基で、これを遵守しながら立ち入り・接近することになっている
滅多にない	1点	頻度	数回／週 一般的に危険領域に立ち入ったり接近する必要は殆どない。
		方法	立ち入りあるいは接近が事前に判るので、周到に準備したうえで実行する

② 「危険性・有害性に近づいた時にけがをする可能性」基準

けがの可能性	評価点	基 準	
確実である	6点	ハード	安全対策がされていない。表示や標識はあっても不備が多い状態。
		ソフト	安全ルールを守っていても、よほど注意力を高めないと災害につながる。安全ルールや作業標準すらない状態。
可能性が高い	4点	ハード	防護柵や防護カバー、その他安全装置がない。たとえあったとしても相当不備がある。非常停止や表示・標識類は一通り設置されている。
		ソフト	安全ルールや作業標準はあるが守りにくい。注意力を高めていないとけがに繋がる可能性がある。
可能性がある	2点	ハード	防護柵や防護カバーあるいは安全装置等は設置されているが、柵が低い隙間が大きい等の不備がある。危険領域への侵入や危険性又は有害性との接触が否定できない。
		ソフト	安全のルールや作業標準等はあるが、一部守りにくいところがある。うっかりしているとけがに繋がる可能性がある。
可能性は殆どない	1点	ハード	防護柵・防護カバー等で囲まれ、且つ安全装置が設置され、危険領域への立ち入りが困難な状態。
		ソフト	安全のルールや作業標準等は整備されており、守りやすい。特別に注意しなくてもけがをすることは殆どない。

③ 「けがの程度」基準

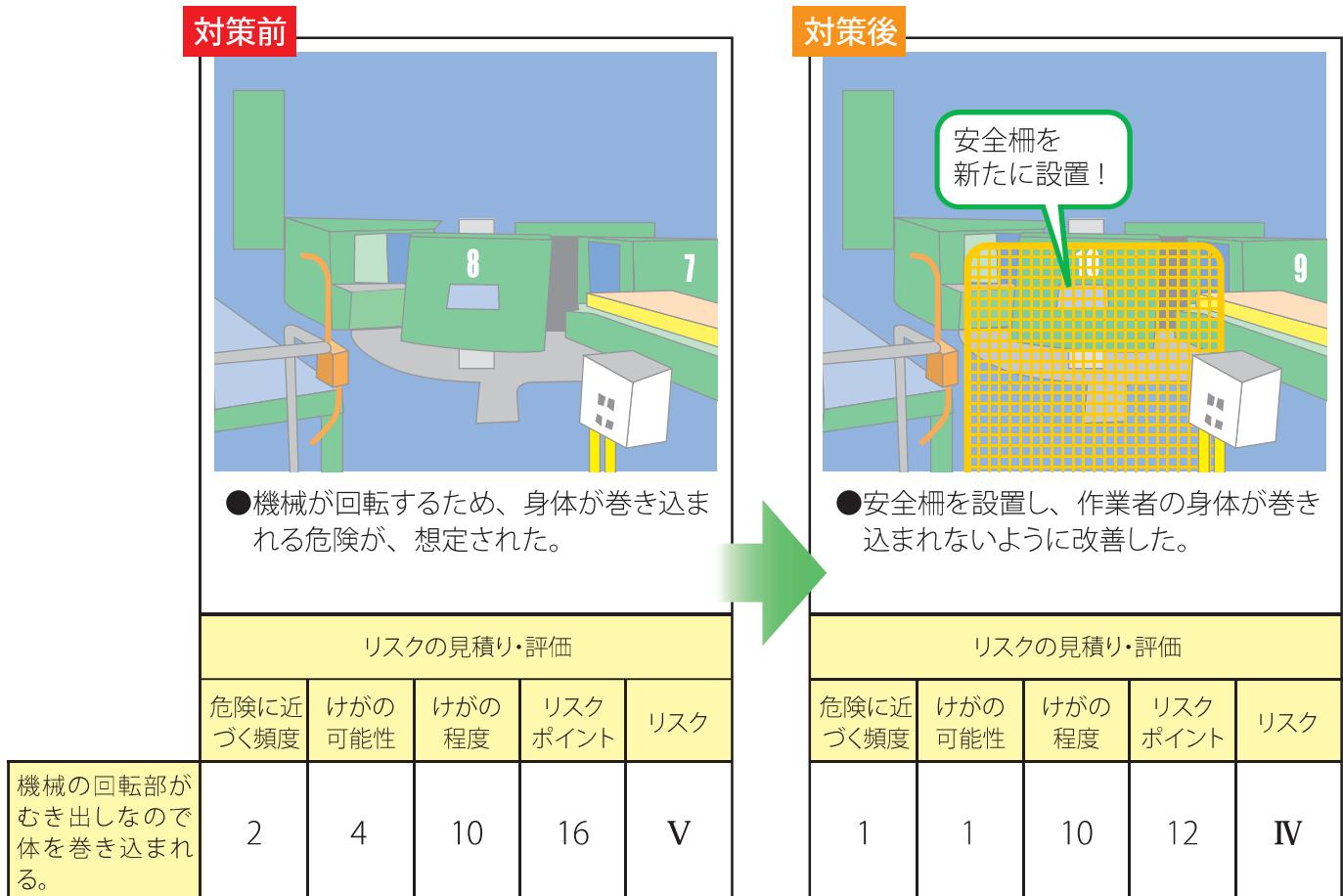
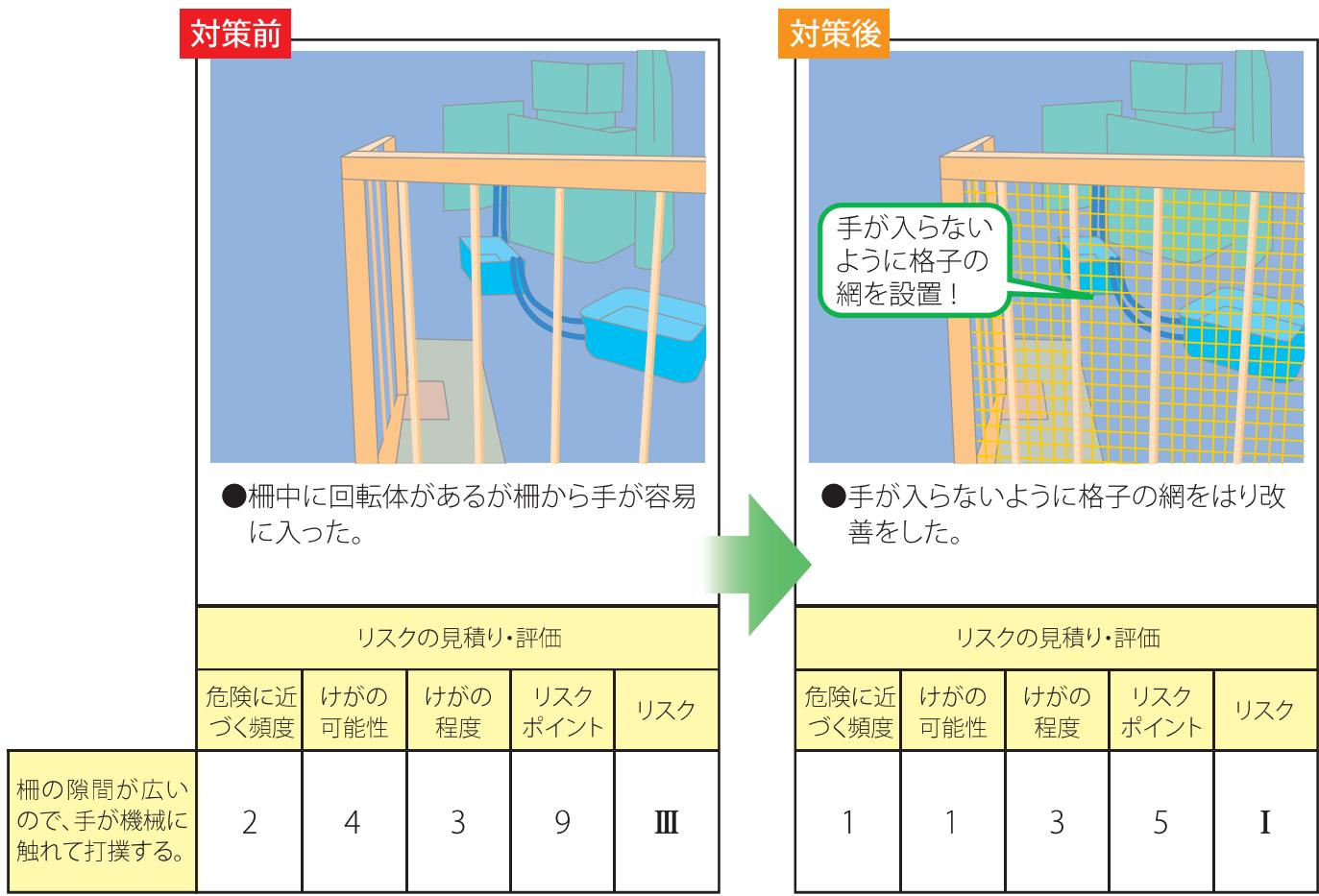
けがの程度	評価点	基 準	
致命傷	10点	死亡や永久的労働不能に繋がるけが	
重傷	6点	重傷（長期療養を要するけが）及び障害の残るけが	
軽傷	3点	休業災害及び不休災害（いづれも完治可能なけが）	
微傷	1点	手当後、直ちに元の作業に戻れる微傷のけが	

$$\textcircled{1} \text{ 危険性・有害性に近づく頻度} + \textcircled{2} \text{ けがの可能性} + \textcircled{3} \text{ けがの程度} = \textcircled{4} \text{ リスクポイント}$$

④ リスク及びリスクポイント

リスク	リスクポイント	評 価	基 準
V	14～20	直ちに解決すべき問題がある	直ちに中止又は改善する
IV	12～13	重大な問題がある	優先的に改善する
III	9～11	かなり問題がある	見直しを行う
II	6～ 8	多少問題がある	計画的に改善する
I	3～ 5	必要に応じて、リスク低減措置を実施する	残留リスクに応じて教育や人材配置をする

6-2 リスク低減措置の実施



事業場のリスクアセスメント導入事例ーその2ー

1 導入のねらい

労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)を導入し、そのシステムの中でリスクアセスメントを実施している。OSHMS導入にあたっては次の3点を重点目標とした。

- ① 新たな手法を取り入れ、一人ひとりの安全衛生に対する意識を変革すること
- ② 安全衛生担当者等のノウハウを確実にかつ客観的・科学的に「システムとして」従業員全員に伝達すること
- ③ リスクアセスメントを取り入れ、再発防止対策を検討すること

2 実施のポイント

- ① 「安全衛生リスク評価規定」を作成し、リスクアセスメントにおける各階層(係員、工程責任者、係長、課長)の役割を明確にし、全員参加型の活動にした。
 - ② リスクの見積りは、数値を用いる方法を採用了。見積りの要素は、「作業頻度」、「危険の重大性」、および「発生の可能性」を「設備的要因」と「人的要因」の2つに分けて計4つの要素により行った。
 - ③ リスクの評価基準は、リスクの見積りがしやすく、個人の見積りのバラつきを小さくするために内容を詳細に決めた。
- (※8ページに使用したリスク見積り・評価基準、9ページに実施したリスク低減措置を掲載)

3 実施の効果

- ① リスクアセスメントにより洗い出された件数は、工場全体で841件あり、そのうちレベルⅢ以上であったものが71件あった。そのうちリスク低減措置の実施により、24件がリスクレベルⅡ以下になった。工学的な対策がすぐに実施できないものについては、当面の措置として、作業手順書の見直しや作業者への教育等を行っている。

担当課	リスクと考えられる件数	低減措置前 レベルⅢ以上の件数	低減措置後 レベルⅡ以下になった件数
A	200	31	11
B	279	16	5
C	56	3	2
D	128	17	2
E	54	2	2
F	124	2	2
工場計	841	71	24

- ② リスクアセスメント手法の習得により、事業場内のリスクがより明確になった。
- ③ 顕在的なリスクだけでなく、潜在的なリスクに対する認識が増加した。
- ④ 従業員全員の危険に対する意識が向上した。

4 今後の課題

- ① 全従業員にOSHMSおよびリスクアセスメントをさらに浸透させるために計画的・効果的に教育を実施すること
- ② 危険予知活動、安全パトロール等の従来の活動も積極的に実行すること
- ③ PDCAサイクルを回し、継続的な改善を図ること。そのために、有効な内部監査を実施できるように監査員の養成や監査方法を確立していくこと

5 実施内容

5-1 リスクの見積り・評価基準

リスクの見積りは、「作業頻度」、「けがの程度」及び「発生の可能性」を「設備的要因」と「人的要因」の2つに分けて計4つの要素により、加算方式で行った。

① 作業頻度の基準

作業頻度	評価点	生産に関与する作業	機械の点検調整による作業	トラブル発生に伴う作業
頻繁	4	1時間に数回以上	作業時には常に実施する	トラブルが多く何度も処理されたことがある
時々	2	日に数回程度	必要に応じて実施する	トラブル事例がある
滅多にない	1	それ以下	日常は実施しない	トラブルは想定されるが発生した実績はない

②-1 「設備的要因による発生可能性」基準(抜粋)

危険の分類	基 準			
	可能性が極めて高い	可能性が高い	可能性がある	ほとんどない
はされ 巻き込まれ	危険箇所がむき出しで体の一部が届く	カバー等が付いているが危険箇所に体の一部が届く	安全装置付カバー等が付いているが危険箇所に体の一部が届く	危険箇所へ体のどの部分も届かない
切れ、こすれ (ナイフ器具端部等)	刃部むき出し 鋭利な端部剥き出し	刃部等に部分的カバーがある	刃部等に部分的カバーがあり保護具を着用	刃部等に全体にカバーあり
墜落・転落	手摺り、安全柵等がない	脚立、梯子等使用 猿梯子にガードなし	安全帯を使用 踏み台を使用	有効な手摺り、柵等がある
転倒	作業床以外での作業	床面が滑りやすい	床面に段差や躊躇箇所あり	滑り止めがある
飛来・落下	吊り荷の周囲が狭い吊り荷の下に人がいる	不安定な吊り作業 (2点吊り等)	専用吊具、道具を使用	_____
衝突・激突	安定性の悪い台車等の使用 路面(床面)の急傾斜凹凸がある	前方の見通しが悪い (積荷、障害物等)	路面の傾斜、凹凸が若干ある フットバーがない	平滑路面での運搬

(注) 適当な該当項目がない場合は、実施者が該当項目を推定で記入する

②-2 「人的要因による発生可能性」基準

評価点	基 準
4	必要な教育が実施されていない
2	教育は実施されているが、下記の①②の全ては周知されていない
1	次の事項が繰り返し教育されている。 ① 作業手順の内容 ② 手順通りの作業をしないと安全衛生上どんな問題が起きるか



③ 「けがの程度」の基準

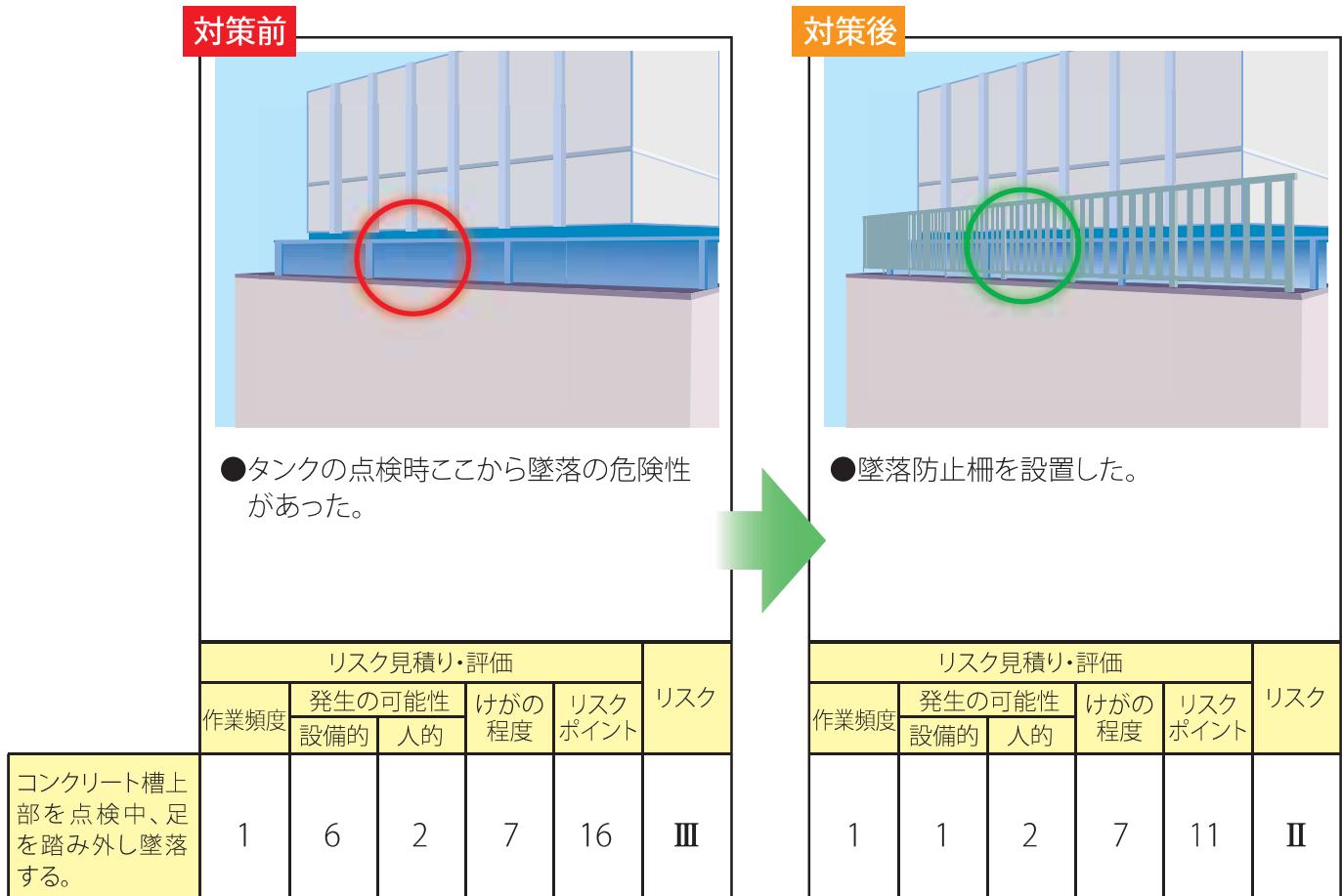
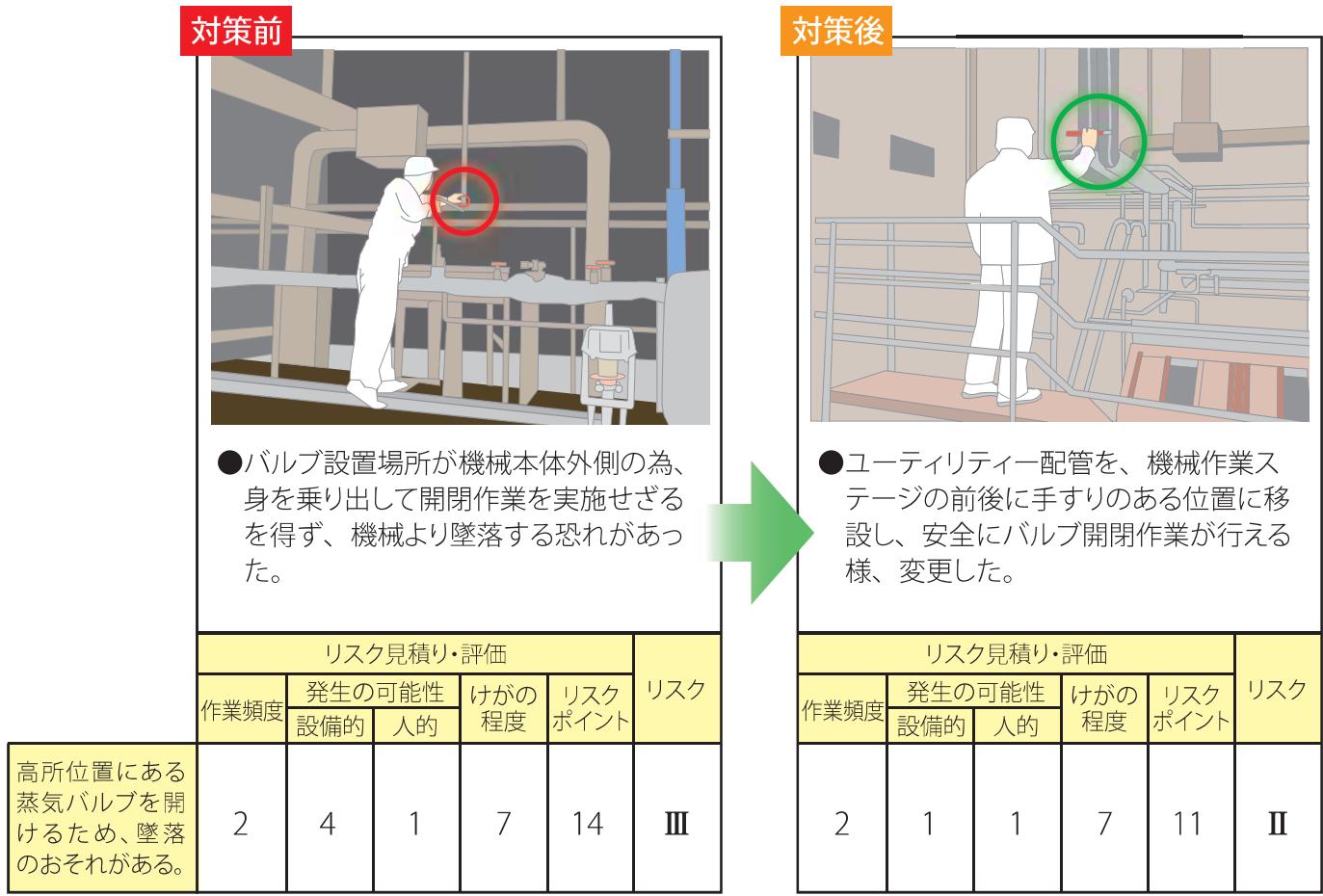
けがの程度	評価点	安 全(けが等)	衛 生(健康障害等)
致命傷	10	死亡や永久的労働不能に繋がるけが	永久障害を残すような重大な健康障害程度
重傷	7	入院措置が必要又は長期療養及び障害の残るけが	入院措置及び長期療養が必要な健康障害
軽傷	4	休業し診療施設等にて対処する程度のけが	休業し診療施設等にて対処する程度の健康障害
微傷	3	休業に至らないが診療施設等にて対処する程度のけが	一過性で処置を必要とする程度の健康障害
極微傷	1	応急手当にて労働継続が可能な程度のけが	軽い自覚症状程度以下の健康障害

$$\text{①作業頻度} + \text{②-1 設備的要因による発生可能性} + \text{②-2 人的要因による発生可能性} + \text{③ けがの程度} = \text{④ リスクポイント}$$

④ リスク及びリスクポイント

リスク	リスクポイント	措 置 内 容
V	21~24	重大なリスク 直ちにリスクが低減するよう対策を実施する。出来れば、リスクが低減するまで業務を行うことは望ましくない。
IV	17~20	大きなリスク リスク低減まで資源の投入が必要で優先的に実施する。リスク低減対策を実施する期限を決め期限内に実行する。
III	13~16	中程度のリスク リスクを低減するための検討が必要であるが、対策の費用は充分検討し少なくする事が望ましい。リスク低減対策は計画的に実施する。
II	9~12	小さなリスク コスト効果の優れた解決策、又はコスト増加がない改善について検討しても良い。管理を確実にするため監視が必要。
I	8 以下	必要に応じてリスク低減措置を実施する。

5-2 リスク低減措置の実施



危険性又は有害性等の調査等に関する指針

1 趣旨等

生産工程の多様化・複雑化が進展するとともに、新たな機械設備・化学物質が導入されていること等により、労働災害の原因が多様化し、その把握が困難になっている。

このような現状において、事業場の安全衛生水準の向上を図っていくため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第28条の2第1項において、労働安全衛生関係法令に規定される最低基準としての危害防止基準を遵守するだけでなく、事業者が自主的に個々の事業場の建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等の調査（以下単に「調査」という。）を実施し、その結果に基づいて労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずることが事業者の努力義務として規定されたところである。

本指針は、法第28条の2第2項の規定に基づき、当該措置が各事業場において適切かつ有効に実施されるよう、その基本的な考え方及び実施事項について定め、事業者による自主的な安全衛生活動への取組を促進することを目的とするものである。

また、本指針を踏まえ、特定の危険性又は有害性の種類等に関する詳細な指針が別途策定されるものとする。詳細な指針には、「化学物質等による労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置に関する指針」、機械安全に関して厚生労働省労働基準局長の定めるものが含まれる。

なお、本指針は、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」（平成11年労働省告示第53号）に定める危険性又は有害性等の調査及び実施事項の特定の具体的実施事項としても位置付けられるものである。

2 適用

本指針は、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性（以下単に「危険性又は有害性」という。）であって、労働者の就業に係る全てのものを対象とする。

3 実施内容

事業者は、調査及びその結果に基づく措置（以下「調査等」という。）として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 労働者の就業に係る危険性又は有害性の特定
- (2) (1)により特定された危険性又は有害性によって生ずるおそれのある負傷又は疾病の重篤度及び発生する可能性の度合（以下「リスク」という。）の見積り
- (3) (2)の見積りに基づくリスクを低減するための優先度の設定及びリスクを低減するための措置（以下「リスク低減措置」という。）内容の検討
- (4) (3)の優先度に対応したリスク低減措置の実施

4 実施体制等

- (1) 事業者は、次に掲げる体制で調査等を実施するものとする。
 - ア 総括安全衛生管理者等、事業の実施を統括管理する者（事業場トップ）に調査等の実施を統括管理させること。
 - イ 事業場の安全管理者、衛生管理者等に調査等の実施を管理させること。
 - ウ 安全衛生委員会等（安全衛生委員会、安全委員会又は衛生委員会をいう。）の活用等を通じ、労働者を参画させること。
 - エ 調査等の実施に当たっては、作業内容を詳しく把握している職長等に危険性又は有害性の特定、リスクの見積り、リスク低減措置の検討を行わせるように努めること。
 - オ 機械設備等に係る調査等の実施に当たっては、当該機械設備等に専門的な知識を有する者を参画させるように努めること。
- (2) 事業者は、(1)で定める者に対し、調査等を実施するために必要な教育を実施するものとする。

5 実施時期

- (1) 事業者は、次のアからオまでに掲げる作業等の時期に調査等を行うものとする。
 - ア 建設物を設置し、移転し、変更し、又は解体するとき。
 - イ 設備を新規に採用し、又は変更するとき。
 - ウ 原材料を新規に採用し、又は変更するとき。
 - エ 作業方法又は作業手順を新規に採用し、又は変更するとき。
 - オ その他、次に掲げる場合等、事業場におけるリスクに変化が生じ、又は生ずるおそれのあるとき。

- (ア) 労働災害が発生した場合であって、過去の調査等の内容に問題がある場合
- (イ) 前回の調査等から一定の期間が経過し、機械設備等の経年による劣化、労働者の入れ替わり等に伴う労働者の安全衛生に係る知識経験の変化、新たな安全衛生に係る知見の集積等があった場合
- (2) 事業者は、(1) のアからエまでに掲げる作業を開始する前に、リスク低減措置を実施することが必要であることに留意するものとする。
- (3) 事業者は、(1) のアからエまでに係る計画を策定するときは、その計画を策定するときにおいても調査等を実施することが望ましい。

6 対象の選定

事業者は、次により調査等の実施対象を選定するものとする。

- (1) 過去に労働災害が発生した作業、危険な事象が発生した作業等、労働者の就業に係る危険性又は有害性による負傷又は疾病の発生が合理的に予見可能であるものは、調査等の対象とすること。
- (2) (1) のうち、平坦な通路における歩行等、明らかに軽微な負傷又は疾病しかもたらさないと予想されるものについては、調査等の対象から除外して差し支えないこと。

7 情報の入手

- (1) 事業者は、調査等の実施に当たり、次に掲げる資料等を入手し、その情報を活用するものとする。
入手に当たっては、現場の実態を踏まえ、定常的な作業に係る資料等のみならず、非定常作業に係る資料等も含めるものとする。
 - ア 作業標準、作業手順書等
 - イ 仕様書、化学物質等安全データシート（MSDS）等、使用する機械設備、材料等に係る危険性又は有害性に関する情報
 - ウ 機械設備等のレイアウト等、作業の周辺の環境に関する情報
 - エ 作業環境測定結果等
 - オ 混在作業による危険性等、複数の事業者が同一の場所で作業を実施する状況に関する情報
 - カ 災害事例、災害統計等
 - キ その他、調査等の実施に当たり参考となる資料等
- (2) 事業者は、情報の入手に当たり、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - ア 新たな機械設備等を外部から導入しようとする場合には、当該機械設備等のメーカーに対し、当該設備等の設計・製造段階において調査等を実施することを求め、その結果を入手すること。
 - イ 機械設備等の使用又は改造等を行おうとする場合に、自らが当該機械設備等の管理権原を有しないときは、管理権原を有する者等が実施した当該機械設備等に対する調査等の結果を入手すること。
 - ウ 複数の事業者が同一の場所で作業する場合には、混在作業による労働災害を防止するために元方事業者が実施した調査等の結果を入手すること。
 - エ 機械設備等が転倒するおそれがある場所等、危険な場所において、複数の事業者が作業を行う場合には、元方事業者が実施した当該危険な場所に関する調査等の結果を入手すること。

8 危険性又は有害性の特定

- (1) 事業者は、作業標準等に基づき、労働者の就業に係る危険性又は有害性を特定するために必要な単位で作業を洗い出した上で、各事業場における機械設備、作業等に応じてあらかじめ定めた危険性又は有害性の分類に則して、各作業における危険性又は有害性を特定するものとする。
- (2) 事業者は、(1) の危険性又は有害性の特定に当たり、労働者の疲労等の危険性又は有害性への附加的影響を考慮するものとする。

9 リスクの見積り

- (1) 事業者は、リスク低減の優先度を決定するため、次に掲げる方法等により、危険性又は有害性により発生するおそれのある負傷又は疾病の重篤度及びそれらの発生の可能性の度合をそれぞれ考慮して、リスクを見積もるものとする。ただし、化学物質等による疾病については、化学物質等の有害性の度合及びばく露の量をそれぞれ考慮して見積もることができる。
 - ア 負傷又は疾病的重篤度とそれらが発生する可能性の度合を相対的に尺度化し、それらを縦軸と横軸とし、あらかじめ重篤度及び可能性の度合に応じてリスクが割り付けられた表を使用してリスクを見積もる方法
 - イ 負傷又は疾病的発生する可能性とその重篤度を一定の尺度によりそれぞれ数値化し、それらを加算又は乗算等してリスクを見積もる方法

- ウ 負傷又は疾病の重篤度及びそれらが発生する可能性等を段階的に分岐していくことによりリスクを見積もる方法
- (2) 事業者は、(1) の見積りに当たり、次に掲げる事項に留意するものとする。
- ア 予想される負傷又は疾病の対象者及び内容を明確に予測すること。
- イ 過去に実際に発生した負傷又は疾病の重篤度ではなく、最悪の状況を想定した最も重篤な負傷又は疾病的重篤度を見積もること。
- ウ 負傷又は疾病的重篤度は、負傷や疾病等の種類にかかわらず、共通の尺度を使うことが望ましいことから、基本的に、負傷又は疾病による休業日数等を尺度として使用すること。
- エ 有害性が立証されていない場合でも、一定の根拠がある場合は、その根拠に基づき、有害性が存在すると仮定して見積もるよう努めること。
- (3) 事業者は、(1) の見積りを、事業場の機械設備、作業等の特性に応じ、次に掲げる負傷又は疾病的類型ごとに行うものとする。
- ア はざまれ、墜落等の物理的な作用によるもの
- イ 爆発、火災等の化学物質の物理的効果によるもの
- ウ 中毒等の化学物質等の有害性によるもの
- エ 振動障害等の物理因子の有害性によるもの
- また、その際、次に掲げる事項を考慮すること。
- ア 安全装置の設置、立入禁止措置その他の労働災害防止のための機能又は方策（以下「安全機能等」という。）の信頼性及び維持能力
- イ 安全機能等を無効化する又は無視する可能性
- ウ 作業手順の逸脱、操作ミスその他の予見可能な意図的・非意図的な誤使用又は危険行動の可能性

10 リスク低減措置の検討及び実施

- (1) 事業者は、法令に定められた事項がある場合にはそれを必ず実施するとともに、次に掲げる優先順位でリスク低減措置内容を検討の上、実施するものとする。
- ア 危険な作業の廃止・変更等、設計や計画の段階から労働者の就業に係る危険性又は有害性を除去又は低減する措置
- イ インターロック、局所排気装置等の設置等の工学的対策
- ウ マニュアルの整備等の管理的対策
- エ 個人用保護具の使用
- (2) (1) の検討に当たっては、リスク低減に要する負担がリスク低減による労働災害防止効果と比較して大幅に大きく、両者に著しい不均衡が発生する場合であって、措置を講ずることを求めることが著しく合理性を欠くと考えられるときを除き、可能な限り高い優先順位のリスク低減措置を実施する必要があるものとする。
- (3) なお、死亡、後遺障害又は重篤な疾病をもたらすおそれのあるリスクに対して、適切なリスク低減措置の実施に時間を要する場合は、暫定的な措置を直ちに講ずるものとする。

11 記録

事業者は、次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 洗い出した作業
- (2) 特定した危険性又は有害性
- (3) 見積もったリスク
- (4) 設定したリスク低減措置の優先度
- (5) 實施したリスク低減措置の内容

労働安全衛生マネジメントシステムに関する情報は、下記アドレスにてご覧いただけます。

● 関係ホームページ ●

厚生労働省リスクアセスメント教材のページ：

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/index.html>

中央労働災害防止協会：<http://www.jisha.or.jp/>

安全衛生情報センター：<http://www.jaish.gr.jp/>

ご不明な点などありましたら、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせください。

エイジフレンドリーガイドライン

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

働く高齢者の特性に配慮した安全な職場を目指しましょう

1 安全衛生管理体制の確立

● 経営トップによる方針表明と体制整備

経営トップが高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聞く機会を設けます。

● 高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

2 職場環境の改善

● 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。

● 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

● 健康状況の把握

雇い入れ時および定期の健康診断を確実に実施するとともに、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。

● 体力の状況の把握

事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

※ 健康情報等を取り扱う際には、「労働者的心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

●個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応

・基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。

・個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。

●心身両面にわたる健康保持増進措置

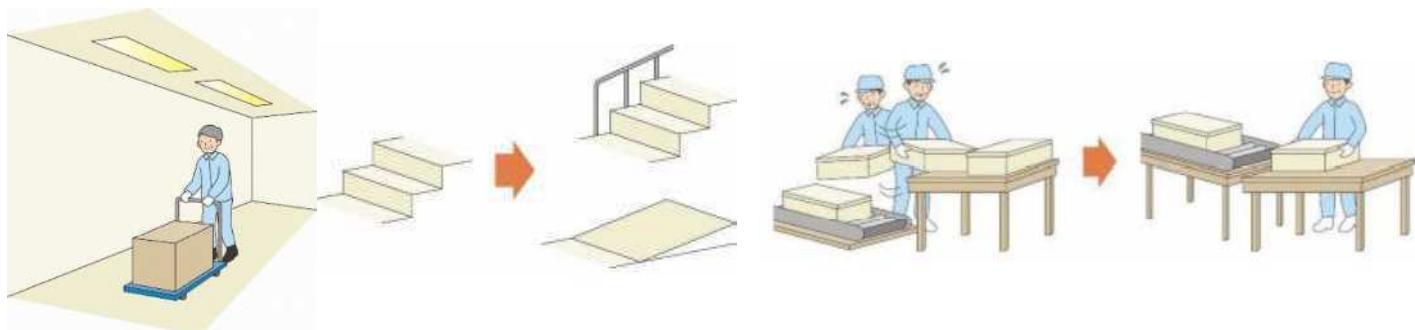
「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」や「労働者的心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」に基づく取組に努めます。

5 安全衛生教育

●高年齢労働者、管理監督者等に対する教育

労働者と関係者に、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。

（再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。）



エイジフレンドリー補助金

エイジフレンドリー
ガイドライン



エイジフレンドリー
補助金



- エイジフレンドリー補助金では、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者（60歳以上）の労働災害防止に取り組む中小企業事業者の皆さまを支援しています。
- 高年齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒・腰痛防止のための専門家による運動指導等の実施、労働者の健康保持増進に取り組む際は、エイジフレンドリー補助金を是非、ご活用ください。

「令和6年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

- 高年齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導等、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。

補助金申請受付期間 令和6年5月7日～令和6年10月31日

	① 高年齢労働者の労働災害防止対策コース	② 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース	③ コラボヘルスコース
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> 労災保険に加入している中小企業事業者かつ、1年以上事業を実施していること 役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用していること 	<ul style="list-style-type: none"> 高年齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している（年齢制限なし） 	
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> 1年以上事業を実施している事業場において、高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器の購入・工事の施工等） 	<ul style="list-style-type: none"> 労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費
補助率	補助率：1／2 上限額：100万円 (消費税を除く)	補助率：3／4 上限額：30万円 (消費税を除く)	

※注意事項※

- 複数コース併せての上限額は100万円です。
- 複数コースでの申請の場合は、希望コースをまとめて申請してください。
- この補助金は「事業規模」「高年齢労働者の雇用状況」「対策取組の内容」等を審査の上、交付決定します。
- 全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

【参考】対象となる中小企業事業者の範囲

業種		常時使用する労働者数※1	資本金又は出資の総額※1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉（※2）、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品販賣業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

※2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

① 高年齢労働者の労働災害防止対策コース

【対象：60歳以上の労働者】

- 60歳以上の高年齢労働者が安全に働くよう、身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策を補助対象とします。

●具体的には、次のような労働災害防止対策が対象となります●

(ア) 転倒・墜落災害防止対策

- ◆ 作業場所の床や通路のつまずき防止のための対策(作業場所の床や通路の段差解消)(※ 1)
- ◆ 作業場所の床や通路の滑り防止のための対策（水場等への防滑性能の高い床材・グレーチング等の導入、凍結防止装置の導入）
- ◆ 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装備の導入
- ◆ 階段の踏み面への滑り防止対策
- ◆ 階段への手すりの設置（※ 1）
- ◆ 高所作業台の導入（自走式は含まず。床面から 2 m未満の物）
(※ 1)法令違反状態の解消を図るものではないこと

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう  検索

(URL <https://www.mhlw.go.jp/content/001101299.pdf>)

水場における防滑性能の高い床材等の導入



転倒防止対策
リーフレット



従業員通路への
凍結防止装置の導入



(イ) 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策（腰痛予防対策）

- ◆ 不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置
- ◆ 重量物搬送機器・リフトの導入（乗用タイプは含まず）
- ◆ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツの導入
- ◆ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)の修得のための教育の実施

移乗介助の際の身体的
負担を軽減する機器の導入



(ウ) 暑熱な環境による労働災害防止対策（熱中症防止対策）

- ◆ 热中症リスクの高い暑熱作業のある事業場（※ 2）における休憩施設の整備
(※ 2) 労働安全衛生規則第 587 条に規定する暑熱に対する作業環境測定を行うべき屋内作業場が対象
- ◆ 体温を下げるための機能のある服の導入
- ◆ 热中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による
健康管理システムの導入（初期導入費用のみ パソコンの購入は対象外）

体温を下げるための
機能のある服の導入



(エ) その他の高年齢労働者の労働災害防止対策（交通災害防止対策）

- ◆ 業務用車両への踏み間違い防止装置の導入

★ 労働者ごとに費用が生じる対策（高所作業台の導入、重量物搬送機器・リフト、パワーアシスト スーツ、体温を下げるための機能のある服等）については、対策に関わる人数分に限り補助対象とします。

② 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース

【対象：全ての労働者】

- 労働者の身体機能低下による「転倒」や「腰痛」の行動災害を防止するため、身体機能維持改善のための専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する費用を補助対象とします。

・専門家とは・・・医師、理学療法士、健康運動指導士、労働安全・衛生コンサルタント、アスレティックトレーナー等

「転倒防止」・「腰痛予防」のための
身体機能のチェック及び運動指導等の実施が対象となります

★ 転倒防止、腰痛予防の運動指導等に限ります（オンライン開催等も含む）

★ 物品の購入はできません

★ 転倒防止、腰痛予防以外の運動指導は、当コースでは補助対象外です

（メタボリックシンドローム対策等の運動指導はコラボヘルスコースの活用をご検討ください）

20



「コラボヘルス」とは、医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者に対する健康づくりを効果的・効率的に実行することです。

＜コラボヘルス＞



- 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用した、労働者の健康保持増進のための取組に要する費用を補助対象とします。

事業主健診情報が保険者に提供されていることが補助の前提です

●具体的には、次のような取組が対象となります●

健康教育、研修等

健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策等の健康教育、研修等
(オンライン開催、e ラーニング等も含む)
→ 産業医、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、労働衛生コンサルタント等によるもの

システムの導入

健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行い、事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等によりコラボヘルスを推進するためのシステムの導入
※初期導入費用のみ
パソコンの購入は対象外

栄養・保健指導

栄養指導、保健指導等の労働者への健康保持増進措置
(健康診断、歯科健康診断、身体機能のチェックの費用は除く)

- ★ 物品の購入はできません
- ★ 事業所カルテや健康スコアリングレポートが保険者側の事情により保険者から提供されない場合は、エイジフレンドリー補助金Q & Aをご確認ください →



申請に当たっての注意事項（申請方法等は次頁をご確認ください）

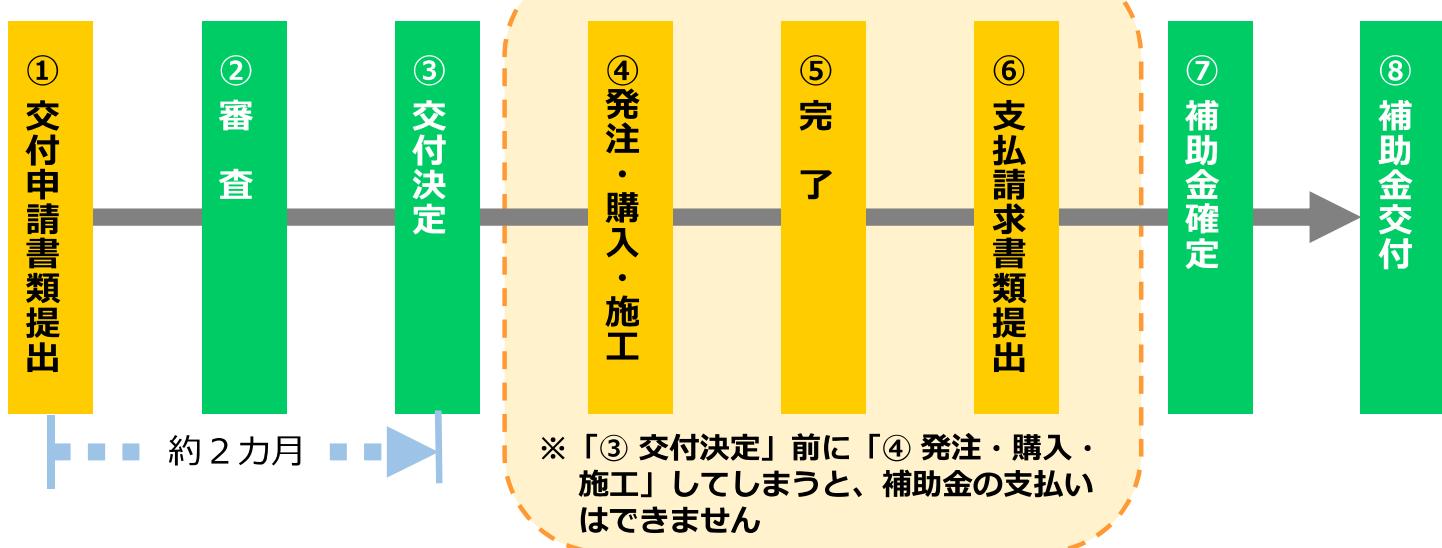
- この補助金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、適正な運用が求められるものです。補助金の実施要領、交付規程等をよく読み、補助金の交付条件等を確認の上で申請してください。
(注) 申請内容 等確認のため (一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会が実地調査を行うことがあります。
- エイジフレンドリー補助金の補助対象となる対策に対して、別途補助金（助成金を含む）が交付されている場合（もしくは交付される予定がある場合）は、エイジフレンドリー補助金を利用できません。
- 偽りその他不正の手段によて補助金を受けた場合、交付決定の内容に付された条件に違反した場合は補助金の返還を求めることがあります。
- 交付決定を受けられなかった事業者は、申請期間中であれば異なる対策での申請が可能です（10月申請分除く）。なお、不交付決定（不採択）がなされた対策での再度申請はできませんのでご注意ください。

【財産を処分する場合の承認申請（必要な場合に手続きしてください）】

補助金を受けた機器等のうち50万円以上の物について、補助を受けた年度終了後5年以内に、事業の廃止等に伴い、譲渡または廃棄する場合は、承認手続きを行ってください。

補助金申請の流れ

■は事業者が実施します。 ■は事務センターが実施します。



★ ① 申請書類提出から③ 交付決定まで概ね2ヶ月を要します。十分な時間の余裕をもって申請してください。

- 「① 交付申請書類」「⑥ 支払請求書類」はエイジフレンドリー補助金事務センターのホームページからダウンロードしてください（申請書類の郵送やメール送付は行っておりません）
- 対象となる対策の具体例、補助の対象とならないもの等、詳細についてはホームページ内にあるQ & Aにまとめていますので、申請前に必ずご確認ください

高年齢労働者が安心して安全に働く職場環境づくりのため、事業者と労働者に求められる取組を示した
「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」を活用しましょう
エイジフレンドリーガイドライン → <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000815416.pdf>



交付申請書類受付期間

令和6年5月7日～令和6年10月31日（当日消印有効）

支払請求書類受付期限

令和7年1月31日（当日消印有効）

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
「エイジフレンドリー補助金事務センター」
(ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp>)

関係書類 送付先	〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階 エイジフレンドリー補助金事務センター 交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください 関係書類は郵送または宅配便のみでの受付となります（メールでの申請はできません） 封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納や、受付日の確認できない宅配便では 送付しないでください	
お問合せ先	申請担当	支払担当
受付時間	平日10:00～12:00/13:00～16:00 (土日祝休み、平日12:00～13:00は電話に出ることができません) <8月13日～8月16日（夏季休暇）、12月30日～1月3日（年末年始）を除く>	

令和5年度 厚生労働省委託事業 伐木等作業安全対策推進事業

チェーンソーを用いた伐木作業安全マニュアルのポイント

1. 事業の趣旨・目的

第14次労働災害防止計画において林業は、労働災害防止対策を推進する4つの業種の一つとされ、引き続き労働災害の一層の減少をはかることが求められています。特に、計画では「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成27年12月7日基発第1207第3号）に基づく措置を実施する事業場の割合を50%以上とし、死亡者数を15%以上減少させる目標を掲げています。

本書は令和5年度 厚生労働省委託事業伐木等作業安全対策推進事業で開発した「チェーンソーを用いた伐木作業安全マニュアル」の基礎としたガイドラインと、マニュアルのポイントを解りやすく解説しています。本マニュアルを伐木等作業を行う経営体、関係行政機関、ならびに事業場で広く活用していただき、改正省令および伐木ガイドラインおよび指針の理解を進めて、積極的な安全衛生活動によるチェーンソー伐木等作業の安全を確保して、伐木等技能者が安全で安心して働く職場環境の確保を推進します。

2. ガイドラインとマニュアルのポイント

1) 第14次労働災害防止計画の理解および事業者・労働者の責務

(1) 第14次労働災害防止計画の理解と関係法令・ガイドライン遵守の徹底

- ・林業労働災害の状況を重く受け止め、経営体が災害防止の責務をはたすとともに、発注者等関係機関においても、関係法令、ガイドライン等の周知、遵守の徹底など災害防止に向けて真摯に取り組むこと。

(2) 伐木等作業を行う事業者の責務

- ・労働安全衛生法令に基づく措置を的確に履行すること。
- ・ガイドラインに基づく措置を講じて、伐木等作業の安全対策を徹底すること。



(3) 伐木等作業を行う労働者の責務

- ・労働安全衛生法令により労働者に義務付けられている措置を的確に履行すること。

2) 保護具等

伐木等作業における保護具等の選定は、①防護性能が高いこと、②作業性が良く、③視認性の高い目立つ色合いのものであって、④人間工学に配慮した機能を備えたものを選定すること。

(1) 下肢の切創防止用保護衣の着用（安衛則第485条関係）

- ・チェーンソーを用いて伐木等作業を行う場合、下肢の切創防止用保護衣を必ず着用すること。
- ・防護ズボンはJIST8125-2に適合又は同等以上の性能を有するものを着用すること。なお、防護ズボンのJISは令和4年9月に改訂されました。新たなJIS適合品には「JIS2022 class1」のラベル表示が義務化されていますので、当該製品を使用すること。チャップスの使用にあたっては、規則に注意書きが付されているので、基準に適合する製品を着用すること。

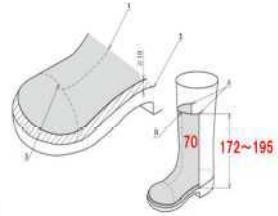


(2) 衣服・手袋

- ・衣服は身体にあった袖締まり、裾締まりの良い長袖の上衣および長ズボンを着衣すること。また、防水性と透湿性を備えた作業性の高いものを選定すること。
- ・空調服の導入が増えていますが、空調服は排気ガスの吸い込みや、ナイロン繊維が焦げた報告もありますので、林業専用など使用方法に配慮した製品を導入すること。
- ・チェーンソー振動障害防止対策も考慮して、防振・耐切創手袋を使用すること。

(3) 安全靴等の履物（安衛則第558条関係）

- 事業者は、安全靴その他の適当な履物を使用させること。労働者は、事業者により定められた履物の使用を命じられたときは当該履物を使用すること。
- ガイドラインでは、つま先、足の甲部、足首及び下腿の前側半分に、ソーチェーンによる損傷を防ぐ保護部材が入っているJIS T8125-3に適合する安全靴又は同等以上の性能を有するものを使用することとしています。
- なお、甲ガード付および先芯入り地下タビでJISに適合する製品は確認されていないので注意すること。



(4) 保護帽、保護網・保護眼鏡及び防音保護具の着用

- 保護帽は「保護帽の規格（労働省告示第66号）」に適合したものを使用すること。
- 保護網・保護眼鏡（フェイスガード）および防音保護具（イヤーマフ）を使用すること。特に、フェイスガードはチェーンソー用の鋼製メッシュなどの安全性の高い製品を使用すること。

3) チェーンソーの取り扱い方法等

(1) チェーンソーの選定

- できる限り軽量なものを選定し、大型のものは胸高直径70cm以上の立木の伐倒などやむを得ない場合に限って使用すること。

(2) チェーンソーの始動方法

- エンジンの始動は、原則としてチェーンソーを地面に置き、保持して行うこと。

(3) チェーンソーの取り扱いにあたっての基本的な姿勢

- チェーンソーは、前ハンドルと後ハンドルに親指を回して、確実に保持すること。
- 振動や重さによる身体への負荷軽減のため、チェーンソーを身体の一部および原木で支えること。
- チェーンソーを肩より高く上げて作業しないこと。



(4) チェーンソーを携行して移動する時の静止確認

- チェーンソーを携行して移動する前には、チェーンブレーキをかけ、ソーチェーンの静止を確認すること。

4) 作業計画書等

(1) リスクアセスメントおよびその結果に基づく計画の策定

- 伐木等作業については「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成18年3月10日 危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第1号）を踏まえ、リスクアセスメントを行い、その結果に基づき労働安全衛生法令に規定された措置を実施するほか、危険又は健康障害を防止する措置を講じること。

(2) 作業計画

- 事業者は、伐木又は造材作業を行う場合には、事前調査を行ってチェーンソーを用いた作業ごとに、ガイドラインで定められた必要事項を含む作業計画を定め記録すること。また、作業計画は労働者に確実に周知を行うこと。
- 作業計画を定める場合は、上記(1)のリスクアセスメントおよびその結果に基づく措置を活用すること。
- 現場の実態等を踏まえ、伐木等作業に加え、車両系木材伐出機械その他の作業を行うために定める作業計画と合わせた様式とすることも可能である。

(3) 事業者は、定めた作業計画に基づき伐木等作業を行う

(4) 事業者は、作業計画に基づく作業の指揮のために作業指揮者を選任する

(5) 事業者は、チェーンソーを用いて行う伐木等の業務に就かせる労働者に対して特別教育を行う



5)燃料の管理・運搬

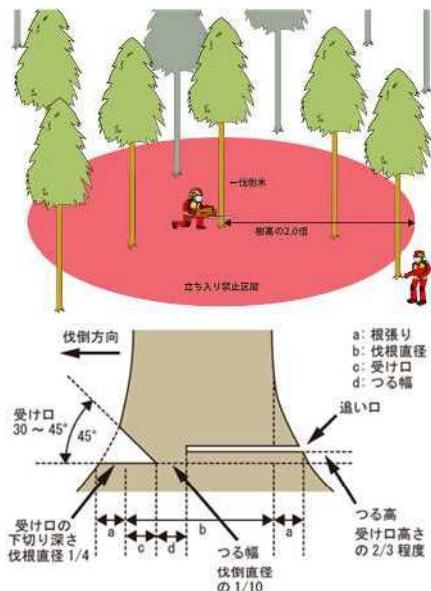
- 引火性のある燃料は、健康障害や重大な災害を引き起こすことがあるので取り扱いには十分注意する必要があります。
- 消防法では許可した施設以外でガソリンを200ℓ以上貯蔵または取り扱いを禁止しています。
- 保管場所には消火器を備え、火気の使用を厳禁とともに、関係者以外が立ち入らないように管理すること。
- 作業場の通勤車両や伐木作業の移動の時は、消防法令で定められた基準をクリアしている容器（金属製など）で管理すること。



6)チェーンソーを用いて行う伐木作業

(1) 作業に伴う立入禁止区域（安衛則第481条関係）

- 伐木作業を行うときには、伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側に伐倒者以外の労働者が立ち入ることを禁止しています。
- 隣接して伐倒作業を行う場合においても、伐倒しようとする立木それぞれの高さの2.5倍に相当する距離を半径とする円の内側に伐倒者以外の労働者が立ち入ることを禁止しています。

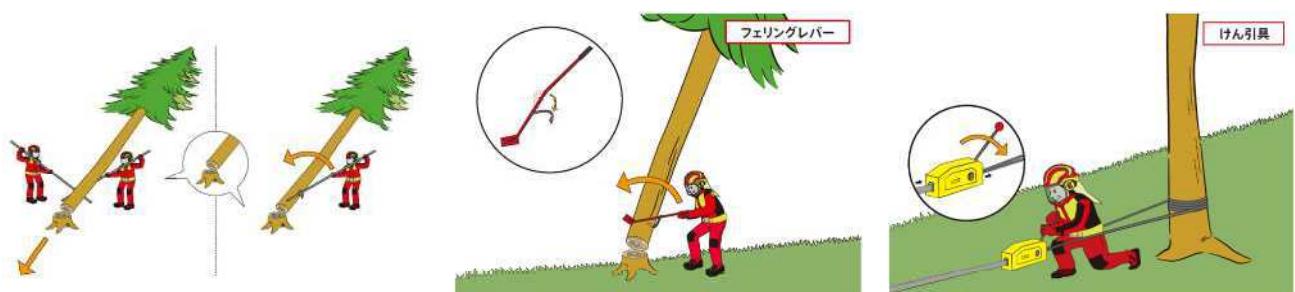


(2) 基本的伐倒作業（安衛則第477条関係）

- 伐倒作業において、受け口と追い口の間には適当な幅の切り残し（ツル）を正しく残すこと。
- 安衛則第477条第1項第3号に基づき、立木の胸高直径が20cm以上であるときは、伐根直径の4分の1以上の深さの受け口を作り、かつ、適当な深さの追い口を作ること。

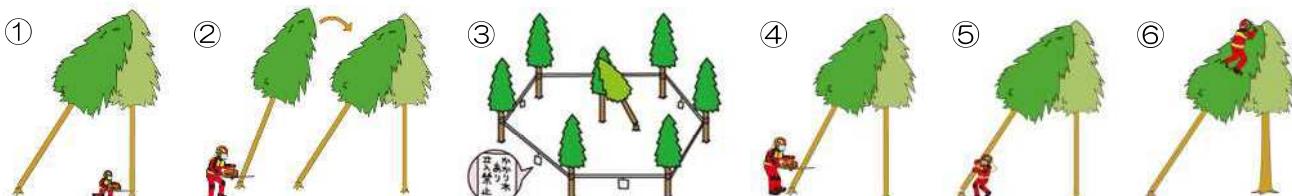
(3) かかり木の処理の作業における禁止事項等（安衛則第478条関係）

- かかり木が発生した場合には、当該かかり木を速やかに、確実に処理すること。



- ①かかりられている木の伐倒、②かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木の伐倒（浴びせ倒し）は禁止しています。
- ③かかり木をやむを得ず一時的に放置する場合は、かかり木作業に従事する労働者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を縄張、標識の設置を行って現地表示する義務があります。

《注意》①～③のほか、④かかっている木の元玉切り、⑤かかっている木の肩担ぎ、⑥かかっている木の枝切りは、かかり木の安全な処理方法ではなく、ガイドラインでは禁止事項としています。



7) チェーンソーを用いて行う造材の作業

チェーンソーを用いて行う造材作業は、前記とともに、以下の事項に留意すること。

(1) 造材作業に伴う基本的な安全確保対策（安衛則第480条、第481条関係）

- ・転落し、又は滑ることにより、造材作業に従事する労働者に危険を及ぼすおそれのある伐倒木、玉切材、枯損木等は、くい止め、歯止め等これらの木材が転落し、又は滑ることによる危険を防止する措置を講じること。
- ・伐倒木等が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのあるところには、労働者を立ち入らせないこと。

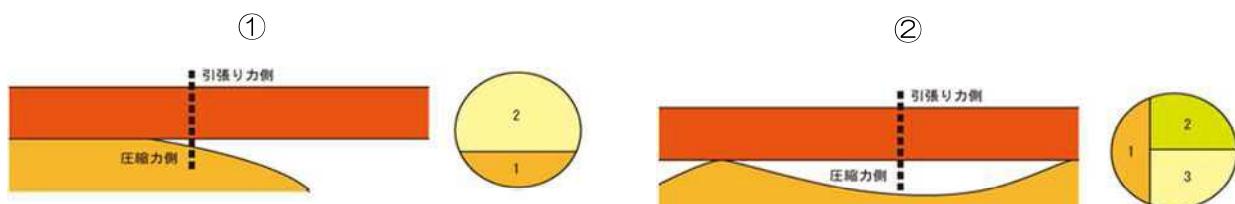
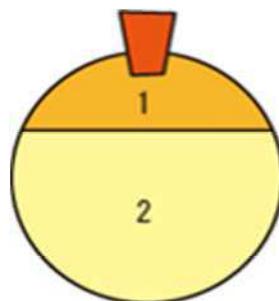
(2) 枝払い作業

- ・原木の安定を確認の上、足場を確保してから作業に着手すること。
- ・原則として、元口の山側に立ち、先端に向かって枝払い作業を行うこと。
- ・枝の付け根にチェーンソーを当てるとき跳ね返るおそれのある枝やかん木は、のこ目を入れる等により反発力を弱めておくこと。
- ・枝は、原則として、ガイドバーの根元の部分で払うこと。



(3) 玉切り作業

- ・玉切り作業は、必ず斜面上部に立って行うこと。
- ・玉切りした原木が動くおそれがある場合は、安定するまで転がす又はくい止めを行って安定させた後、玉切りを行うこと。
- ・玉切りの際はガイドバーの挟まれ防止のため、くさびを打つこと。
- ・片持ちの原木の玉切り①は、原木の下部1/3をガイドバーの背で切り上げ、次に上部を切り下げて玉切りを行うこと。このとき、必要に応じ、支柱の設置等の方法をとり原木が裂けないようにすること。
- ・橋状の原木の玉切り②は、側面を切り、次に原木の上部を半分切り下げ、くさびを打ったのち下部を切り下げるのこと。
- ・片持ちの原木、橋状の原木などで、その場所で玉切りをすることが困難な場合には、集材後に玉切りをすること。
- ・同時に二人以上で同一の原木の玉切りをしないこと。



8) これから伐木の課題

(1) 大径木伐倒の注意点

- ・木は樹齢が高くなると心材部分が大きくなり、もろくなる。大径木の伐倒では幹割れを防ぐために伐倒方向を山側にするなど、通常の木とは違った配慮が必要になる。また、鋸断径が大きくなるのでチェーンソーを用いた伐木技術（追いツル切り等）も変わること。さらに、芯腐れや太い枯れ枝が増えたため注意すべき点が多くなる。
- ・大径木を伐倒する際は、伐根直径の1/3以上の受け口を深く作ることで芯腐れに気づきやすくなる。また、芯切りの際に鋸屑を見て腐れや年輪状態を確認して、斜めに裂けていくような場所にツルを作らないこと。



チエーシナーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン

1 趣旨・目的

- 厚生労働省では、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）を踏まえ、平成27年にチエーシナーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン（H27.12.7基発1207第3号、改正R2.1.31基発0131号。以下「ガイドライン」という。）を定め、チエーシナーを用いて行う伐木又は造材の作業（以下「伐木等作業」）との安全を推進。
- ガイドラインは伐木等作業に適用。なお、伐木作業の結果かかり木が既に既にかかり木が生じ、当該かかり木の処理のための準備等の作業を行う場合（台風等による被害木、枯損木等が、他の立木に寄りかかったものを除く。）を対象。
- 伐木等作業を行う事業者は、安衛法令に基づく措置を的確に履行することにより、労働者に義務付けられている措置を講ずることにより、伐木等作業の安全対策を徹底。また、労働者は、安衛法令により守ることにより、伐木等作業の安全対策を徹底。

2 概要

（1）伐木等作業における保護具等の選定及び着用

次の保護具等の選定に当たっては、防護性能が高いことはもちろんのこと、作業性が良く、視認性の高い目立つ色合いのものであって、人間工学に配慮した使いやすい機能を備えたものを選定すること。
（①下肢の切創防止用保護衣（図1）、②衣服、③手袋、④安全靴等の履物、⑤保護帽、保護網・保護眼鏡及び防音保護具）

（2）チエーシナーの選定、取扱い方法等

（3）伐木等作業を安全に行うための事前準備等（①調査・記録の実施、②リスクアセスメント等の実施、③作業計画の作成、④作業指揮者の選任、⑤安全衛生教育の実施）

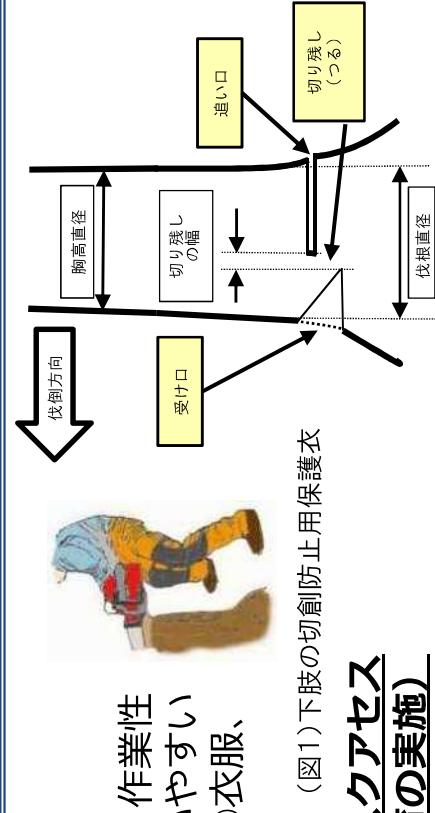
（4）伐木等作業における安全の確保

①伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側に伐倒者以外の労働者が立ち入ることを禁止すること、②伐倒作業で受け口と追い口の間に適当な幅の切り残し（つる）を残すこと（図2）等。

（5）伐倒木の転落等による危険を防止するための措置を講じるなど、チエーシナーを用いて行う造材の作業の安全の確保

（6）かかり木の処理の作業における安全の確保

かかり木の処理の作業においては、次に掲げる事項を行つてはならないこと。
①かかるれている木の伐倒、②かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木の伐倒（浴びせ倒し）、③かかり木の元玉切り、④かかっている木の肩担ぎ、④かかり木の枝切り
なお、①及び②については、安衛則第478条第2項により禁止されるものであること。また、③から⑤までにについても、かかり木の処理の作業を行ふものであることは言い難いことから、実施しないよう確実に指導すること。



（図2）下肢の切創防止用保護衣

（図2）受け口、追い口等の関係

林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のガイドライン

1 趣旨・目的

- 厚生労働省では、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）を踏まえ、平成6年に「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」(H6.7.18基発461号の3、改正R2.1.31基発0131第4号。以下「ガイドライン」という。)を定め、労働災害が発生した時などの緊急時の連絡体制の整備・確立などを図り、被災労働者の早急な救護などを促進。
- 伐木、木材、集材、造林等の作業を行う作業現場を有する林業の事業者に対して、ガイドラインを適用。

2 概要

(1) 事業者は、緊急時における連絡体制等を整備すること。

- ① 事業者は、作業現場の位置、作業内容、作業方法、作業現場に持ち込む通信機器、作業現場で利用できる連絡の手段等を勘案し、緊急時（労働災害の発生時、労働者の所在不明時等をいう。）に対処するため、**通信が可能である範囲、作業場所における作業中の労働者相互の連絡の方法等必要な事項を定め、その内容を関係労働者に周知すること。**

（2）作業現場における安全の確認、労働災害発生時の連絡責任者を定め、その連絡責任者を選任すること。

（3）事業者は、作業現場において伐木等の作業を行うときは、その作業を開始する前に、次の事項を行うこと。

- ① 連絡責任者に緊急時における連絡の方法の確認をさせること。
- ② 携帯電話等の端末又は無線通信の機器のバッテリーの充電状態及び故障の有無を確認し、異常がある場合はバッテリーの交換等必要な措置を講じること。

（4）事業者は、連絡責任者に、作業現場において、次の事項を行わせること。

- ① 作業現場から事業場の事務所へ当該携帯電話等又は無線通信による通信が可能である位置を確認しておくこと。
- ② 労働者が所在不明となつた場合で労働災害等の可能性があるときは、直ちに捜索を実施すること。

（5）事業者は、連絡責任者に従つて労働者相互の連絡を行い、**相互の安全を確認すること。**

- ① 連絡責任者の指示に従つて労働者相互の連絡を行い、作業の進歩状況からみて不自然にチエーンソーの音がしなくなつた場合等には、当該労働者の連絡責任者及び関係労働者に、次の事項を行わせること。
- ② 労働災害の発見した労働者は、直ちに連絡責任者に**被災の程度、救急車の必要の有無等を連絡すること。**

（6）事業者は、関係労働者に対し、無線通信の通信機能及び取扱いの方法等について**教育訓練を行うこと。**

伐木作業等の安全対策の規制が変わります！

～伐木作業等を行うすべての業種が対象～

厚生労働省は、伐木作業等における労働災害を防止するために、労働安全衛生規則の一部を改正し、伐木作業等における安全対策を強化します。

林業、土木工事業や造園工事業など、業種にかかわらず、伐木作業等を行うすべての業種が対象となります。



【改正の背景】

林業における労働災害による死者者数は年間40人前後で推移しており、平成23年以降改善がみられていません。死亡災害の約6割はチェーンソーによる伐木作業時に発生しており、また、休業4日以上の死傷者の起因物では、立木(りゅうぼく)等が約3割、チェーンソーが約2割と多数を占めています。

厚生労働省は、「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」（平成30年3月6日公表）を踏まえ、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）の一部を改正しました。

今回の改正の主な内容

1. チェーンソーによる伐木等の業務に関する特別教育について、伐木の直径等で区分されていた特別教育を統合し、時間数を増やします。
(安衛則、安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号。以下「特別教育規程」という。）の改正)
2. 伐木作業等における危険を防止するために、以下のとおり規定します。
(安衛則の改正)
 - (1) 受け口を作るべき立木の対象を胸高(きょうこう)直徑40cm以上のものから20cm以上に拡大する等、立木の伐倒時の措置を義務付けます。
 - (2) 事業者に対して、かかり木の速やかな処理を義務付けるとともに、事業者及び労働者に対して、かかり木の処理における禁止事項を規定します。
 - (3) 事業者は、立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならないこと等を規定します。
 - (4) 事業者に、チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること、また、当該労働者に、当該切創防止用保護衣を着用することを義務付けます。
3. その他の改正を行います。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

1. 特別教育（安衛則第36条、特別教育規程第10条）関係

○ 伐木の直径等で区分されている、チェーンソーによる伐木等の業務に係る特別教育を統合します。

また、統合後の特別教育の時間数を増やします。

既に特別教育を修了している方(※)は、統合後の特別教育の科目の一部の受講が免除されます。

【受講を省略できる条件】

(※) 伐木等の業務に係る特別教育の科目について、十分な知識及び経験を有していると認められる以下の労働者

- ① 改正前の安衛則第36条第8号に定める特別教育(*1)(ただし、チェーンソーに関する知識の科目、振動障害及びその予防に関する知識の科目を含む。)を修了した労働者
- ② 改正前の安衛則第36条第8号に定める特別教育(*1)(ただし、チェーンソーに関する知識の科目、振動障害及びその予防に関する知識の科目の双方を除く。)を修了した労働者
- ③ 改正前の安衛則第36条第8号の2に定めるチェーンソーを用いて行う立木の伐木等の業務に関する特別教育(*2)を修了した労働者

なお、改正による新たな特別教育の適用日(令和2年8月1日)より前に、改正後の特別教育の科目の全部又は一部について受講した方は、当該受講した科目を適用日以降に再度受講する必要はありません。

(*1) 胸高直径が70cm以上の立木の伐木、胸高直径が20cm以上で、かつ、重心が著しく偏している立木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木でかかっている木の胸高直径が20cm以上であるものの処理の業務(伐木等機械の運転の業務を除く。)

(*2) チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務(※1の業務を除く。)

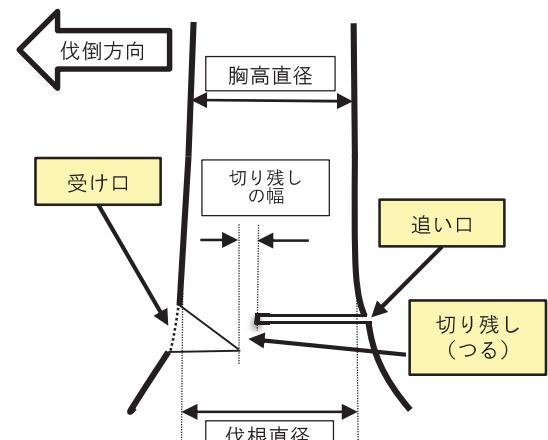
新たな特別教育の時間と受講を省略できる条件に該当する方が受講するべき時間の対比表

学科科目	範囲	時間	上記【受講を省略できる条件】に該当する方が受講するべき時間			
			①	②	③	
I 伐木等作業に関する知識						
伐倒の合図 退避の方法 伐倒の方法 かかり木の種類及びその処理 造材の方法 下肢の切創防止用保護衣等の着用		4時間				
			1時間	1時間	2時間	
II チェーンソーに関する知識						
チェーンソーの種類 構造及び取扱い方法 チェーンソーの点検及び整備の方法 ソーチェーンの目立ての方法		2時間		2時間		
III 振動障害及びその予防に関する知識						
振動障害の原因及び症状 振動障害の予防措置		2時間		2時間		
IV 関係法令						
安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項		1時間	1時間	1時間	1時間	
実技科目						
実技科目	範囲	時間	上記【受講を省略できる条件】に該当する方が受講するべき時間			
			①	②	③	
V 伐木等の方法						
造材の方法 伐木の方法 かかり木の処理の方法 下肢の切創防止用保護衣等の着用		5時間				
			30分間	30分間	2時間	
VI チェーンソーの操作						
基本操作 応用操作		2時間		2時間		
VII チェーンソーの点検及び整備						
チェーンソーの点検及び整備の方法 ソーチェーンの目立ての方法		2時間		2時間		

2-(1) 伐木作業における危険の防止（安衛則第477条）関係

- 胸高直径が概ね20cm以上の立木を伐倒するときに死亡災害が大きく増加していることから、伐木作業において「受け口」を作るべき対象を胸高直径が40cm以上の立木から20cm以上のものへと範囲を拡大します。
- 受け口を作るべき作業の場合、適当な深さの「追い口」と、適当な幅の「切り残し(つる)」を確保することを新たに義務付けます。（図1）

（参考）胸高直径20cm未満の立木は、法令による規制の対象ではないものの、伐木作業に従事する労働者の知識、経験等から、適切に「受け口」、「追い口」、「切り残し」を作ることができる場合には、これらを作ることが望ましい。



(図1) 受け口、追い口等の関係図

2-(2) かかり木の処理の作業における危険の防止（安衛則第478条）関係

- かかり木の処理の作業（図2）に従事する労働者以外の労働者が、放置されたままのかかり木に気付かず接近し、当該かかり木の落下により被災した事例を踏まえ、かかり木を放置することなく、処理の作業を速やかに行うことを新たに義務付けます。
- やむを得ない事由により、かかり木の処理を速やかに行うことができない場合、当該処理の作業に従事する労働者以外の労働者がかかり木に接近することができないよう立入りを禁止します。
- 死亡災害が多く発生している「かかり木にかかられている立木を伐倒」（図3）及び「かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒（浴びせ倒し）」（図4）することを禁止します。

〈注意〉「かかっている木の元玉切り」（かかった状態のままで元玉切りをし、地面等に落下させることにより、かかり木を外すこと。）（図5）は、今般の改正により禁止されるものではありませんが、かかり木の安全な処理方法とは言えないことに留意してください。



(図2) かかり木の処理



(図3) かかられている立木の伐倒



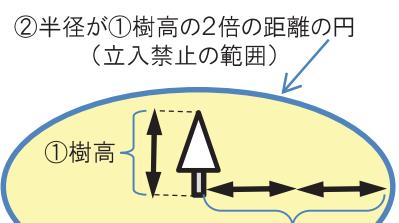
(図4) かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木の伐倒



(図5) かかっている木の元玉切り

2-(3) 立入禁止（安衛則第481条）関係

- 従来から、造林、伐木及び造材の作業場所の下方で、伐倒木等の木材が転落、滑落するおそれのあるところには、労働者の立入りを禁止していますが、新たに、かかり木の処理の作業場所の下方でも、かかり木の転落、滑落するおそれがあることから、労働者の立入りを禁止します。
- 立木の伐倒の作業に従事していない労働者が伐倒木に激突される災害が発生していることから、諸外国の基準を踏まえ、立木の樹高の2倍に相当する距離を半径とする円の内側において、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者の立入りを禁止します。（図6）



(図6) 立入禁止の範囲

〈注意〉立木を伐倒するときには、周辺の全ての労働者に合図により的確に情報伝達を行い、立入り禁止の範囲から、伐倒作業に従事する労働者以外の労働者が退避したことの確認を徹底してください。

2-(4) 下肢の切創防止用保護衣の着用（安衛則第485条）関係

- チェーンソーによる休業4日以上の死傷災害の多くが、チェーンソーの刃（以下「ソーチェーン」という。）の接触により発生していることを踏まえ、チェーンソーによる伐木作業等を行う場合、事業者に対し、労働者に切創防止用の纖維を入れた防護ズボン、チャップス等の下肢の切創防止用保護衣（図7）を着用させることを義務付けます。

- チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に対して、
下肢の切創防止用保護衣の着用を義務付けます。



（図7）下肢の切創防止用保護衣

＜注意1＞（図7）で例示した下肢の切創防止用保護衣は、前面にソーチェーンによる損傷を防ぐ保護部材が入っており、JIS T8125-2に適合する防護ズボン又は同等以上の性能を有するものを使用してください。また、労働者の身体に合ったサイズのものを着用してください。既にソーチェーンが当たって纖維が引き出されたものなど、保護性能が低下しているものは使用しないようにしてください。

＜注意2＞チャップスを着用するに当たっては、留め金具式の場合は全ての留め具を確実に留めた上で、左右にずれないように、適度に締め付けて着用してください。なお、作業中の歩行等により、チャップスがめくれることのないよう、最下部の留め具が足首にできるだけ近いものを着用してください。

3-(1) 車両系木材伐出機械による作業等の作業計画（安衛則第151条の89、第151条の125、第151条の153）関係

- 伐木等の作業においても、重とくな労働災害が発生した場合、速やかに、負傷者を救急車両等により搬送できるようにするため、車両系木材伐出機械を用いて行う作業、林業架線作業又は簡易林業架線作業の作業計画を定めるべき事項に、それぞれ「労働災害が発生した場合の応急の措置」及び「傷病者の搬送の方法」を追加します。

3-(2) 修羅(しゅら)、木馬運材及び雪そり運材は、現在、林業の現場でほとんど使用されていないことから、修羅による集材又は運材作業、木馬運材及び雪そり運材に係る規定を廃止します。

施行期日

このリーフレット内容の施行日は **2019(令和元)年8月1日** です。

(一部の規定*は公布日、特別教育の部分は2020(令和2)年8月1日)

(* 修羅による集材又は運材作業、木馬運材及び雪そり運材に係る規定を廃止すること。

(公布日：2019(平成31)年2月12日)

墜落制止用器具(安全帯)に関するお知らせ

- 墜落制止用器具(安全帯)に関し安衛則等が改正され、これまで安全帯を用いて行っていた作業については、墜落制止用器具（一本つりのハーネス型等）を用いることが義務付けられました。

【参照】墜落制止用器具リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000473567.pdf>



- ただし、立木上での作業で、墜落制止用器具の使用が著しく困難な場合（フックがかけられない場合など）には、墜落制止用器具の使用に替わる措置として、U字つり用胴ベルト及び保護帽の使用などにより、墜落による労働災害の防止措置を行う必要があります。

さらに詳しい情報は、お近くの都道府県労働局・労働基準監督署まで。

厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/index.html>)

伐木作業等の労働災害防止



木材伐出機械等を使用して作業を行う事業者の皆さんへ

平成26年6月1日に、改正「労働安全衛生規則」が施行され、 木材伐出機械等も規制の対象になりました

平成26年6月1日から、伐木等機械、走行集材機械、架線集材機械（以下「車両系木材伐出機械」という）、簡易架線集材装置は、労働安全衛生法令（安衛法令）上の木材伐出機械等として、新たに規制の対象となりました。

これまで、木材伐出機械等のうち、機械集材装置、運材索道について安衛法令が適用されていましたが、車両系木材伐出機械による休業4日以上の死傷災害が増加傾向にあり、死亡災害など重篤な災害の割合が高くなっていることから、新たに規制の対象としました。

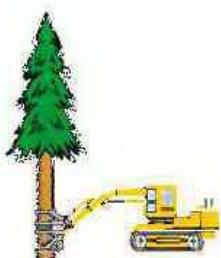
改正「労働安全衛生規則（安衛則）」のポイントをまとめましたので、木材伐出機械等の安全な使用のために役立てください。

規制対象となった木材伐出機械等

伐木等機械

伐木、造材や原木・薪炭材（以下「原木等」という）の集積を行うための機械で、動力を使い、不特定の場所に自走できるもの

フェラーバンチャ ▶
伐木と原木等の集積を行う機械



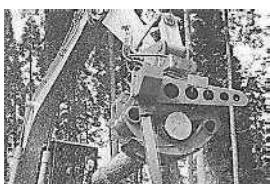
ハーベスター▼
伐木、枝払い、玉切りと原木等の集積を行う機械



プロセッサ▶
枝払い、玉切りと原木等の集積を行う機械



木材グラップル機
木材用のつかみ具（以下「木材グラップル」という）とブーム・アームからなる作業装置（以下「木材グラップル装置」という）により原木等を集積する機械



グラップルソー
玉切りと原木等の集積を行う機械

走行集材機械

車両の走行により集材を行うための機械で、動力を使い、不特定の場所に自走できるもの

フォワーダ

木材グラップル装置と荷台を備え、木材グラップル装置により原木等の荷台への積載を行い、車両の走行により原木等を運搬する機械



スキッダ

ブル・ドーザー、トラクターショベルなどをベースマシンとし、木材グラップル装置により原木等の一端を持ち上げ、車両の走行により原木等を運搬する機械



集材車

原木等を荷台に積載し、車両の走行により運搬する機械。原木等を荷台に積載するためのワインチや滑車をつり下げるポールを備えたものを含む



集材用トラクター

ブル・ドーザー、トラクターショベルなどをベースマシンに、ワインチを備え、原木等をワインチのワイヤロープにより、けん引して運搬する機械



規制対象となった木材伐出機械等

<参考> 従来から規制対象である木材伐出機械等

架線集材機械

動力を使って原木等を巻き上げることにより、原木等を運搬するための機械。動力を使い、不特定の場所に自走できるもの

タワーヤーダ

支柱と2つ以上のドラムのあるウインチを備え、支柱を使って原木等をウインチのワイヤロープで巻き上げて集材を行う機械



スイングヤーダ

ドラグ・ショベル、木材グラップル機などに2つ以上のドラムのあるウインチを備え、ブーム・アームを支柱とし、原木等をウインチのワイヤロープにより巻き上げて集材を行う機械



集材ワインチ機

ドラグ・ショベル、木材グラップル機などのブームの下部または機体の前面に1つのドラムのあるウインチを備え、原木等をウインチのワイヤロープにより巻き上げて集材を行う機械



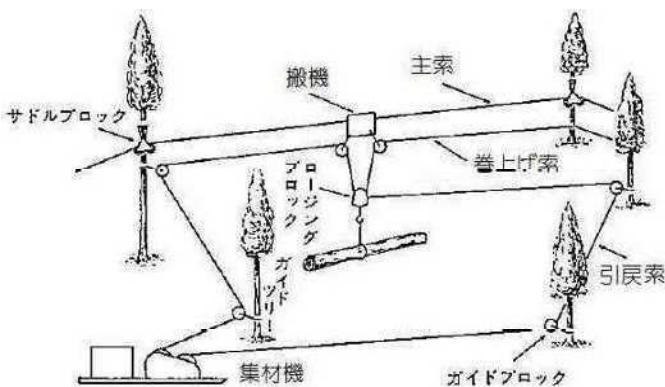
簡易架線集材装置

集材機、架線、搬器、支柱とこれらに附属する物で構成され、動力を使って、原木等を巻き上げ、原木等の一部が地面に接した状態で運搬する設備



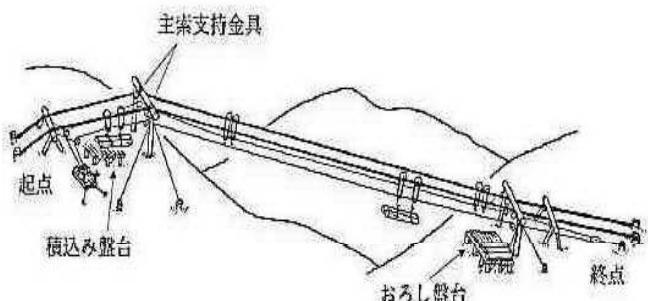
機械集材装置

集材機、架線、搬器、支柱などで構成され、動力を使って、原木等を巻き上げ、空中で運搬する設備



運材索道

架線、搬器、支柱などで構成され、原木等を一定の区間、空中で運搬する設備。

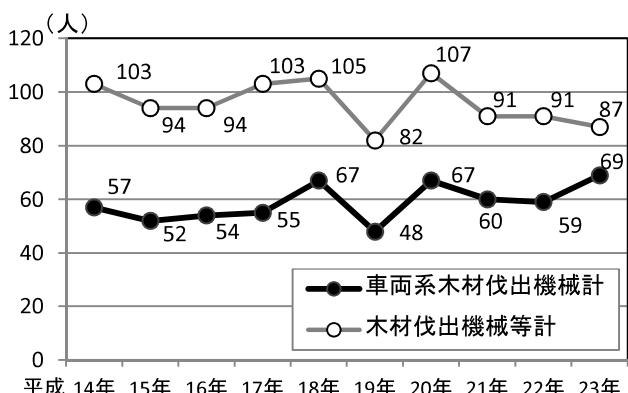


※一定区間を運材するものであり、原木等を積み込む位置と降ろす位置が決まっている。

[木材伐出機械等による労働災害の発生状況]

労働災害発生状況の推移

木材伐出機械等による死傷災害は、増減を繰り返しているが、車両系木材伐出機械による休業4日以上の死傷労働災害は増加傾向となっている。



平成23年労働災害発生状況

木材伐出機械等による労働災害は、休業4日以上の死傷者数でみると林業全体の労働災害の約4%であるが、死亡者数でみると約16%であり、重篤な災害の割合が高い。

	死傷者	死者
林業における全労働災害	2,219人	38人
木材伐出機械等による災害計	87人	6人
伐木等機械による災害	39人	2人
走行集材機械による災害	21人	3人
架線集材機械による災害	9人	0人
機械集材装置による災害	18人	1人
木材伐出機械等による災害の林業における全労働災害に対する割合	4%	16%

この労働安全衛生規則の改正により、 危険防止対策と教育の実施が義務付けられます

[改正の内容]

● : 新設 (改正を含む)

○ : 既存

太字は構造関係の措置

		伐木等 機械	走行集材 機械	架線集材 機械	簡易架線 集材装置	機械集材 装置等
① 機 械 ・ 裝 置 に よ る 作 業 で の 危 険 防 止	一般的な措置 (前照灯・ヘッドガードの設置、地形などの調査、作業計画の作成、最大使用荷重などの厳守、制動装置などの点検と補修、作業指揮者他)	●	●	●	●	●
	車両の転倒、逸走などの防止 (制限速度の設定、幅員の確保など、運転位置から離脱する時の逸走防止※他)	●	●	●	● (※のみ)	● (※のみ)
	機械との接触、飛来落下などの防止 (危険箇所への立入禁止、運転席の防護柵など、運転中の離脱の禁止他)	●	●	●	●	●
	伐木作業・造材作業での危険の防止	●	—	—	—	—
	車両の走行による集材作業での危険の防止 (走行時の荷台への乗車禁止、積載時の荷崩れ防止措置他)	—	●	—	—	—
	ワインチによる作業での危険の防止 (ワイヤロープの安全係数、不適格なワイヤロープの使用禁止、点検、合図)	—	●	●	●	○
	集材装置による集材作業での危険の防止 (制動装置などの設置基準、最大使用荷重などの表示、架線集材機械を集材機として用いる場合の措置他)	—	—	—	● 空中での運搬の禁止	○ 主索の検定等
②機械・装置の運転業務従事者に対する特別教育の実施		● 学科 6 H 実技 6 H	● 学科 6 H 実技 6 H	● 学科 6 H 実技 8 H	● 学科 6 H 実技 8 H	○ 学科 6 H 実技 8 H

[施行日]

- ① 機械・装置による作業での危険防止 ▶ 平成26年6月1日
- ② 機械・装置の運転業務従事者に対する特別教育の実施 ▶ 平成26年12月1日

[経過措置]

今回の改正により、車両系木材伐出機械、機械集材装置、簡易架線集材装置の集材機については、原則として、前照灯、堅固なヘッドガード、原木等の飛来などによる危険を防止するための設備(運転席の防護柵など)を備えることとする規定が新設されました。
(安衛則第151条の85、86、87、136、137、162)

なお、施行日の前日時点で次のような状況にある場合は、平成26年11月30日まで、これらの規定は適用しません。

- ・既に製造しているもの
- ・今あるものを使用する場合

改正のポイント 1 [車両系木材伐出機械]

枠線が実線 枠線が破線

ものは、以前から規制されていたもの
ものは、新たに規制されたもの（一部規制の内容が変更されたものを含む）

I 構造関係

1 前照灯 (安衛則第151条の85)

前照灯を備えたものを使ってください。

(ただし、作業を安全に行うため必要な照度が保持されている場所を除く)

2 ヘッドガード (安衛則第151条の86)

堅固なヘッドガードを備えたものを使ってください。

(ただし、原木等の落下により運転者に危険を及ぼすおそれのないときを除く)

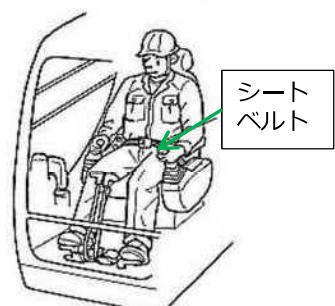
3 防護柵等 (安衛則第151条の87)

原木等の飛来などにより運転者に危険を及ぼすおそれのあるときは、**運転者席の防護柵など**危険を防止するための設備を備えたものを使ってください。

4 転倒時保護構造及びシートベルト (安衛則第151条の93) <努力義務>

路肩や傾斜地など**転倒や転落により運転者に危険が生じる**
おそれのある場所で車両系木材伐出機械を使用するときには、
転倒時保護構造があり、シートベルトを備えたもの以外の機械を使用しないよう努めてください。

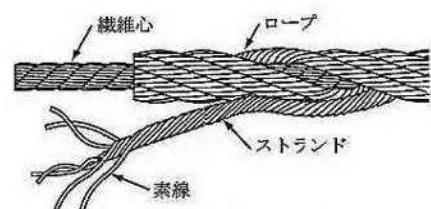
また、運転者には**シートベルトを使用させるよう努めてください。**



5 ワイヤロープ (安衛則第151条の114、115、120、121)

① **走行集材機械や架線集材機械のワインチやスリングに使うワイヤロープの安全係数** (ワイヤロープの切断荷重の値÷ワイヤロープにかかる荷重の最大の値) は、**4以上**としてください。なお、「ワイヤロープにかかる荷重の最大の値」は、原則として、集材する原木等の最大重量の値を使用してください (ワイヤロープにかかる荷重の実測値を使用してもかまいません)。

② **走行集材機械や架線集材機械のワインチやスリングに使うワイヤロープ、積荷の固定に使うワイヤロープに、一よりの間で素線 (フィラ線を除く) 数の10%以上の素線が切断したもの、摩耗による直径の減少が公称径の7%を超えるもの、キンクしたもの、著しい形崩れや腐食のあるものは使用しないでください。**



II 使用関係

1 作業場所の地形等、伐倒する立木等の調査及び記録（安衛則第151条の88）

車両系木材伐出機械を使って作業を行うときは、機械の転落、地山の崩壊などによる労働者の危険を防止するため、あらかじめ、**作業場所の地形、地盤の状態など、伐倒する立木と取り扱う原木等の形状などを調査し、その結果を記録してください。**

2 作業計画（安衛則第151条の89）

車両系木材伐出機械を使って作業を行うときは、調査で知り得た状況に適応する**作業計画を定め、その作業計画により作業を行ってください。**

作業計画には、①機械の種類・能力 ②運行経路 ③作業の方法・場所 を示すとともに、関係する**労働者に周知してください。**

3 作業指揮者（安衛則第151条の90）

車両系木材伐出機械（伐木等機械を除く）を使って作業を行うときは、**作業の指揮者を定め、作業計画に基づき作業の指揮を行わせてください。**

4 制限速度（安衛則第151条の91）

車両系木材伐出機械を使って作業を行うときは、あらかじめ、**作業場所の地形、地盤の状況などに応じた機械の適正な制限速度を定め、それにより作業を行ってください。**

5 運行経路の幅員保持、路肩崩壊防止、障害物除去等（安衛則第151条の92第1項）

車両系木材伐出機械を使って作業を行うときは、転倒や転落による労働者の危険を防止するため、機械の運行経路について、必要な**幅員を保持すること、路肩の崩壊を防止すること、岩石、根株などの障害物を除去することなど、必要な措置を講じてください。**

6 誘導者及び合図（安衛則第151条の92第2項及び第3項、安衛則第151条の94）

路肩や傾斜地など転倒や転落により運転者に危険が生じるおそれのある場所で**車両系木材伐出機械**を使用するときは、**誘導者を配置し、機械を誘導させてください。**
そのときは、一定の**合図を定め、誘導者にその合図を行わせてください。**

7 立入禁止 (安衛則第151条の95、96、97)

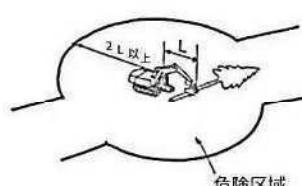
次の箇所には労働者を立ち入らせないでください。

① 車両系木材伐出機械を使って作業を行う場合

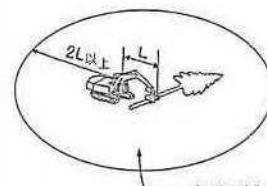
- ・運転中の機械や取り扱う原木等に接触することにより労働者に危険が生じるおそれのあるところ
- ・物体の飛来などにより労働者に危険が生じるおそれのあるところ



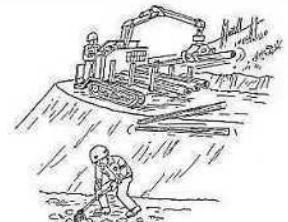
伐倒作業



造材作業

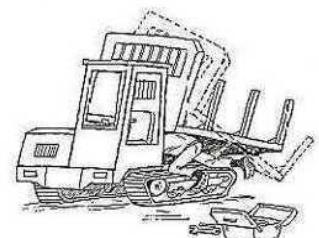


はい積み・木寄せ作業



② 車両系木材伐出機械※のブーム、アームなど、またはこれらにより支えられている原木等の下（修理、点検などの作業を行う場合に、労働者に安全支柱、安全ブロックなどを使用させるときを除く）

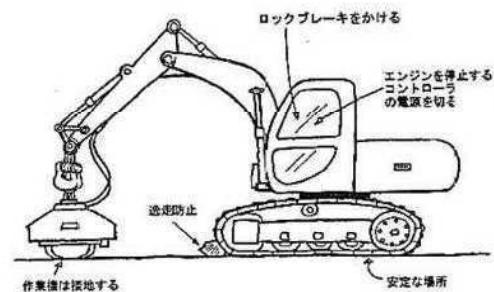
※ 構造上、ブーム・アームなどが不意に降下することを防止する装置が組み込まれている機械を除く。



8 運転位置から離れる場合の措置 (安衛則第151条の98、99)

車両系木材伐出機械の運転者が運転位置から離れるときは、運転者に次の措置を講じさせてください。

- ① 木材グラップル等の作業装置を最低降下位置（荷台を備える機械の木材グラップルは、荷台上の最低降下位置）に置くこと
- ② 原動機を止めた上で、停止の状態を保持するためのブレーキをかけるなど機械の逸走を防止する措置を講じること



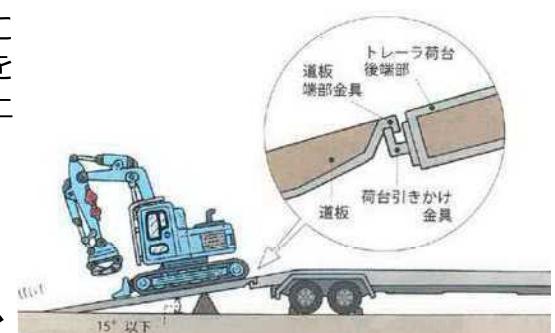
ただし、走行運転位置と作業運転位置が異なる場合で、作業装置の運転位置で運転し、または運転しようとしている場合は、逸走を防止する措置を講じさせてください。

(作業装置が運転されている間は、作業装置の運転位置から運転者を離れさせないでください)

9 移送時の措置 (安衛則第151条の100)

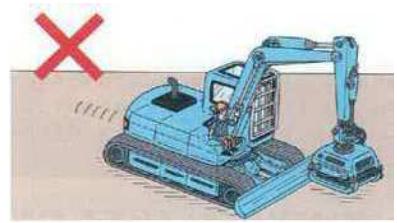
車両系木材伐出機械を移送するため自走、またはけん引により貨物自動車に積卸しを行なう場合に、道板、盛土などを使用するときは、機械の転倒、転落などによる危険を防止するため、次のようにしなければなりません。

- ① 積卸しは、平坦で堅固な場所で行うこと
- ② 道板を使用するときは、十分な長さ、幅、強度がある道板を使い、適当な勾配で確実に取り付けること
- ③ 盛土、仮設台などを使用するときは、十分な幅と強度、適当な勾配を確保すること



10 搭乗の制限 (安衛則第151条の101、105)

車両系木材伐出機械を使って作業を行うときは、**乗車席・荷台以外の箇所に労働者を乗せない**でください（ただし、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときを除く）。また、走行のための運転位置と作業装置の運転のための運転位置が異なる**車両系木材伐出機械を走行させる**ときは、**機械の作業装置の運転のための運転位置に労働者を乗せない**でください。



11 使用の制限 (安衛則第151条の102)

車両系木材伐出機械を使って作業を行うときは、機械の転倒や逸走、ブーム・アームなどの作業装置の破壊による労働者の危険を防止するため、構造上定められた**安定度、最大積載荷重、最大使用荷重**などを守ってください。

12 主たる用途以外の使用の制限 (安衛則第151条の103)

木材グラップルにワイヤロープをかけて原木等のつり上げ作業を行うなど**車両系木材伐出機械の主たる用途以外の使い方をしない**でください。

（ただし、ワインチとガイドブロックを使って運転者以外の方向にかかり木を引き倒すことにより、かかり木を処理する場合など、労働者に危険を及ぼすおそれのない場合を除く）

13 修理、アタッチメント交換時の措置（作業指揮者） (安衛則第151条の104)

車両系木材伐出機械の修理やアタッチメントの装着・取り外しの作業を行うときは、その作業を指揮する者を定め、その者に、次の事項を行わせてください。

- ① 作業手順を決定し、**作業を直接指揮**すること
- ② ブームなどの降下による危険を防止するための**安全支柱、安全ブロックなど**（第151条の97）の**使用状況を監視**すること

14 悪天候時の作業禁止 (安衛則第151条の106)

強風、大雨、大雪などの**悪天候**のため、**車両系木材伐出機械**を使う作業の実施について、危険が予想されるときは、**労働者に作業をさせない**でください。

15 保護帽の着用 (安衛則第151条の107)

車両系木材伐出機械を使って作業を行うときは、**物体の飛来や落下による労働者の危険を防止**するため、作業に従事する**労働者に保護帽を着用**させてください。



16 検査、点検、補修 (安衛則第151条の108、109、110、111、116、122) <①②は努力義務>

車両系木材伐出機械については、

- ① **1年以内ごとに1回、定期に**、原動機、動力伝達装置、走行装置、制動装置、操縦装置、作業装置、油圧装置、車体、ヘッドガード、飛来物防護設備、アウトリガー、電気系統、灯火装置、計器について、異常の有無を**検査**するよう努めてください。
- ② **1か月以内ごとに1回、定期に**、制動装置、クラッチ、操縦装置、作業装置、油圧装置、ヘッドガード、飛来物防護設備について、異常の有無を**検査**するよう努めてください。
- ③ **その日の作業を開始する前に**、制動装置、操縦装置、作業装置、油圧装置、前照灯の機能、ワイヤロープ、履帯または車輪の異常の有無を**点検**してください。
また、**走行集材機械、架線集材機械**については、作業に使うスリング、積荷の固定に使うワイヤロープの状態も**点検**してください。
- ④ **検査、点検の結果、異常**があった場合は、直ちに**補修**その他必要な措置を講じてください。

III 伐木等機械関係

1 伐木作業における危険の防止 (安衛則第151条の112)

伐木等機械を使って伐木作業を行うときは、立木を伐倒しようとする運転者に、それぞれの立木について、**かん木、枝条、つる、浮石**などで、伐倒作業中に危険を生じるおそれのあるものを取り除かせてください。

2 造材作業における危険の防止 (安衛則第151条の113)

伐木等機械を使って造材作業を行うときは、造材を行う原木等が転落したり、滑ることによる危険を防止するため、作業を行おうとする運転者に、**平坦な地面で作業を行う**などの措置を講じさせてください。

IV 走行集材機械関係

1 ウインチの運転の合図 (安衛則第151条の117)

走行集材機械のウインチの運転について、一定の合図と合図を行う者を定め、運転に当たっては、その合図を使用させてください。

2 原木等の積載 (安衛則第151条の118)

走行集材機械に原木等を積載するときは、次のようにしてください。

- ① **偏荷重が生じないように積載する。**
- ② 荷崩れや原木等の落下による労働者の危険を防止するため、**積荷をワイヤロープで固定する**など必要な措置を講じる。

3 荷台への乗車制限 (安衛則第151条の119)

荷台のある走行集材機械を走行させるときは、**荷台に労働者を乗車させない**でください。

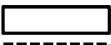
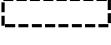
V 架線集材機械関係

ウインチの運転の合図 (安衛則第151条の123)

架線集材機械のウインチの運転について、一定の合図と合図を行う者を定め、運転に当たっては、その合図を使用させてください。

改正のポイント 2 [機械集材装置・運材索道]

機械集材装置、運材索道は従来から規制対象でしたが、新たに規制が追加されました。

〔 枠線が実線  のものは、以前から規制されていたもの
枠線が破線  のものは、新たに規制されたもの（一部規制の内容が変更されたものを含む）〕

I 構造関係

1 制動装置等 (安衛則第151条の129)

機械集材装置、運材索道については、次に定めるところによらなければなりません。

- ① 搬器、またはつり荷を制動させる必要がない場合を除き、つり荷を適時停止させができる有効な制動装置を備えること
- ② 主索、控索、固定物に取り付ける作業索は、支柱、立木、根株などの固定物で堅固なものに2回以上巻き付けた上で、クリップ、クランプなどの緊結具を使って確実に取り付けること
- ③ 支柱の頂部を安定させるための控えは、2本以上とし、控えと支柱との角度は30度以上とすること
- ④ サドルブロック、ガイドブロックなどは、取付け部が受ける荷重により破壊、または脱落するおそれのないシャックル、台付け索などの取付け具を使って確実に取り付けること
- ⑤ 搬器、主索支持器その他の附属器具は、十分な強度があるものを使用すること
- ⑥ えい索や作業索の端部を搬器やローディングブロックに取り付けるときは、クリップ止め、アイスピライスなどの方法により確実に取り付けること

2 ワイヤロープ (安衛則第151条の130、131)

- ① 機械集材装置、運材索道の索については、その用途に応じて、安全係数（ワイヤロープの切斷荷重の値÷ワイヤロープにかかる荷重の最大の値）が次の値以上であるワイヤロープを使用してください。

・主索 2.7 ・えい索 4.0 ・作業索（巻上げ索を除く） 4.0 ・巻上げ索 6.0
・控索 4.0 ・台付け索 4.0 ・荷吊り索 6.0
(ただし、最大使用荷重が200キログラム未満で、支間斜距離の合計が350メートル未満の運材索道は除く)

- ② 機械集材装置、運材索道のワイヤロープに、一よりの間で素線（フィラ線を除く）数の10%以上の素線が切断したもの、摩耗による直径の減少が公称径の7%を超えるもの、キンクしたもの、著しい形崩れや腐食のあるものは使用しないでください。

3 作業索 (安衛則第151条の132)

機械集材装置の作業索（エンドレスのものを除く）には、次に定める措置を講じてください。

- ① 作業索は、最大で使用した場合に、集材機の巻胴に2巻以上を残すことができる長さとすること
- ② 作業索の端部は、集材機の巻胴にクランプ、クリップなどの緊結具を使って確実に取り付けること

4 卷過防止装置等 (安衛則第151条の133)

機械集材装置は、卷過防止装置を備えるなど巻上げ索の巻過ぎによる労働者の危険を防止するための措置を講じてください。

5 集材機又は運材機（安衛則第151条の134）

機械集材装置の集材機、運材索道の運材機には、次に定める措置を講じてください。

- ① 架線集材機械を機械集材装置の集材機として使わない場合
 - ・浮き上がり、ずれ、振れが生じないように据え付けること
 - ・歯止装置、または止め金つきブレーキを備え付けること
- ② 架線集材機械を機械集材装置の集材機として使う場合
 - ・機械の停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかけるなど機械の逸走を防止する措置を講じること
 - ・アウトリガーを必要な広さと強度がある鉄板などの上で張り出し、またはブレードを地上に下ろすなどの架線集材機械の転倒や転落による労働者の危険を防止するための措置を講じること

6 転倒時保護構造及びシートベルト（安衛則第151条の135）<努力義務>

路肩や傾斜地など転倒や転落により運転者に危険が生じるおそれのある場所で架線集材機械を機械集材装置の集材機として使うときには、転倒時保護構造があり、シートベルトを備えたもの以外の機械を使用しないよう努めてください。また、運転者にはシートベルトを使用させるよう努めてください。

7 ヘッドガード（安衛則第151条の136）

堅固なヘッドガードを備えた集材機を使ってください。

（ただし、原木等の落下により運転者に危険を及ぼすおそれのないときを除く）

8 防護柵等（安衛則第151条の137）

原木等の飛来などにより運転者に危険を及ぼすおそれのあるときは、運転者席の防護柵など危険を防止するための設備を備えた集材機を使ってください。

9 最大使用荷重等の表示と遵守（安衛則第151条の138、139）

機械集材装置は、最大使用荷重を見やすい箇所に表示してください。また、最大使用荷重を超える荷重をかけて使用しないでください。

運材索道は、最大使用荷重、搬器と搬器との間隔、搬器ごとの最大積載荷重を見やすい箇所に表示してください。また、最大使用荷重、搬器ごとの最大積載荷重を超える荷重をかけて使用しないでください。

II 使用関係

1 作業場所の地形等、支柱とする立木等の調査及び記録（安衛則第151条の124）

林業架線作業（機械集材装置、運材索道の組立て、解体、変更、修理の作業、またはこの設備による集材・運材の作業）を行うときは、集材機・運材機の転落、地山の崩壊、支柱の倒壊などによる労働者の危険を防止するため、あらかじめ、作業場所の広さ、地形、地盤の状態など、支柱とする立木の状態、運搬する原木等の形状などを調査し、その結果を記録してください。

2 作業計画（安衛則第151条の125）

林業架線作業を行うときは、調査で知り得た状況に適応する作業計画を定め、その作業計画により作業を行ってください。

作業計画には、①支柱と主要機器の配置の場所 ②使用するワイヤロープの種類とその直径 ③中央垂下比 ④最大使用荷重、搬器と搬器との間隔、搬器ごとの最大積載荷重 ⑤集材機の種類と最大けん引力 ⑥作業の方法を示すとともに、③と⑤を除き関係する労働者に周知してください。

3 作業主任者の選任（安衛則第151条の126、127）

機械集材装置、運材索道（原動機の定格出力が7.5キロワットを超えるもの、支間の斜距離の合計が350メートル以上のもの、最大使用荷重が200キログラム以上のもの のいずれかに該当するもの）について**林業架線作業**を行うときは、林業架線作業主任者免許を受けた者のうちから、**林業架線作業主任者**を選任してください。

林業架線作業主任者には、①作業の方法と労働者の配置を決定し、作業を直接指揮すること ②材料の欠点の有無と器具・工具の機能を点検し、不良品を取り除くこと ③作業中、安全帯などや保護帽の使用状況を監視することを行わせてください。

4 作業指揮者（安衛則第151条の128）

作業主任者の選任を要しない林業架線作業を行うときは、**作業の指揮者を定め**、作業計画に基づいて**作業の指揮**を行わせてください。

5 立入禁止（安衛則第151条の140、142）

林業架線作業を行うときは、次の箇所には**労働者を立ち入らせない**でください。

- ・**運転中の機械や取り扱う原木等**に接触することにより労働者に危険が生じるおそれのあるところ
- ・**主索の下で、原木等が落下**したり、**降下**することにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるところ
- ・**原木等を荷掛け**したり、**集材している場所の下方**で、原木等が転落したり、滑ることにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるところ
- ・**作業索の内角側**で、索、ガイドブロックなどが反発したり、飛来することにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるところ

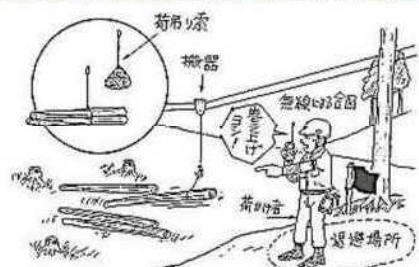
6 ブーム等の落下による危険の防止（安衛則第151条の143）

架線集材機械（構造上、ブーム、アームなどが不意に降下することを防止する装置が組み込まれている機械を除く）を機械集材装置の集材機として使う場合、機械の**ブーム、アーム**などを上げ、その下で修理、点検などの**作業**を行う場合に、労働者に**安全支柱、安全ブロック**などを使用させてください。

7 運転者と荷掛け又は荷外しをする者の合図（安衛則第151条の141）

林業架線集材作業を行うときは、機械集材装置や運材索道の運転者と荷掛けや荷外しをする者との間の連絡を確実にするため、次のいずれかの措置を講じさせてください。

- ・電話、電鈴などの装置を設け、それぞれの装置を使用する者を指名して、その者に使用させてください。
- ・一定の合図を定め、その合図を行う者を指名して、その者に行わせてください。



8 搭乗の制限（安衛則第151条の144）

機械集材装置、運材索道の搬器、つり荷などで、つり下げられているものに、**労働者を乗せない**でください。（搬器、索などの機材の点検、補修など臨時の作業を行う場合で、墜落による危険を生じるおそれのない措置を講じるときを除く）

また、**架線集材機械**を**機械集材装置の集材機**として使い、**集材の作業**を行うときは、**乗車席以外の箇所に労働者を乗せない**でください。

9 悪天候時の作業禁止（安衛則第151条の145）

強風、大雨、大雪など**悪天候**のため、**林業架線作業**の実施について危険が予想されるときは、**労働者に作業をさせない**でください。

10 点検及び補修（安衛則第151条の146）

林業架線作業については、

- ① **組立て・変更を行った場合や試運転を行った場合は**、支柱とアンカの状態、集材機・運材機・制動機の異常の有無と据付けの状態、主索・えい索・作業索・控索・台付け索・荷吊り索の異常の有無と取付けの状態、搬器やローリングブロックとワイヤロープとの緊結部の状態、電話、電鈴など装置の異常の有無を**点検**してください。
- ② 強風、大雨、大雪などの**悪天候の後**や中震以上の**地震の後**も**点検**してください。
(搬器やローリングブロックとワイヤロープとの緊結部の状態を除く)
- ③ **その日の作業を開始する前に**、集材機・運材機・制動機の機能、荷吊り索の異常の有無、運材索道の搬器の異常の有無、搬器とえい索との緊結部の状態、電話、電鈴などの装置の異常の有無を**点検**してください。
- ④ **点検を行って、異常**があった場合は、直ちに**補修**したり、**取り替えて**ください。

11 運転位置から離れる場合の措置（安衛則第151条の147）

架線集材機械を機械集材装置の集材機として使う場合、**架線集材機械の運転者が運転位置から離れるときは**、運転者に次の措置を講じさせてください。

- ① **作業装置を地上に下ろすこと**
- ② **原動機を止めること**

12 運転位置からの離脱の禁止（安衛則第151条の148）

機械集材装置や運材索道の運転中は、**運転者を運転位置から離れさせないでください。**

13 主索の安全係数の検定及び試運転（安衛則第151条の149）

機械集材装置や運材索道を組み立てたとき、**主索の張力に変化を生じる変更をしたときは**、**主索の安全係数を検定し、その最大使用荷重の荷重で試運転を行ってください。**
(最大使用荷重が200キログラム未満で、支間斜距離の合計が350メートル未満の運材索道は除く)

14 保護帽の着用（安衛則第151条の150）

林業架線作業を行うときは、**物体の飛来や落下**による労働者の危険を防止するため、作業に従事する労働者に**保護帽を着用**させてください。

改正のポイント 3 [簡易架線集材装置]

[枠線が実線 のものは、以前から規制されていたもの
枠線が破線 のものは、新たに規制されたもの（一部規制の内容が変更されたものを含む）]

I 構造関係

1 制動装置等（安衛則第151条の155）

簡易架線集材装置については、次に定めるところによらなければなりません。

- ① 搬器、またはつり荷を適時停止させることができる**有効な制動装置を備えること**
- ② **控索、固定物に取り付ける作業索**は、支柱、立木、根株などの固定物で堅固なものに**2回以上巻き付けた上で、クリップ、クランプなどの緊結具を使って確実に取り付けること**
- ③ 控えで頂部を安定させる必要がない場合を除き、**支柱の頂部を安定させるための控えは、2本以上**とし、**控えと支柱との角度は30度以上**とすること
- ④ ガイドブロックなどは、取付け部が受ける荷重により破壊、または脱落するおそれのないシャックル、台付け索などの**取付け具を使って確実に取り付けること**
- ⑤ **搬器その他の附属器具は、十分な強度があるものを使用すること**
- ⑥ **作業索の端部を搬器やローリングブロックに取り付けるときは、クリップ止め、アイスプライスなどの方法により確実に取り付けること**

2 ワイヤロープ[°]（安衛則第151条の156、157）

- ① 簡易架線集材装置の索に使うワイヤロープの安全係数（ワイヤロープの切断荷重の値÷ワイヤロープにかかる荷重の最大の値）は、4以上としてください。
なお、「ワイヤロープにかかる荷重の最大の値」は、原則として、索の種類に応じて次の値を使用してください（ワイヤロープにかかる荷重の実測値を使用してもかまいません）。
- ・荷吊り索（スリング）の場合は、集材する原木等の最大重量の値
 - ・引寄索（ホールライン）の場合は、集材する原木等の最大重量、搬器の重量、支間斜距離の引寄索の重量、バックテンション（引戻索（ホールバックライン）による集材する方向とは反対方向への張力）を合計した値（バックテンションの把握が困難な場合は、バックテンションの値には、集材する原木等の最大重量の0.5倍の値を使用すること）
 - ・引戻索の場合は、集材する原木等の最大重量、搬器の重量、支間斜距離の引戻索の重量を合計した値（ただし、下げ荷集材で、集材する原木等を一時的に集材する方向とは反対方向へ短距離移動させる場合には、集材する原木等の最大重量の2倍の値、搬器の重量、支間斜距離の引戻索の重量を合計した値を使用すること）
- ② 簡易架線集材装置のワイヤロープに、一よりの間に素線（フィラ線を除く）数の10%以上の素線が切断したもの、摩耗による直径の減少が公称径の7%を超えるもの、キンクしたもの、著しい形崩れや腐食のあるものは使用しないでください。

3 作業索（安衛則第151条の158）

簡易架線集材装置の作業索（エンドレスのものを除く）には、次に定める措置を講じてください。

- ① 作業索は、最大で使用した場合に、集材機の巻胴に2巻以上を残すことができる長さとすること
- ② 作業索の端部は、集材機の巻胴にクランプ、クリップなどの緊結具を使って確実に取り付けること

4 巻過防止装置等（安衛則第151条の159）

簡易架線集材装置は、巻過防止装置を備えるなど巻上げ索の巻過ぎによる労働者の危険を防止するための措置を講じてください。

5 集材機（安衛則第151条の160）

簡易架線集材装置の集材機には、次に定める措置を講じてください。

- ① 架線集材機械を簡易架線集材装置の集材機として使わない場合
 - ・浮き上がり、ずれ、振れが生じないように据え付けること
 - ・歯止装置、または止め金つきブレーキを備え付けること
- ② 架線集材機械を簡易架線集材装置の集材機として使う場合
 - ・機械の停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかけるなど機械の逸走を防止する措置を講じること。
 - ・アウトリガーを必要な広さと強度のある鉄板などの上で張り出し、またはブレードを地上に下ろすなどの架線集材機械の転倒や転落による労働者の危険を防止するための措置を講じること

6 転倒時保護構造及びシートベルト（安衛則第151条の161）<努力義務>

路肩や傾斜地など転倒や転落により運転者に危険が生じるおそれのある場所で架線集材機械を簡易架線集材装置の集材機として使うときには、転倒時保護構造があり、シートベルトを備えたもの以外の機械を使用しないよう努めてください。

また、運転者にはシートベルトを使用させるよう努めてください。

7 防護柵等 (安衛則第151条の162)

原木等の飛来などにより運転者に危険を及ぼすおそれのあるときは、**運転者席の防護柵など**危険を防止するための設備を備えた集材機を使ってください。

8 最大使用荷重の表示と遵守 (安衛則第151条の163)

簡易架線集材装置は、**最大使用荷重**を見やすい箇所に**表示**してください。また、**最大使用荷重**を超える荷重をかけて**使用しない**でください。

II 使用関係

1 作業場所の地形等、支柱とする立木等の調査及び記録 (安衛則第151条の152)

簡易林業架線作業（簡易架線集材装置の組立て、解体、変更、修理の作業、またはこの設備による集材の作業）を行うときは、集材機の転落、地山の崩壊、支柱の倒壊などによる労働者の危険を防止するため、あらかじめ、**作業場所の広さ、地形、地盤の状態など、支柱とする立木の状態、運搬する原木等の形状などを調査し、その結果を記録**してください。

2 作業計画 (安衛則第151条の153)

簡易林業架線作業を行うときは、調査で知り得た状況に適応する**作業計画を定め、その作業計画により作業を行ってください。**

作業計画には、①支柱と主要機器の配置の場所 ②使用するワイヤロープの種類とその直径 ③最大使用荷重 ④集材機の種類と最大けん引力 ⑤作業の方法を示すとともに、④を除き**関係する労働者に周知**してください。

3 作業指揮者 (安衛則第151条の154)

簡易林業架線作業を行うときは、**作業の指揮者を定め、作業計画に基づき作業の指揮を行わせてください。**

4 立入禁止 (安衛則第151条の164、166)

簡易林業架線作業を行うときは、**次の箇所には労働者を立ち入らせないでください。**

- ・ **運転中の機械や取り扱う原木等に接触**することにより労働者に危険が生じるおそれのあるところ
- ・ **原木等を荷掛け**したり、**集材している場所の下方**で、原木等が転落したり、滑ることにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるところ
- ・ **作業索の内角側**で、索やガイドブロックなどが反発したり、飛来することにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるところ

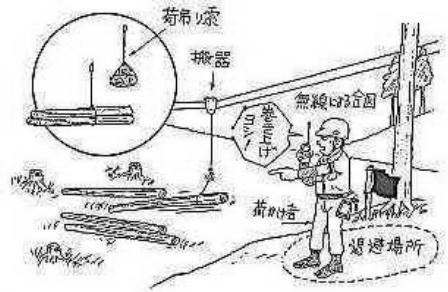
5 ブーム等の落下による危険の防止 (安衛則第151条の167)

架線集材機械（構造上、ブーム、アームなどが不意に降下することを防止する装置が組み込まれている機械を除く）を簡易架線集材装置の集材機として使う場合、機械のブーム、アームなどを上げ、その下で**修理、点検などの作業**を行う場合に、労働者に**安全支柱、安全ブロックなどを使用**させてください。

6 運転者と荷掛けまたは荷外しをする者の合図（安衛則第151条の165）

簡易架線集材作業を行うときは、架線集材装置の運転者と荷掛けや荷外しをする者との間の連絡を確実にするため、次のいずれかの措置を講じさせてください。

- ・電話、電鈴などの装置を設け、それぞれの装置を使用する者を指名して、その者に使用させてください。
- ・一定の合図を定め、その合図を行う者を指名して、その者に行わせてください。



7 搭乗の制限（安衛則第151条の168）

簡易架線集材装置の搬器、つり荷などで、つり下げられているものに、労働者を乗せないでください。また、架線集材機械を簡易架線集材装置の集材機として使い、集材の作業を行うときは、乗車席以外の箇所に労働者を乗せないでください。

8 運搬の制限（安衛則第151条の169）

簡易架線集材装置を使って集材の作業を行うときは、機械の転倒などによる労働者の危険を防止するため、装置の運転者に原木等を空中で運搬させないでください。

9 悪天候時の作業禁止（安衛則第151条の170）

強風、大雨、大雪など悪天候のため、簡易林業架線作業の実施について危険が予想されるときは、労働者に作業をさせないでください。

10 点検及び補修（安衛則第151条の171）

簡易林業架線作業については、

- ① その日の作業を開始する前に、支柱とアンカの状態、集材機・制動機の異常の有無と据付け状態、作業索・控索・台付け索・荷吊り索の異常の有無と取付けの状態、搬器やローリングブロックとワイヤロープとの繫結部の状態、電話、電鈴などの装置の異常の有無を点検してください。
- ② 強風、大雨、大雪など悪天候の後や中震以上の地震の後も点検してください。
(搬器やローリングブロックとワイヤロープとの繫結部の状態を除く)
- ③ 点検を行って、異常があった場合は、直ちに補修したり、取り替えてください。

11 運転位置から離れる場合の措置（安衛則第151条の172）

架線集材機械を簡易架線集材装置の集材機として使う場合、架線集材機械の運転者が運転位置から離れるときは、運転者に次の措置を講じさせてください。

- ① 作業装置を地上に下ろすこと
- ② 原動機を止めること

12 運転位置からの離脱の禁止（安衛則第151条の173）

簡易架線集材装置の運転中は、装置の運転者を運転位置から離れさせないでください。

13 保護帽の着用（安衛則第151条の174）

簡易林業架線作業を行うときは、物体の飛来や落下による労働者の危険を防止するため、作業に従事する労働者に保護帽を着用させてください。

改正のポイント 4 [特別教育関係]

1 機械及び装置の運転の業務に就かせるときの特別教育 (安衛則第36条第6の2号、6の3号、7の2号)

平成26年12月1日以降に、伐木等機械、走行集材機械、架線集材機械、簡易架線集材装置の運転業務に労働者を就かせるときは、改正された安全衛生特別教育規程の教育科目、範囲、時間に基づく特別教育を実施してください。

＜講習科目・時間＞

	A 伐木等機械の運転の業務			B 走行集材機械の運転の業務			C 簡易架線集材装置等の運転の業務		
	科目	時間	科目	時間	科目	時間	科目	時間	
学科教育	I 伐木等機械に関する知識	1	I 走行集材機械に関する知識	1	I 簡易架線集材装置の集材機、架線集材機械に関する知識	1			
	II 伐木等機械の走行、作業に関する装置の構造、取扱いの方法に関する知識	1	II 走行集材機械の走行、作業に関する装置の構造、取扱いの方法に関する知識	1	II 架線集材機械の走行、作業に関する装置の構造、取扱いの方法に関する知識	1			
	III 伐木等機械の作業に関する知識	2	III 走行集材機械の作業に関する知識	2	III 簡易架線集材装置、架線集材機械の作業に関する知識	2			
	IV 伐木等機械の運転に必要な一般的な事項に関する知識	1	IV 走行集材機械の運転に必要な一般的な事項に関する知識	1	IV 簡易架線集材装置、架線集材機械の運転に必要な一般的な事項に関する知識	1			
	V 関係法令	1	V 関係法令	1	V 関係法令	1			
実技教育	I 伐木等機械の走行の操作	2	I 走行集材機械の走行の操作	3	I 架線集材機械の走行の操作	1			
	II 伐木等機械の作業のための装置の操作	4	II 走行集材機械の作業のための装置の操作	3	II 簡易架線集材装置の集材機の運転、架線集材機械の作業のための装置の操作	3			
					III ワイヤロープの取扱い	4			

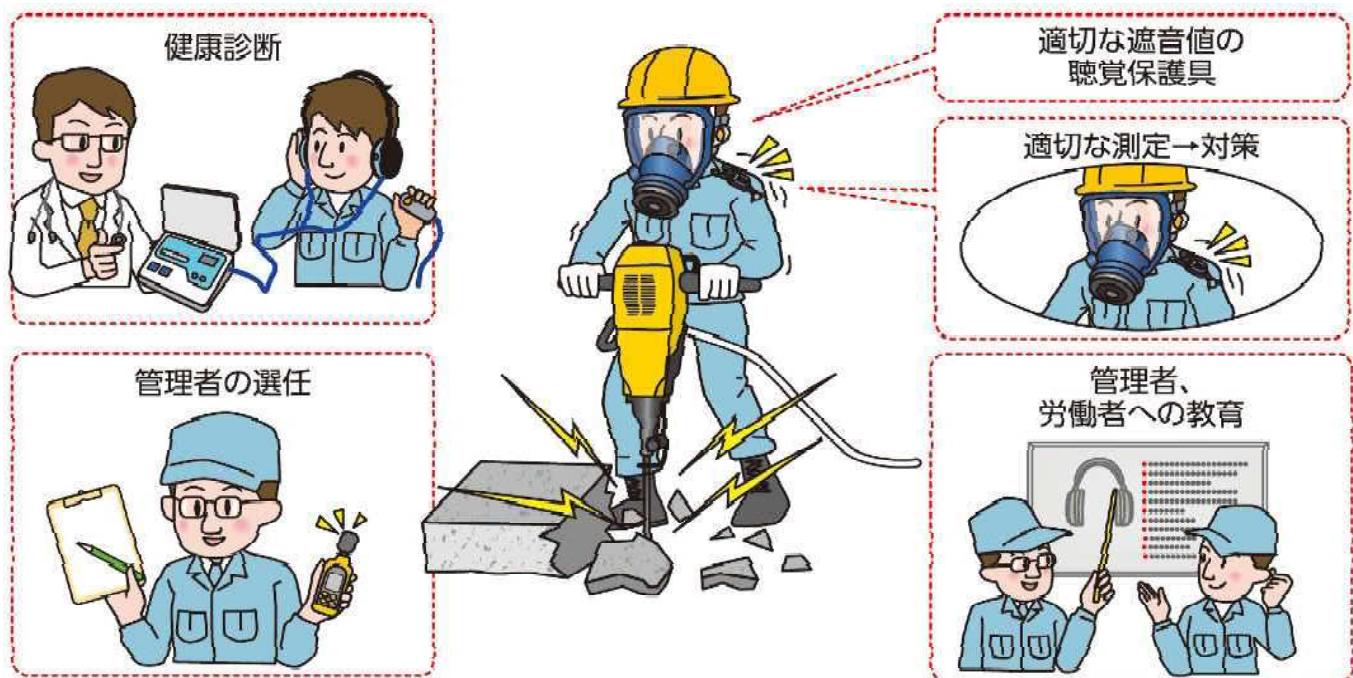
ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお尋ねください。

法令を確認したい場合は、厚生労働省「法令等データベースサービス」をご覧ください。

厚生労働省 法令

検索

騒音障害防止のためのガイドライン パンフレット



騒音障害防止対策は、その対象となる全ての作業場において広く浸透しているとは言い難く、更なる対策を進める必要があります。また、近年の技術の発展や知見の蓄積もあることから、厚生労働省は2023(令和5)年4月に「騒音障害防止のためのガイドライン」を改訂しました。

一度失われた聴力は元に戻りません。適切な対策を行い、騒音障害を防止しましょう。

ガイドラインの主なポイント

- 騒音障害防止対策の管理者を選任する
- 作業場ごとに適切な測定等を行い、結果に応じて必要な対策を講ずる
- 聴覚保護具は適切な遮音値のものを用いる
- 雇入時等健康診断、定期の健康診断を実施し、結果に応じて措置を講ずる
- 管理者、労働者にそれぞれ教育を行う

ガイドラインについてのより詳細な情報は、ガイドライン本文、解説をご確認下さい。



ガイドラインの対象

作業環境測定が義務づけられている8作業場（別表第一）

+

における業務

騒音が生じる可能性の高い52作業場（別表第二）

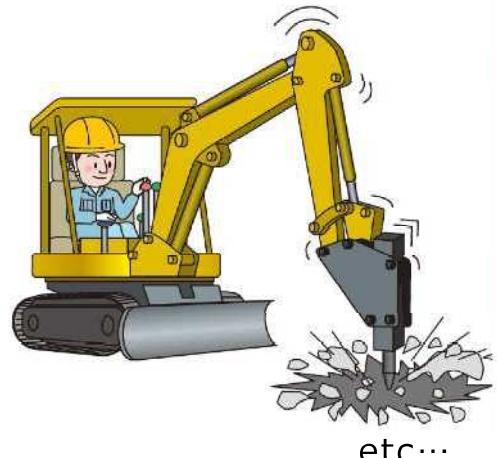
手持動力工具を取り扱う業務を行なう作業場



ハンマーを用いて金属の打撃を行う作業場



車両系建設機械を用いた掘削を行う坑内作業場



対象作業場の一覧

8ページ

etc...

対象以外の作業場でも、騒音レベルが高いと思われる業務を行う場合には、本ガイドラインに基づく騒音障害防止対策と同様の対策を講じてください。

事業者責務、製造業者留意事項

対象作業場を有する事業者は、ガイドラインに基づき適切な措置を講ずることにより、騒音レベルの低減化等に努めてください。

機械設備等製造業者は、騒音源となる機械設備等について、設計および製造段階からの低騒音化に努めるとともに、騒音レベルに関する情報を公表することが望ましいです。

New

労働衛生管理体制

管理者の選任

New

- 衛生管理者、安全衛生推進者等から騒音障害防止対策の管理者を選任し、ガイドラインで定める事項に取り組ませる

選任に当たっての教育

7ページ



元請事業者の責務

New

- 建設工事現場等において、元請事業者は、関係請負人が本ガイドラインで定める事項を適切に実施できるよう、指導・援助を行う

元請事業者が行う「指導・援助」とは、例えば、関係請負人が使用する機械・工具は低騒音なものを選定するよう促す、工事現場において関係請負人へ支給・貸与する設備等の騒音によるばく露を低減するための措置を講ずる等がある。

測定・評価

- 屋内作業場・・・作業環境測定
- 坑内作業場・・・定点測定
- 屋外作業場・・・定点測定 or 個人ばく露測定
により等価騒音レベルを測定

作業環境測定の場合、下表に基づいて評価し措置
→ 作業環境測定以外の場合、測定結果から措置

6月に1回測定するほか、施設、設備、作業工程または作業方法を変更した場合は、その都度測定する。

作業環境測定

- 縦、横6m以下の等間隔の線の交点、高さ1.2~1.5mで測定 ① ~ ⑬
- 音源に近接して行われる場合は、定点測定をあわせて行う B
- 1測定点につき10分間以上継続して行う
- 表に基づいて評価する

		B測定		
		85dB未満	85dB以上 90dB未満	90dB以上
A測定 平均値	85dB未満	第Ⅰ管理区分	第Ⅱ管理区分	第Ⅲ管理区分
	85dB以上 90dB未満	第Ⅱ管理区分	第Ⅱ管理区分	第Ⅲ管理区分
	90dB以上	第Ⅲ管理区分	第Ⅲ管理区分	第Ⅲ管理区分

定点測定

- 騒音作業が行われる時間のうち、騒音レベルが最も大きくなると思われる時間に、作業が行われる位置で測定する
- 10分間以上継続して行う



個人ばく露測定

New

- 同種の業務に1台以上のばく露計による測定を行う
- 頭、首、肩の近くにばく露計を装着する
- 原則終日または半日測定する*
- ばく露計の落下、覆われに注意する

JIS C1509-1またはIEC 61252に規定する精度を満たすものを用いる

* 2時間ごとに反復継続する作業を行うことが明らかな場合等、一定時間の測定を行うことで作業時間全体の等価騒音レベルを算定することが可能な場合は、測定の開始から終了までの時間が1時間以上であれば、測定時間を短縮して差し支えない

等価騒音レベルの推計

New

$$L_p = L_w - 20 \log_{10} r - 8$$

L_p (dB) : 推計値

L_w (dB) : 音響パワーレベル

r (m) : 騒音源からの距離

- 地面の上に騒音源があって、周辺に建物や壁等がない
- 音響パワーレベルを、機械等に貼付されたシールや銘板、カタログ等で確認する

例：音響パワーレベル100dBのチェンソーを50cmの距離で使用していた場合

$$L_w = 100$$
$$r = 0.5$$

より、左の式に代入して

$$L_p = 100 - 20 \log_{10} 0.5 - 8$$
$$= 98$$

よって、推計値は98 dBとなる。

措置

第Ⅰ管理区分・等価騒音レベルが85dB未満

- 作業環境の継続的維持に努めましょう

第Ⅱ管理区分・等価騒音レベルが85dB以上90dB未満

- 作業環境改善のため必要な措置を講じる
- 必要に応じて聴覚保護具を使用させる
- 第Ⅱ管理区分の場合は、標識によって、当該場所が第Ⅱ管理区分であることを明示する等の措置をとる

Point

New

手持動力工具を使用する業務については、継続して第Ⅰ管理区分または等価騒音レベルが85dB未満の場合を除き、必ず聴覚保護具を使用させる

第Ⅲ管理区分・等価騒音レベルが90dB以上

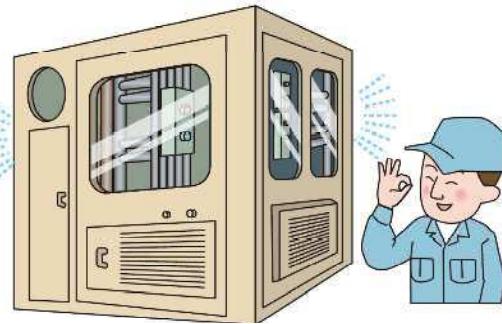
- 作業環境改善のため必要な措置を講じ、措置の効果を確認するため再度同じ方法で測定を行う
- 聽覚保護具を利用させる
- 聽覚保護具の利用を管理者に確認させる
- 聽覚保護具着用の必要性を見やすい場所に掲示
- 第Ⅲ管理区分の場合は、標識によって、当該場所が第Ⅲ管理区分であることを明示する等の措置をとる

具体的な措置の例

騒音発生源対策
低騒音型機械の採用



伝播経路対策
遮蔽物、防音扉等の設置



受音者対策
耳栓、耳覆いの使用



具体的な措置に当たっては、労働衛生コンサルタント等の専門家の活用を検討しましょう

記録

- 測定、評価、措置を記録する

(例) 作業環境測定を実施した場合の記録事項

- ①測定日時
- ②測定方法
- ③測定箇所
- ④測定条件
- ⑤測定結果
- ⑥評価日時
- ⑦評価箇所
- ⑧評価結果
- ⑨測定および評価を実施した者の氏名
- ⑩測定および評価の結果に基づいて措置を講じたときは、当該措置の概要

※そのほかの場合の記録事項はガイドライン（別紙1～4）参照



聴覚保護具

- 日本産業規格（JIS）T8161-1に規定する試験方法により測定された遮音値を目安に、必要かつ十分な遮音値の聴覚保護具を選定する
- 危険作業等において安全確保のために周囲の音を聞く必要がある場合や会話の必要がある場合は、遮音値が必要以上に大きい聴覚保護具を選定しないよう配慮する
- 管理者に、労働者に対し聴覚保護具の正しい使用方法を指導させた上で、目視等により正しく使用されていることを確認する

代表的な聴覚保護具

<p>発泡タイプ（ウレタンフォーム）</p> 	<p>ウレタンフォームは細い棒状にして外耳道に挿入し膨らむのを待ちます。持ち手付きの挿入しやすいものもあります。</p> <p>＜特長＞ 安価であり、正しく着用すれば、大きな遮音性能があります。</p> <p>＜注意点＞ 汚れを保持しやすいので、使い捨ての使用が衛生的です。 最大の遮音性能を得るには、着用の際、しわができないようにできるだけ細く丸めるなどコツが必要です。</p>
<p>形成タイプ（形が決まっている耳栓）</p> 	<p>ゴム、軟質プラスチック等の弾力性のある素材でだれの耳にもよく合うように作られています。</p> <p>＜特長＞ 洗って再利用できるため、変形しない限り長期間使用できます。</p> <p>＜注意点＞ 遮音性能は中程度です。</p>
<p>イヤーマフ（耳覆い）</p> 	<p>イヤーマフ（耳覆い）は音を遮るために耳のまわりを覆うもので軟らかいクッションがついています。騒音レベルに応じて遮音性能が変化するものや、ノイズキャンセリング機能があるものもあります。</p> <p>＜特長＞ 脱着が簡単で、騒音源に短時間近づくなどに有効です。 耳栓と併用することにより、より大きな遮音性能が得られます。</p> <p>＜注意点＞ ヘッドバンドがあるため、一般的なヘルメットと一緒に使えない。</p>

作業時間の短縮

- 作業環境改善のための措置を講じた結果、第Ⅰ管理区分または等価騒音レベルが85dB未満とならない場合は、表を参考に、労働者が騒音作業に従事する時間の短縮を検討しましょう

表 等価騒音レベル（A特性音圧レベル）による許容基準								
等価騒音レベル (dB)	85	86	87	88	89	90	91	92
1日のばく露時間	8時間 00分	6時間 20分	5時間 02分	4時間 00分	3時間 10分	2時間 30分	2時間 00分	1時間 35分
等価騒音レベル (dB)	93	94	95	96	97	98	99	100
1日のばく露時間	1時間 15分	1時間 00分	0時間 47分	0時間 37分	0時間 30分	0時間 23分	0時間 18分	0時間 15分

※ 日本産業衛生学会の「許容濃度等の勧告（2022年度）」の中の、VI. 騒音の許容基準にある、「表V1-2. 騒音レベル（A特性音圧レベル）による許容基準」の一部抜粋

健康管理

雇入時等健康診断

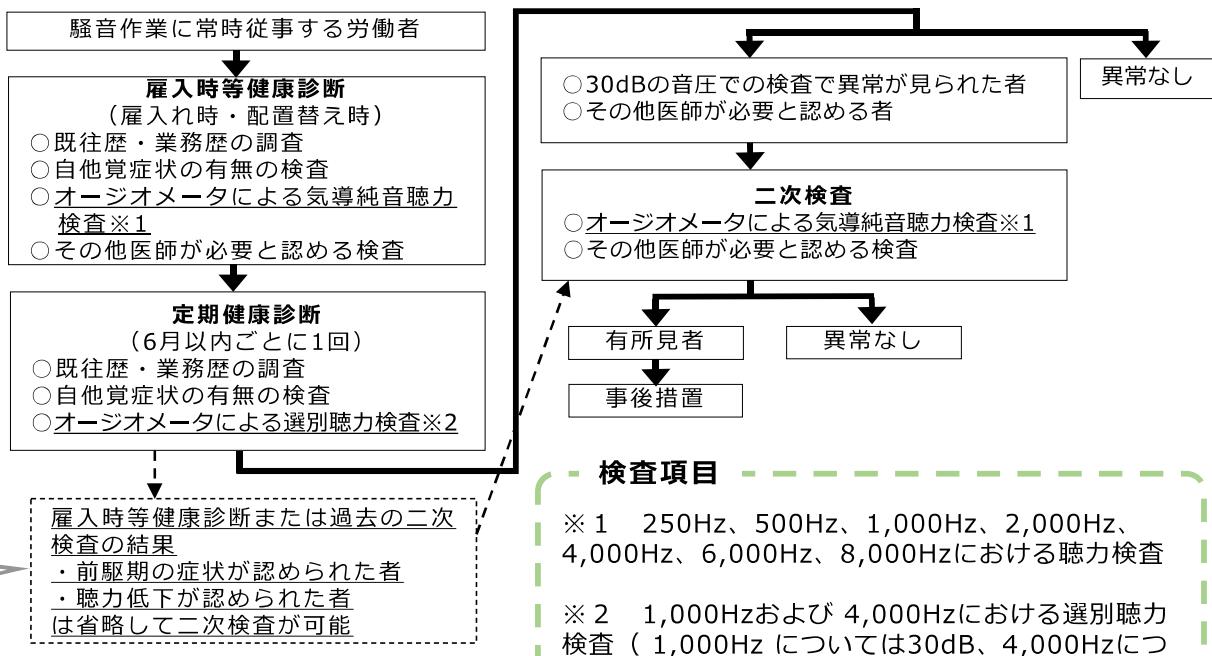
- 聴騒音作業に常時従事する労働者に対し、その雇い入れの際または当該業務への配置替えの際に、医師による健康診断を行う
- 結果を記録し、5年間保存する

定期健康診断

- 騒音作業に常時従事する労働者に対し、6月以内ごとに1回、定期に、医師による健康診断を行う
(第Ⅰ管理区分に区分されることが継続している場所または等価騒音レベルが85dB未満であることが継続している場所において業務に従事する労働者については省略可)
- 30dBの音圧での検査で異常が認められる者その他医師が必要と認める者については、医師による二次検査を行う
- 健康診断の結果の評価に基づき、措置を講ずる
- 結果を記録し、5年間保存する
- 実施後遅滞なく、結果を所轄の労働基準監督署に報告する

区分	措置
健常者	一般的聴覚管理
要観察者 (前駆期の症状が認められる者)	第Ⅱ管理区分に区分された場所または等価騒音レベルが85dB以上90dB未満である場所においても聴覚保護具を使用させること
要観察者 (軽度の聴力低下が認められる者)	その他必要な措置
要管理者 (中等度以上の聴力低下が認められる者)	聴覚保護具の使用、騒音作業時間の短縮、配置転換その他必要な措置

健康管理の体系



New

労働衛生教育

管理者教育

- 管理者を選任しようとするときは、当該者に対し、表の科目について労働衛生教育を行う

科目	範囲	時間
1 騒音の人体に及ぼす影響	(1) 影響の種類 (2) 聴力障害	30分
2 適正な作業環境の確保と維持管理	(1) 騒音の測定と作業環境の評価 (2) 騒音発生源対策 (3) 騒音伝ば経路対策 (4) 改善事例	80分
3 聴覚保護具の使用および作業方法の改善	(1) 聴覚保護具の種類および性能 (2) 聴覚保護具の使用方法および管理方法 (3) 作業方法の改善	40分
4 関係法令等	騒音作業に係る労働衛生関係法令およびガイドライン	30分

労働者教育

- 騒音作業に労働者を常時従事させようとするときは、当該労働者に対し、上表のうち**影響の種類、聴力障害、聴覚保護具の種類および性能、聴覚保護具の使用方法および管理方法**について労働衛生教育を行う

(注1) 管理者教育の講師は、既に選任されている管理者、労働衛生コンサルタント等、騒音についての知識ならびに騒音対策の実務についての知識および経験を有する者

労働者教育の講師は、当該作業場の管理者、衛生管理者等騒音についての知識を有する者

(注2) 第I管理区分に区分されることが継続している場所または等価騒音レベルが85dB未満であることが継続している場所において業務に従事する労働者の教育については省略可

計画の届出

- 労働安全衛生法第88条の規定に基づく計画の届出を行う場合、当該計画がガイドラインの対象作業場に係るものであるときは、届出に騒音障害防止対策の概要を示す書面または図面を添付する

対象作業場一覧

別表第一

1. 鈑打ち機、はつり機、鋳物の型込機等圧縮空気により駆動される機械又は器具を取り扱う業務を行う屋内作業場
2. ロール機、圧延機等による金属の圧延、伸線、ひずみ取り又は板曲げの業務（液体プレスによるひずみ取り及び板曲げ並びにダイスによる線引きの業務を除く。）を行う屋内作業場
3. 動力により駆動されるハンマーを用いる金属の鍛造又は成型の業務を行う屋内作業場
4. タンブラーによる金属製品の研磨又は砂落との業務を行う屋内作業場
5. 動力によりチエーン等を用いてドラム缶を洗浄する業務を行う屋内作業場
6. ドラムバーカーにより、木材を削皮する業務を行う屋内作業場
7. チッパーによりチップする業務を行う屋内作業場
8. 多筒抄紙機により紙をすぐ業務を行う屋内作業場

別表第二

1. インパクトレンチ、ナットランナー、電動ドライバー等を用い、ボルト、ナット等の締め付け、取り外しの業務を行う作業場
2. ショットブラストにより金属の研磨の業務を行う作業場
3. 携帯用研削盤、ベルトグラインダー、チッピングハンマー等を用いて金属の表面の研削又は研磨の業務を行う作業場
4. 動力プレス（油圧プレス及びプレスブレーキを除く。）により、鋼板の曲げ、絞り、せん断等の業務を行う作業場
5. シャーにより、鋼板を連続的に切断する業務を行う作業場
6. 動力により鋼線を切断し、くぎ、ボルト等の連続的な製造の業務を行う作業場
7. 金属を溶融し、鋳鉄製品、合金製品等の成型の業務を行う作業場
8. 高圧酸素ガスにより、鋼材の溶断の業務を行う作業場
9. 鋼材、金属製品等のロール搬送等の業務を行う作業場
10. 乾燥したガラス原料を振動フィーダーで搬送する業務を行う作業場
11. 鋼管をスキッド上で検査する業務を行う作業場
12. 動力巻取機により、鋼板又は線材を巻き取る業務を行う作業場
13. ハンマーを用いて金属の打撃又は成型の業務を行う作業場
14. 圧縮空気を用いて溶融金属を吹き付ける業務を行う作業場
15. ガスバーナーにより金属表面のキズを取る業務を行う作業場
16. 丸のこ盤を用いて金属を切断する業務を行う作業場
17. 内燃機関の製造工場又は修理工場で、内燃機関の試運転の業務を行う作業場
18. 動力により駆動する回転砥石を用いて、のこ歯を目立てする業務を行う作業場
19. 衝撃式造形機を用いて砂型を造形する業務を行う作業場
20. バイブレーター又はランマーにより締め固めの業務を行う作業場
21. 振動式型ばらし機を用いて砂型より鋳物を取り出す業務を行う作業場
22. 動力によりガスケットをはく離する業務を行う作業場
23. 瓶、ブリキ缶等の製造、充てん、冷却、ラベル表示、洗浄等の業務を行う作業場
24. 射出成型機を用いてプラスチックの押し出し又は切断の業務を行う作業場
25. プラスチック原料等を動力により混合する業務を行う作業場
26. みそ製造工程において動力機械により大豆の選別の業務を行う作業場
27. ロール機を用いてゴムを練る業務を行う作業場
28. ゴムホースを製造する工程において、ホース内の内糸を編上機により編み上げる業務を行う作業場
29. 織機を用いてガラス織維等原糸を織布する業務を行う作業場
30. ダブルツイスター等高速回転の機械を用いて、ねん糸又は加工糸の製造の業務を行う作業場
31. カップ成型機により、紙カップを成型する業務を行う作業場
32. モノタイプ、キャスター等を用いて、活字の鋳造の業務を行う作業場
33. コルゲータマシンによりダンボール製造の業務を行う作業場
34. 動力により、原紙、ダンボール紙等の連続的な折り曲げ又は切断の業務を行う作業場
35. 高速輪転機により印刷の業務を行う作業場
36. 高圧水により鋼管の検査の業務を行う作業場
37. 高圧リムーバを用いてICパッケージのバリ取りの業務を行う作業場
38. 圧縮空気を吹き付けることにより、物の選別、取り出し、はく離、乾燥等の業務を行う作業場
39. 乾燥設備を使用する業務を行う作業場
40. 電気炉、ボイラ又はエアコンプレッサーの運転業務を行う作業場
41. ディーゼルエンジンにより発電の業務を行う作業場
42. 多数の機械を集中して使用することにより製造、加工又は搬送の業務を行う作業場
43. 岩石又は鉱物を動力により破碎し、又は粉砕する業務を行う作業場
44. 振動式スクリーンを用いて、土石をふるい分ける業務を行う作業場
45. 裁断機により石材を裁断する業務を行う作業場
46. 車両系建設機械を用いて掘削又は積込みの業務を行う坑内の作業場
47. バイブレーター、さく岩機、ブレーカ等手持動力工具を取り扱う業務を行う作業場
48. コンクリートカッタを用いて道路舗装のアスファルト等を切断する業務を行う作業場
49. チエーンソー又は刈払機を用いて立木の伐採、草木の刈払い等の業務を行う作業場
50. 丸のこ盤、帶のこ盤等木材加工用機械を用いて木材を切断する業務を行う作業場
51. 水圧バーカー又はヘッドバーカーにより、木材を削皮する業務を行う作業場
52. 空港の駐機場所において、航空機への指示誘導、給油、荷物の積込み等の業務を行う作業場

ご不明点は、お近くの労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。



トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。



労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。

特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月から施行されます。

改正のあらまし

① 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。

② テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

③ 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。



● 昇降設備について (安衛則第 151 条の 67 関係)

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、2 トン以上 5 トン未満のものが追加されます。

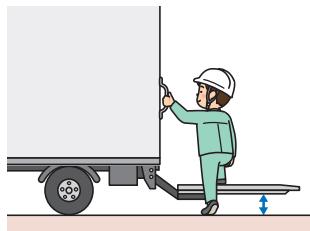
「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。なお、昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

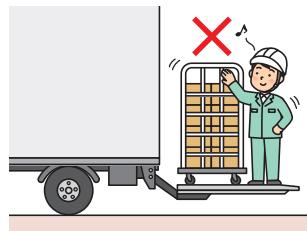
	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備考
床面から荷の上 又は荷台までの 昇降設備の設置	△	●	○	高さ 1.5m を超える箇所で作業を行うときは、安衛則第 526 条第 1 項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

【テールゲートリフターをステップとして使用する場合の留意事項】



テールゲートリフターを昇降設備として使用する場合は、中間位置で停止させてステップとして使用してください。



原則として、テールゲートリフターの昇降時には、労働者を搭乗させてはいけません。

※詳細についてはメーカー取扱説明書をご参照ください。

● 保護帽について (安衛則第 151 条の 74 関係)

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。

- ①最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの（平ボディ車、ウイング車等）。
- ②最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されません）。

保護帽は、型式検定に合格した「墜落時保護用」のものを使用する必要があります。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備考
墜落による危険を 防止するための 保護帽の着用	△	● (上記①②) △ (上記以外)	○	高さ 2m 以上の箇所で作業を行うときは、安衛則第 518 条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

2

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への 特別教育が義務化されます

R6.2.1
施行

荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作^{*}の業務を行う労働者に対し、以下の科目、時間について特別教育を実施する必要があります。

また、特別教育を行ったときは、事業者において受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存する必要があります。

* 「テールゲートリフターの操作」には、稼働スイッチの操作のほか、キャスター停止等を操作すること、昇降板の展開や格納の操作を行うこと等が含まれます。

	科目	範囲	時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	・テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 ・テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5 時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	・荷の種類及び取扱い方法 ・台車の種類、構造及び取扱い方法 ・保護具の着用 ・災害防止	2 時間
	関係法令	・労働安全衛生法令中の関係条項	0.5 時間
実技教育	・テールゲートリフターの操作の方法		
	2 時間		

【一部省略できる者】

① 施行の日時点において6月以上の業務従事歴を有する者は以下の時間とすることができます。

テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 45分以上で可 テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略不可
関係法令 ⇒ 省略不可 テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 1時間以上で可

② 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく教育を実施した者は以下のとおり省略できます。

テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 省略可 テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略可
関係法令 ⇒ 省略不可 テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 省略不可

③ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会による「ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」を受講した者は以下のとおり省略できます。

テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 省略不可 テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略可
関係法令 ⇒ 省略不可 テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 省略不可

※その他詳細については最寄りの労働基準監督署あてお問い合わせください。

3

運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

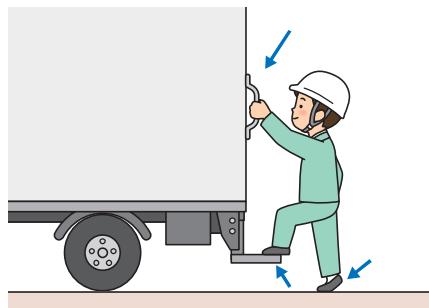
R5.10.1
施行

走行のための運転位置とテールゲートリフター等の操作位置が異なる貨物自動車を運転する場合において、テールゲートリフター等を操作し、又は操作しようとしている場合は、原動機の停止義務の適用が除外されます。なお、ブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走防止措置については、引き続き義務付けられることにご留意ください。また、逸走防止の観点から、可能な範囲で原動機も停止するようにしてください。

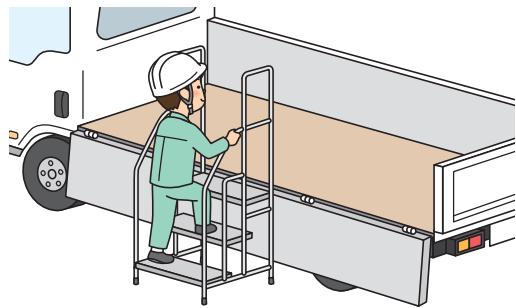
昇降設備の留意事項について



貨物自動車に設置されているステップで突出していないもの（上から見たときにステップが見えない等）は、墜落・転落するリスクが高いため、より安全な昇降設備を設置するようしてください。



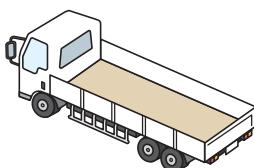
貨物自動車に設置されている昇降用のステップについては、可能な限り乗降グリップがあり、三点支持等により安全に昇降できる形式のものとしてください。



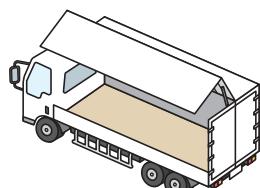
可搬式の踏み台等の例

新たに保護帽の着用が必要となるトラックの種類（最大積載量 2トン以上 5トン未満のもの）

保護帽の着用が必要となるもの



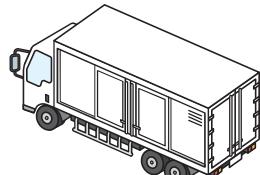
平ボディ車



ウイング車

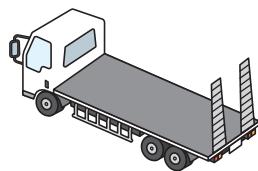
(荷台の側面が構造上開閉できるものの例)

適用されないもの



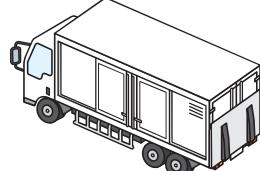
バン

(テールゲートリフターが設置されていないもの)



建機運搬車

(荷台の側面が構造上開放されているものの例)



バン

(テールゲートリフターが設置されているもの)

※墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することが望ましい。

テールゲートリフターの種類



アーム式



垂直式



後部格納式

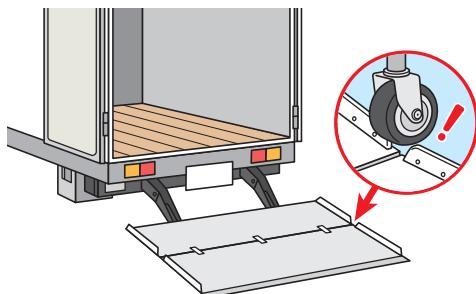


床下格納式

メーカー固有の商品名にかかわらず、労働安全衛生規則においては、貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトが規制の対象になります。

その他、気をつけていただきたい事

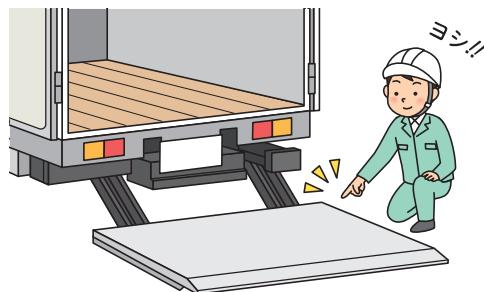
【床下格納式におけるサイドストッパーの隙間についての注意事項】



折り畳み部周辺のサイドストッパーに隙間が生じるので、隙間から車輪が脱輪しないよう、注意してください。

【テールゲートリフターの点検について】

テールゲートリフターについては、安衛則第151条の75に基づき作業開始前に点検を行ってください。



【点検項目の例】

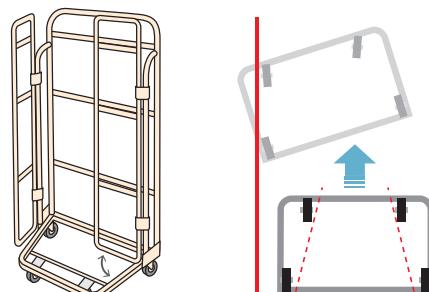
- ①正常に動作するか、異音がないか
- ②部材に亀裂、損傷、変形等がないか
- ③油圧系統に接手のゆるみや油漏れ等がないか
- ④スイッチは正常に動作するか、電気系統に異常はないか

【ロールボックスパレットの不具合を確認したとき】



ロールボックスパレットの不具合を確認した場合は、速やかに所有者又は荷主に報告し、対応を協議してください。

【U字型ロールボックスパレットについて】



短辺側をストッパーに当てるとき斜め配置になり、転倒や荷崩れにつながるおそれがありますので、逸走防止措置を確実に講じてください。

厚生労働省では、陸上貨物運送事業における労働災害を防止するため、以下のガイドラインを公表しております。

法令に定める事項のほか同ガイドラインに定める措置についても積極的な取組を進めていただきますようお願いいたします。

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、**荷役作業場所における安全の確保等**、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を示したもの。



▲詳細はこちらをご覧ください

交通労働災害防止のためのガイドライン

交通労働災害の防止を図るための指針として、**安全な走行ができない可能性が高い発注の禁止等**、事業者や運転者の責務と、荷主、元請事業者等による配慮事項等を示したもの。



▲詳細はこちらをご覧ください

●令和6年(2024年)4月からトラック運転者の改善基準告示を改正！



▲詳細はこちらをご覧ください

発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さんへ

●長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、**長時間の荷待ちを発生させない**よう努めましょう。

取り組み例

- 納品時間の指定を柔軟にする
- 納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- 積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- 注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる

詳細はこちらをご覧ください▶
「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」
厚生労働省・国土交通省・公益社団法人全日本トラック協会 (2019/08)



改正安衛則の本文や施行通達など、詳しい内容につきましては、厚生労働省ホームページからご覧いただけます。

ご不明点は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

■労働基準監督署一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html



自動車運転者の「安全確保の徹底」に ご協力をお願します！

陸上貨物運送事業における労働災害が高止まりしています。

自動車運転者の安全確保のためには、荷主、配送先、元請事業者等の皆さまの取り組みが不可欠です。

新型コロナウイルス感染症拡大により配達需要が増加している中、一人ひとりが安全に安心して働くよう、安全対策に取り組みましょう！

厚生労働省では、自動車運転者の安全確保のため、以下のガイドラインを策定しています。

具体的な実施事項等は、**裏面のチェックリスト**で確認ください。

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、**荷役作業場所における安全の確保等**、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を示したもの。



ガイドラインの
ポイント



ガイドラインの
ポイント

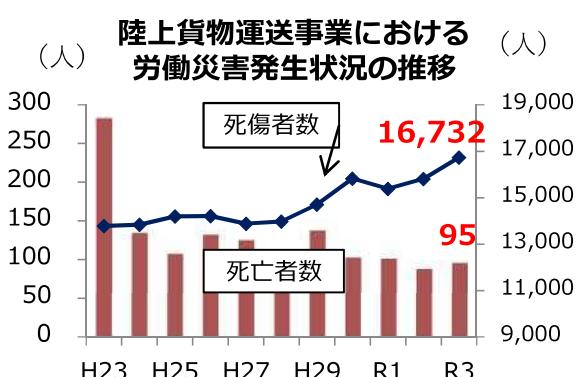
交通労働災害防止のためのガイドライン

交通労働災害の防止を図るための指針として、**安全な走行ができない可能性が高い発注の禁止等**、事業者や運転者の責務と、荷主、元請事業者等による配慮事項等を示したもの。

陸上貨物運送事業における労働災害の傾向

災害は増加傾向

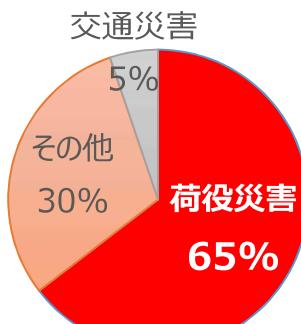
毎年約15,000人が被災しています。



出典：労働者死傷病報告(休業4日以上)、死亡災害報告

7割が荷役作業で発生

毎年約10,000件の災害が
荷役作業で発生しています。



※令和2年の死傷者数15,815人のうち、無作為に1,000件を抽出し、
集計したもの
※内訳は作業内容（令和2年）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

安全対策ができているか、以下のチェックリストで確認してください

荷役作業の安全対策チェックリスト

(「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」より)

① 貴社の荷役場所を安全な状態に

- 荷の積卸しや運搬機械、用具等を使用するための十分な広さを確保している
- 十分な明るさで作業している
- 着時刻の分散など混雑緩和の工夫をしている
- 荷や資機材の整理整頓をしている
- 風や雨が当たらない場所で作業している

② 墜落、転倒、腰痛等の対策

- 墜落や転落を防ぐ対策をしている
(手すりやステップ、墜落制止用器具取付設備（親綱等）の設置等)
- つまずきやすい、滑りやすい場所の対策をしている
(床の段差・凹凸の解消、床面の防滑、防滑靴の使用等)
- 人力で荷を扱う作業では、できるだけ機械・道具を使用している

③ 陸運事業者との連絡・調整

- 荷役作業を行わせる陸運事業者には、事前に作業内容を通知している
- 荷役作業の書面契約をしている
- 配送先における荷卸しの役割分担を安全作業連絡書等で明確にしている
- 安全な作業を行えるよう余裕を持った着時刻を設定している

※ 上記は、同ガイドラインに示している事項のうち主要なものを記載しています。
詳細についてはガイドライン本文を参照ください。

交通労働災害防止対策チェックリスト

(「交通労働災害防止のためのガイドライン」より)

荷主、元請事業者等による配慮

- 荷主、元請事業者等の事情での直前の貨物の増量による過積載運行を行わせていない
- 到着時刻の遅延が見込まれる場合、到着時刻の再設定やルート変更等を行っている
- 改善基準告示に違反し安全な走行ができない可能性が高い発注をしないようにしている
- 荷積み・荷卸し作業の遅延で予定時間に出発できない場合、到着時間を再設定し、荷役作業開始まで荷主の敷地内で待機できるようにしている

ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。

労働者、
雇用主の
皆さんへ

はしごや脚立からの 墜落・転落災害をなくしましょう！

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用する場合が多いのではないでしょうか。しかし、過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な災害が多数発生し、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。

このパンフレットを参考に、安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用してください。

ポイント 1 はしごや脚立に関する災害発生原因の特徴を踏まえた安全対策をとり、想定される危険を常に予知しながら、はしごや脚立を使用しましょう。▶▶▶ P 2 参照

ポイント 2 はしごや脚立は、足元が不安定になりやすく危険です。まず、代わりとなる床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台などの使用を検討しましょう。▶▶▶ P 3 参照

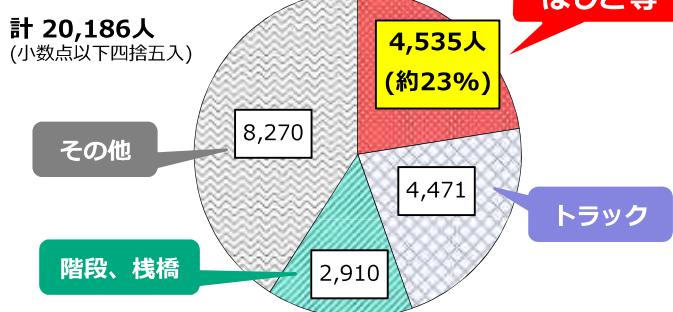
ポイント 3 はしごや脚立を使用する際は、高さ1m未満の場所での作業であっても墜落時保護用のヘルメットを着用して、頭部の負傷を防ぎましょう。▶▶▶ P 4 参照

統計資料 「はしご等」に関する災害（死傷および死亡）

※「はしご等」：はしご、脚立、作業台など

① 「はしご等」は墜落・転落災害の原因で最も多い
(平成23年～27年 5年平均)

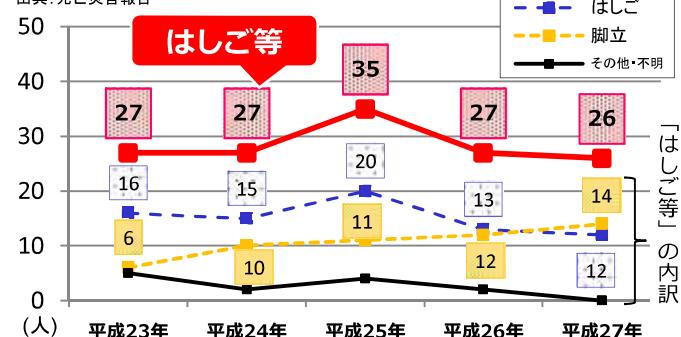
【墜落・転落による休業4日以上の被災労働者数】
出典:労働者死傷病報告



② 毎年30人弱の労働者が「はしご等」からの
墜落・転落により亡くなっている

【過去5年間の墜落・転落による死亡労働者数】

出典:死亡災害報告

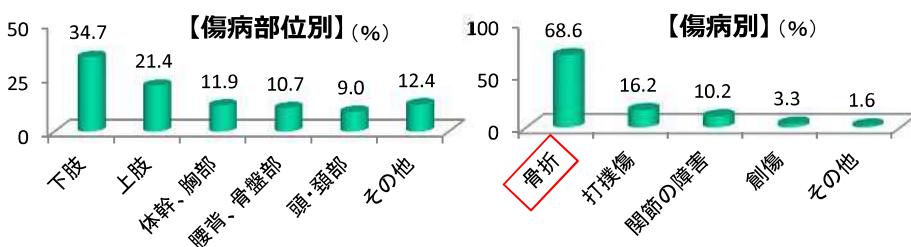


参考：労働安全衛生総合研究所による調査分析より

参考：「菅間敦、大西明宏、脚立に起因する労働災害の分析、労働安全衛生研究、Vol.8、No.2、pp.91-98、労働安全衛生総合研究所、2015年」

脚立に起因する労働災害の分析

平成18年の休業4日以上の労働者死傷病報告から単純無作為法により抽出された34,195件（全数の25.5%）を分析した結果、脚立が起因する災害は、992件（うち墜落・転落災害は約86%）であり、傷病部位および傷病名は以下のグラフのとおりであった。



グラフからわかること

【傷病部位別】
下肢と上肢で、全体の半数以上を占めている。

【傷病別】
骨折が全体の約3分の2を占め、重篤な災害につながりやすい。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

ポイント1 典型的な災害発生原因（墜落・転落死亡災害例）

出典：職場のあんぜんサイト（厚生労働省）

はしご

脚立

No.1 はしごの上でバランスを崩す

【事例】はしごから身を乗り出して作業したところ、バランスを崩して墜落した。

ワンポイント対策例

はしごでの作業を選択する前により安全な代替策を検討する。

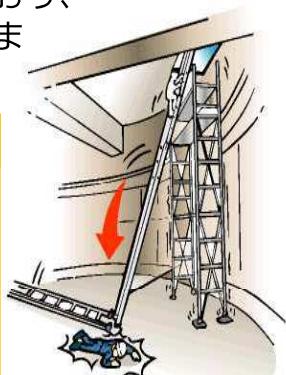


No.2 はしごが転位する

【事例】はしごを使って降りようとしたところ、はしご脚部下端の滑り止めが剥がれており、はしごが滑ってそのまま墜落した。

ワンポイント対策例

はしごの上端または下端をしっかりと固定する。
また、滑り止め箇所の点検を怠らない。



No.3 はしごの昇降時に手足が滑る

【事例】はしごが水で濡れていたため、足元が滑って墜落した。
(耐滑性の低い靴を使用)

ワンポイント対策例

踏み面に滑り止めシールを貼る。
耐滑性の高い靴（と手袋）を使用する。



No.1 脚立の天板に乗りバランスを崩す

【事例】脚立の天板に乗って作業したところ、バランスを崩して背中から墜落した。

ワンポイント対策例

天板での作業は簡単にバランスを崩しやすいので禁止。より安全な代替策を検討する。



No.2 脚立にまたがってバランスを崩す

【事例】脚立をまたいで乗った状態で蛍光灯の交換作業をしていたところ、バランスを崩し階段に墜落した。

ワンポイント対策例

作業前に周りに危険箇所がないか確認し、安全な作業方法を考えること。
なお、脚立にまたがっての作業は一旦バランスが崩れたら身体を戻すのが非常に難しい。
脚立の片側を使って作業すると、3点支持（※）がとりやすい。



No.3 荷物を持ちながらバランスを崩す

【事例】手に荷物を持つて脚立を降りようとしたところ、足元がよろけて背中から墜落した。

ワンポイント対策例

身体のバランスをしっかりと保持するよう、昇降時は荷物を手に持たず、3点支持を守る。



（※）3点支持とは、通常、両手・両足の4点のうち3点により身体を支えることを指すが、身体の重心を脚立にあずける場合も、両足と併せて3点支持になる。

ポイント2 はしごや脚立を使う前に、まず検討！

以下の2点について検討してみましょう

- はしごや脚立の使用自体を避けられないですか？**
- 墜落の危険性が相対的に低いローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できないですか？（※）**

【手すり付き脚立(例)】



（※）足元の高さが2m以上の箇所で作業する場合には、原則として十分な広さと強度をもった作業床や墜落防止措置（手すり等）を備えた用具を使用してください。特に、はしごは原則昇降のみに使用してください。

【可搬式作業台(例)】



充分に検討しても他の対策が取れない場合に限って、
はしごや脚立の使用を、安全に行ってください。

移動はしごの安全使用のポイント

- はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか（固定できない場合、別の者が下で支えているか）
- 足元に、滑り止め（転位防止措置）をしているか
- はしごの上端を上端床から60cm以上突出しているか
- はしごの立て掛け角度は75度程度か。



立てかける位置は
水平で、傾斜角75°、
突き出し60センチ
以上となっている
ことを確認



しっかり
固定！

標準化呼称のポイント
「突き出し60センチ、75°立てかけ ヨシ！」

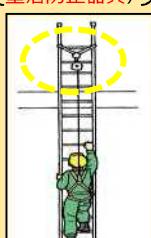
出典：「シリーズ・ここが危ない
高所作業」中央労働災
害防止協会編

こういった後付けの安全器具もあります

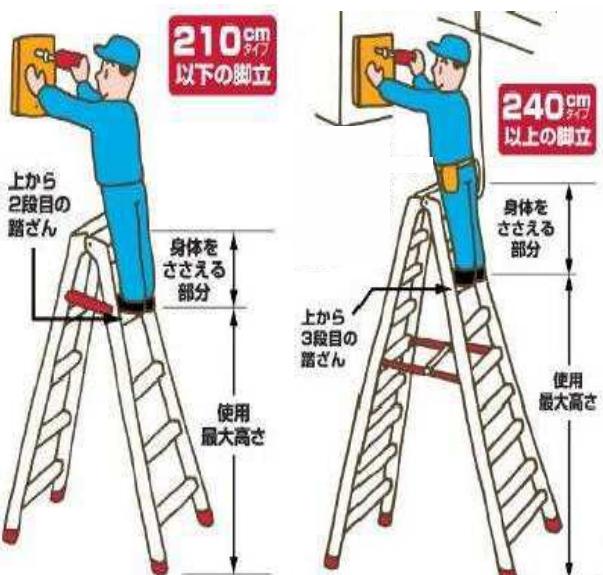
【はしご支持・手摺金具】 【はしご足元安定金具】



安全ブロック
(ストラップ式の
墜落防止器具)



脚立の安全使用のポイント



©軽金属製品協会
(無断転用禁止)

「労働安全衛生規則」で定められた主な事項

移動はしご（安衛則第527条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

脚立（安衛則第528条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を備える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

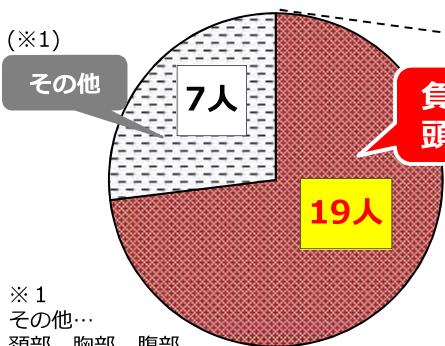
ポイント3 必ず墜落時保護用のヘルメットを着用して下さい

参考

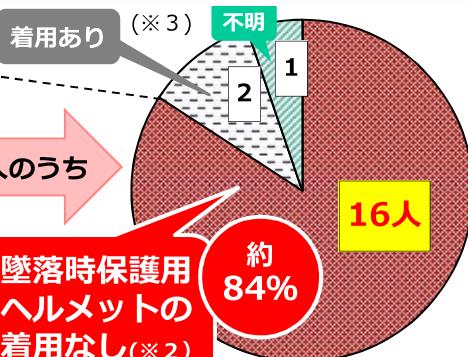
頭部を負傷した死亡災害では、うち8割強が墜落時保護用のヘルメットを着用していませんでした（平成27年集計）

出典：災害調査復命書

①「はしご等」からの墜落・転落死亡災害における負傷部位【平成27年分（26人）】



② 墜落時保護用ヘルメットの有無【頭部負傷の場合のみ集計（19人）】



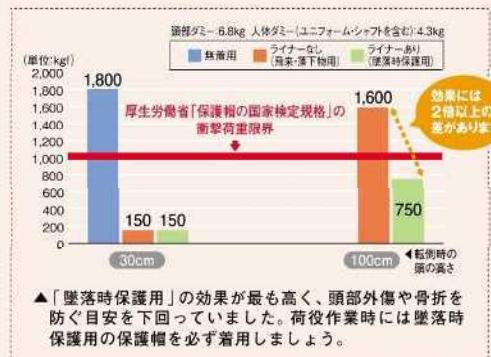
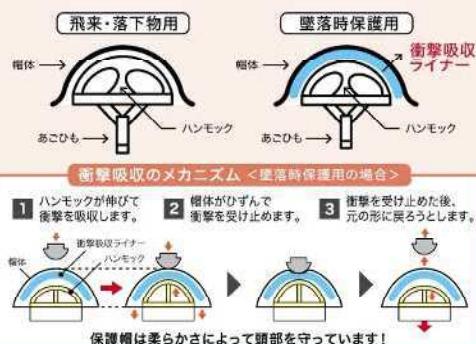
ヘルメットのすぐれた効果

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P12

保護帽の効果を知ってください！

保護帽（ヘルメット）とは労働安全衛生法第42条の規定にもとづく「保護帽の規格」に合格した製品をいいます。この保護帽には「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の2種類があり、荷役作業では帽体内部に衝撃吸収ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた墜落時保護用を使用することが望されます。

ここでは着用効果を知ってもらうため、「着用なし」、「飛来・落下物用」、「墜落時保護用」の3種類で頭部にかかる衝撃をグラフに示しました。100cmから転倒した時の効果には2倍以上の差があり、飛来・落下物用では効果が不十分なことが分かりました。



■保護帽に関する詳細な情報は日本ヘルメット工業会のサイトから入手できますのでご覧ください。

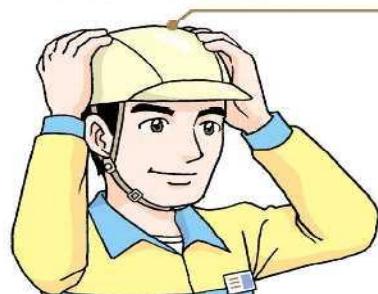
協力：一般社団法人日本ヘルメット工業会(JHMA) <http://japan-helmet.com>、株式会社谷沢製作所

ヘルメットの着用ポイント

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P3

必ず保護帽を着用！

着用時
5つのポイント



特に①と③を忘れずに！
(死亡災害時によく見られた、忘れやすいポイントです)

- 1 「墜落時保護用」を使用すること
- 2 傾けずに被ること
- 3 あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 4 破損したものは使わないこと
- 5 耐用年数を守ること

1 要チェック！
ヘルメット内側に貼られている「国家検定合格標章」等に用途が書かれています！

3 参考
あごひもと耳ひもの接続部分を留め具等で固定すると、墜落時の衝撃でヘルメットが着脱にくくなります！

このリーフレットについて、詳しくは最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。
(H29.3)

「墜落制止用器具」を確認しましょう！ ～政令等が完全施行されます～



四万十労働基準監督署

平成30年に「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改め、墜落・転落による労働災害を防止するための措置等を改正する政令等が公布されておりますが、**令和4年1月2日**から同改正が**完全施行**となります。

つきましては、**旧規格の「安全帯」ではなく、新規格の「墜落制止用器具」**の着用の有無について、今一度、ご確認ください。

胴ベルト型

フルハーネス型

ベルト部分等に墜落制止用器具の種類等が表示されています。（新規格第9条第1項）

※旧規格では安全帯の種類等が表示されています。（旧規格第8条第1項）

墜落制止用器具
種類 胴ベルト型
令和〇年〇月製造

安全帯
種類 胴ベルト型
平成〇年〇月製造

表示例
墜落制止用器具
種類 フルハーネス型
令和〇年〇月製造

安全帯
種類 フルハーネス型
平成〇年〇月製造



種別 第一種
使用可能質量 100kg
最大自由落下距離 1.8m
落下距離 3.3m

記載なし

種別 第一種
使用可能質量 100kg
最大自由落下距離 2.3m
落下距離 4.1m

記載なし

ショックアブソーバ部分にショックアブソーバの種別、使用可能質量、
最大自由落下距離、落下距離が表示されています。（新規格第9条第2項）
※旧規格ではショックアブソーバに表示義務がありません。

特殊構造のもの、国際規格等に基づき製造されたもの等で新規格と同等の性能があると厚生労働省から認められたものはこの限りではありません。

『裏面のチェックリスト』を活用して、現場で適切な「墜落制止用器具」の使用をお願いします！

墜落制止用器具の安全な使用チェックリスト

項目	内 容	参 考	対 策 例
1 選 定	<input type="checkbox"/> 旧規格の「安全帯」ではなく新規格の「 墜落制止用器具 」を着用させること（フルハーネス型であっても旧規格の「安全帯」は不可）。	安衛則第518条等	
	<input type="checkbox"/> 腰の高さ以上 にフック等を掛けて作業を行うことが可能な場合には、 第一種ショックアブソーバ を選定すること。 足下 にフック等を掛けて作業を行う必要がある場合は、フルハーネス型で 第二種ショックアブソーバ を選定すること。	ガイドライン第4	墜落制止用器具及びショックアブソーバそれぞれに表示された種類・種別等を確認・点検し、作業させる等
	<input type="checkbox"/> 墜落制止用器具を使用する者の体重と装備品の合計の質量が 使用可能な最大質量を超えないように 器具を選定すること。	安衛則第518条等、新規格第2条、ガイドライン第4	
	<input type="checkbox"/> 胴ベルト型 が使用可能な高さを 5メートル以下 に設定し、これよりも高い箇所で作業を行う場合は、フルハーネス型を使用されること。	ガイドライン第4	
2 装 着	<input type="checkbox"/> < フルハーネス型 > 墜落制止時にフルハーネスがずり上がり、安全な姿勢が保持できなくなることのないように、 緩みなく確実に装着 せること。	ガイドライン第5	
	<input type="checkbox"/> < 胴ベルト型 > できるだけ腰骨の近くで、墜落制止時に 足部の方に抜けない位置 に、かつ、極力、 胸部へずれないよう確実に装着 せること。	ガイドライン第5	朝礼等での身だしなみ点検のほか、作業員同士で装着状況を確認し合う環境を構築する等
3 使 用	<input type="checkbox"/> 高さ2メートル以上で足場などの作業床を設けることが困難な作業場所、墜落防止用の囲い等を設けることが著しく困難な作業床、臨時に手すり等を取り外した足場や架設通路等で、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある等の場合は、墜落制止用器具を使用せること。	安衛則第518条等	
	<input type="checkbox"/> 取付設備の近傍に鋭い角がある場合には、ランヤードのロープ等が直接鋭い角に当たらないように、養生等の処置を講ずること。	ガイドライン第5	使用方法にかかる教育の実施、墜落制止用器具の取付可能箇所や取付禁止箇所について「見える化」を図り、周知する等
	<input type="checkbox"/> 取付設備は、 ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもの で、墜落制止時の衝撃力に対し十分耐え得る 堅固なもの とすること。	ガイドライン第5	
	<input type="checkbox"/> 取付設備は できるだけ高い位置 とし、取付設備の高さ等により定まる自由落下距離が、 ショックアブソーバ に表示された 最大自由落下距離を超えない ようにすること。	安衛則第518条等、新規格第2条、ガイドライン第5	
	<input type="checkbox"/> 回し掛け は、フック等に横方向の曲げ荷重を受ける等の問題が生じるおそれがあるので、 できるだけ避ける こと。	ガイドライン第5	
4 管 理 等	<input type="checkbox"/> 日常点検のほか一定期間（6か月以内）ごとに 定期点検 を行うこと。（ベルト（摩耗、傷、ねじれ、硬化、溶解等）、縫糸（摩耗、切断、ほつれ）、金具類（摩耗、亀裂、変形、錆、腐食、劣化、溶融、回転部・バネ等の不良等）、ランヤード（摩耗、素線切れ、傷、やけこげ、変形、変色、硬化、溶解、アイ加工部・ショックアブソーバの不良）、巻取り器（巻込み・引き出し・ロックの不良）等）	ガイドライン第6	定期点検日を設定し、点検表を作成して記録する等
	<input type="checkbox"/> 一度でも落下時の衝撃がかかったもの、点検の結果で異常があつたもの、摩耗・傷等の劣化が激しいものは使用させないこと。	ガイドライン第7	
5 資 格	<input type="checkbox"/> 高さが2メートル以上の箇所で、足場などの作業床を設けることが困難なところにおいて、フルハーネス型の墜落制止用器具を使用する場合には、 特別教育 を実施すること。	安衛則第36条	作業開始前に資格状況を確認する等

このチェックリストは「ワークポジショニング作業を伴わない場合」に使用してください。

安衛則：「労働安全衛生規則」、新規格：「墜落制止用器具の規格」、旧規格：「安全帯の規格」、

ガイドライン：「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」

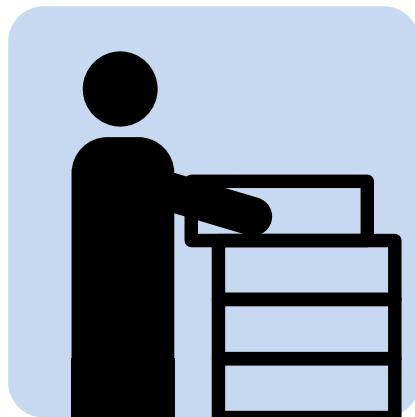
！3つの転倒予防

オットott

転倒による労働災害は最も多く、全体の約25%

転倒によるケガの約6割が休業1か月以上のケガです！！

① 作業場所の 整理整頓



② 作業場所の 清掃



③ 毎日の 運動



▶ 転倒災害は、大きく3種類に分けられます。
皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？



厚生労働省では「STOP ! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。
具体的な対策はこちらをチェック！



あなたの職場は大丈夫？

転倒の危険をチェックしてみましょう！

チェック項目		
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	通路や階段を安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	靴は、すべりにくくちょうど良いサイズのものを選んでいますか	<input type="checkbox"/>
5	転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
6	段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていますか	<input type="checkbox"/>
7	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
8	ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>
9	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>

チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイディアを出し合いましょう！

職場での転倒にご注意ください！

転倒予防のために 適切な「靴」を選びましょう

サイズ

靴と足はフィットしていますか？

足に合った靴は疲労の軽減、事故の防止につながります。



屈曲性

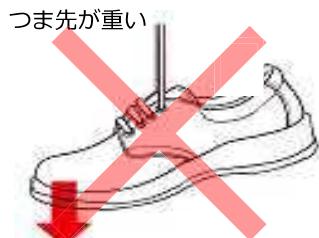
親指から小指の付け根を適度に曲げられますか？

靴の屈曲性が悪いと、疲労の蓄積、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。

重量バランス

靴の前後の重さのバランスはとっていますか？

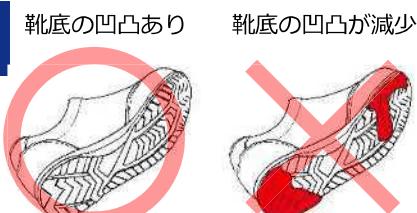
靴の重量がつま先部に偏っていると、歩行時につま先部が上がりにくく、つまずきやすくなります。



靴底の減り具合

靴底がすり減っていませんか？

靴底の減りが大きい靴は、滑りやすくなります



その他の性能

■ 静電気帯電防止性

静電気帯電による放電着火の防止と低電圧での靴底からの感電防止性能



静電

■ かかと部の衝撃エネルギー吸収性

かかとのクッション性に関係し、かかと部の疲労防止性能



■ 耐踏抜き性

釘などの鋭利なものから足裏を防護する性能



STOP！転倒災害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体は、労働災害のうちで最も件数が多い「転倒災害」を減少させるため、「STOP！転倒災害プロジェクト」を推進しています。

STOP！転倒

検索



先芯がない作業環境で使用的する耐滑靴の探し方

作業時に着用する靴の安全性は、作業環境の状況に応じて決められています。

先芯（安全性を確保するために靴のつま先部分に入れる）を履く必要がない作業環境の場合でも、耐滑靴を着用しなければならないことがあります。

その場合、先芯入りの安全靴やプロスニーカーであれば、靴の表示で耐滑性を確認できますが、先芯入りでない靴は表示で耐滑性を確認することができません。

その場合は下記のメーカーへご相談ください。

職場の状況に適合する靴を紹介できるよう、以下の項目を参考に職場の作業環境等もご説明ください。

■作業中に重量物を取り扱うことがあるか

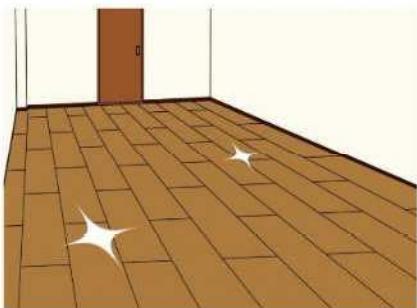
重量物を取り扱う場合、安全靴を着用してください



■床の材質

塗り床／タイル／カーペット 等

床の材質で適合する靴底が変わります



■作業中や作業後に水を取り扱うことがあるか

水を取り扱う場合、靴の表面素材は人工皮革製・ゴム製が最適です



■滑りが発生する場合の状況

滑りが起きた状況によって対策が変わります

(例)

- ・物につまづいた
→運搬と通路改善
- ・濡れた床で滑った
→水・油用耐滑靴検討
- ・凍結路面で滑った
→氷用耐滑靴検討



詳しくはメーカー・販売店にご相談ください

耐滑靴取り扱い店・メーカー

会社名	電話番号	関連商品URL
弘進ゴム株式会社	022-214-3021	https://www.kohshin-grp.co.jp/FormMail/shoes/
株式会社シモン	0120-345-092	https://www.simon.co.jp/contact/
日進ゴム株式会社	086-243-2456	http://www.nisshinrubber.co.jp/contact/index.html
株式会社ノサックス	082-425-3241	www.nosacks.co.jp
株式会社丸五	086-428-0232	https://www.marugo.ne.jp
ミズノ株式会社	0120-320-799	https://sports-service.mizuno.jp/btob_service
ミドリ安全株式会社	03-3442-8293	https://midori-fw.jp/

みんなの安全を、
みんなで守り合う。

SAFE コンソーシアム

— TEAM GOOD SAFE —



“SAFEコンソーシアムについて”

全てのステークホルダーが一丸となり、安全で健康に働くことのできる職場環境の実現を目指す「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」を設立しました。

SAFEコンソーシアムポータルサイト [コチラ](#)



「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」として、全てのステークホルダーが一丸となり、働く人と、全ての人の幸せのために、安全で健康に働くことのできる職場環境の実現のため取り組んでいます。

労働災害防止に向けた機運の醸成や、企業・労働者のみならず、顧客やサービス利用者等のステークホルダーの行動変容のためにご協力いただける全ての企業・団体等の皆様に、コンソーシアムへの参画を呼びかけています。

コンソーシアムの趣旨・目的

労働災害のない安全で安心して働く職場の実現は、いうまでもなく全ての人の願いです。しかし今、産業構造の変化や働き方の多様化に伴って、転倒や腰痛などの労働者個人の身体機能が大きく影響するリスクや、顧客・発注者、調達先等との関係で改善が難しい業務、柔軟な働き方が進んだ結果としての統一的な教育研修機会の減少など、職場単独では対応が難しい新たな課題が増えてきています。SAFEコンソーシアムは、このような課題の解決を進めるため、「Safer Action For Employees (SAFE)」を旗印に、社会全体として安全で安心して働く職場づくりのプライオリティを上げ、加盟者が互いの知恵を共有しながら取組を進めていこうとするものです。



加盟メリット

- ロゴマークの掲示や「SAFEアワード」による労働安全衛生への取組のPR
- 加盟メンバー間での取組事例の共有や適切なサービスの利用による企業等内での労働安全衛生水準の向上、労働災害損失の減少
- 加盟メンバー間の労働災害防止・健康増進事業やサービスのマッチング

取組

- ① 加盟メンバーの地位向上(ロゴマークの利用、コンソーシアムの活動の発信)
- ② 優良事例の表彰、コンソーシアム内外への発信(SAFEアワード)
- ③ 好取組事例や労働災害防止対策サービスの共有、コンソーシアム事務局主催イベント等によるマッチングによる新たな取組の創出
- ④ 安全で安心して働く職場の実現に向けた協議・周知啓発(シンポジウム)



SAFEアワード

労働災害防止に向けた取組を実施している企業・団体に取組内容を応募いただき、優れた取組を表彰します。



シンポジウム

SAFEコンソーシアム加盟者、その他の企業等が安全で安心して働く職場の実現に向けた協議や周知啓発、交流を図ります。



現場視察

コンソーシアム加盟企業の取組を広く周知する現場視察等を行います。

